

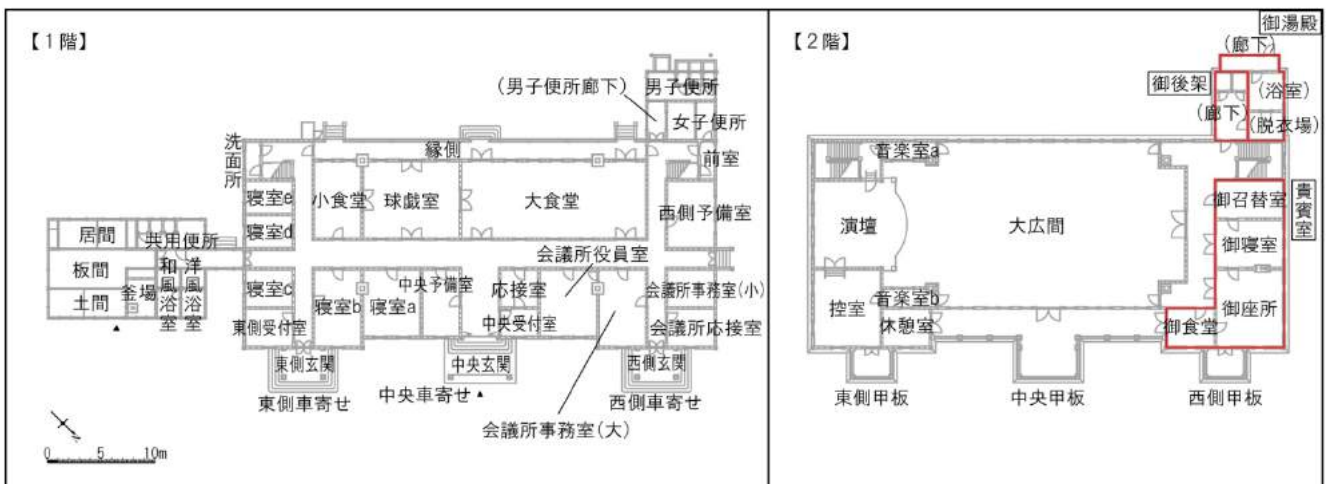
重要文化財旧函館区公会堂
保存活用計画（最終案）

平成 29 年 3 月

函館市

例 言

1. 本計画書は、北海道函館市元町11番33号に所在する「重要文化財旧函館区公会堂」（函館市所有）の保存活用計画（以下、「本計画」という。）である。
2. 本計画は、平成27年度～28年度に実施した文化庁補助の「文化財建造物等を活かした地域活性化事業」（補助率65%）により策定した。
（平成27年度：9,260千円、平成28年度：5,120千円）
3. 本計画は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年3月 文化庁文化財保護部）に基づき策定した。
4. 本計画の策定にあたり、函館市は公益財団法人文化財建造物保存技術協会（以下、「文建協」という。）に素案作成業務を委託した。なお文建協は、(株)札幌企画設計と(株)ノース技研から技術的な協力を得た。
5. 函館市は、「重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画検討委員会」を設置し、専門的な指導・助言を得るとともに、文化庁・北海道の指導のもとに本計画を策定した。
6. 本計画で使用した各室の名称は、下図のとおりである。基本的には、明治43年竣工時の名称（『函館毎日新聞』記載）を用いることとし、本館2階西側の4室と突出部（下図、赤枠部分）は、明治44年皇太子行啓時の名称とした。また、重複する部屋名称には、便宜上「中央～」「東側～」「西側～」、あるいは「～（大）」「～（小）」、または「～a」「～b」「～c」などと表記した。便所は、現状の使用方法に依った。
7. 旧函館区公会堂は北西を正面として建つが、本計画では**正面を北として扱った**。

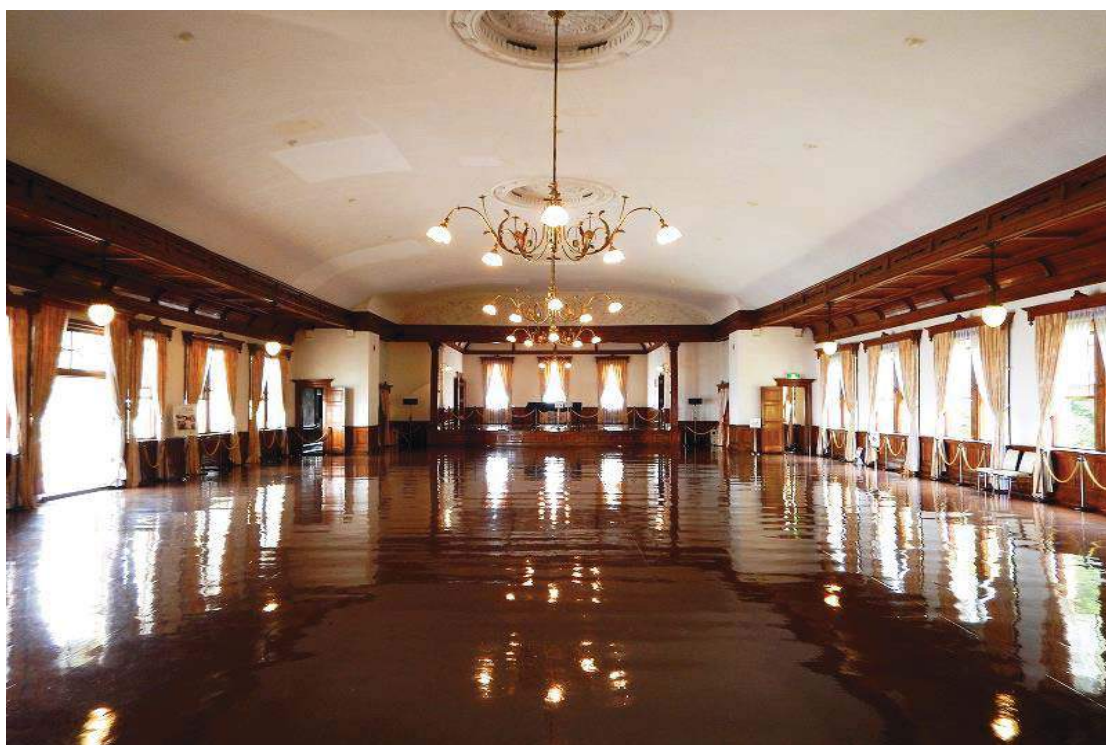




旧函館区公会堂本館 外観



旧函館区公会堂附属棟 外観



旧函館区公会堂本館 大広間



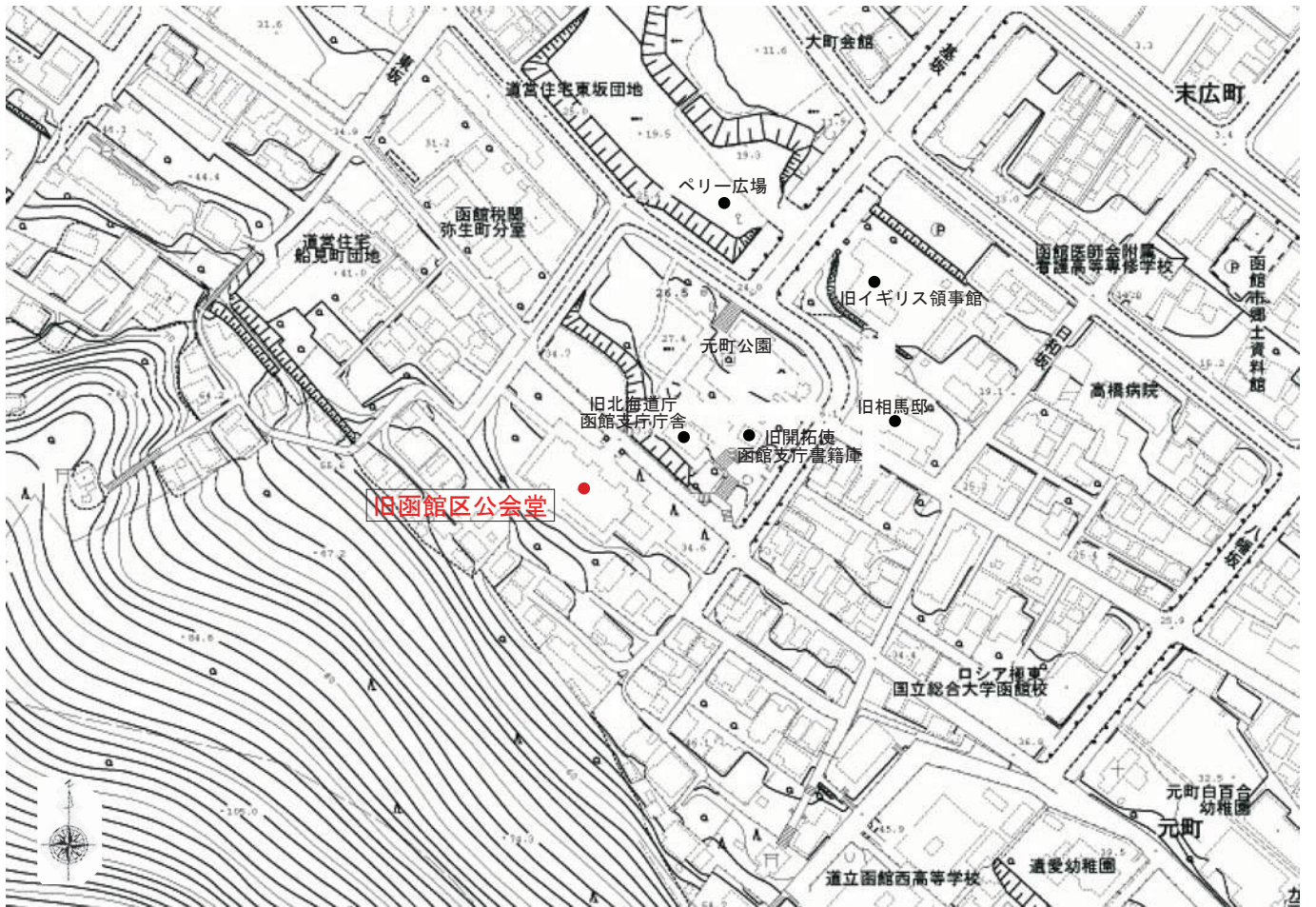
旧函館区公会堂本館 御座所



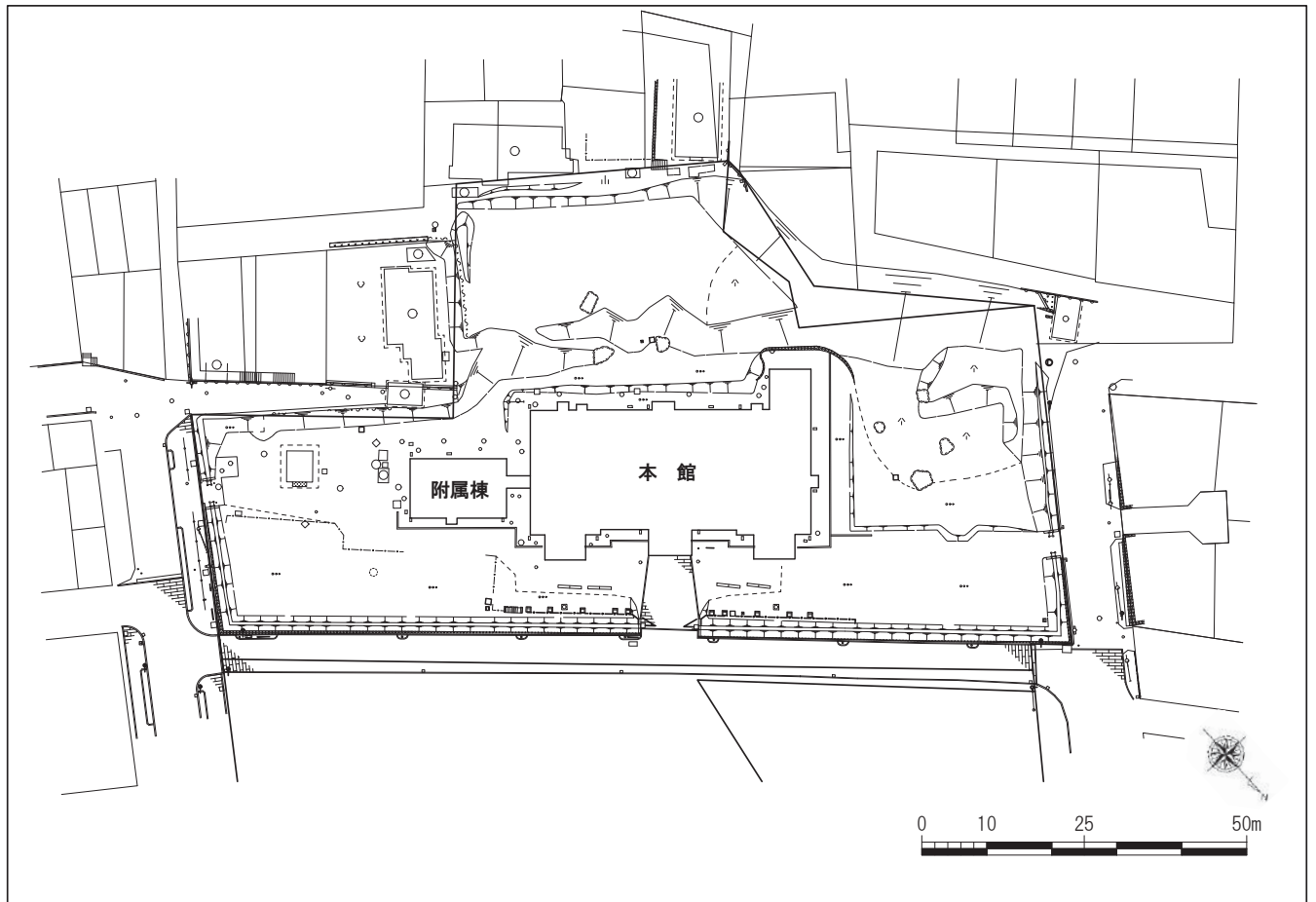
函館市広域図



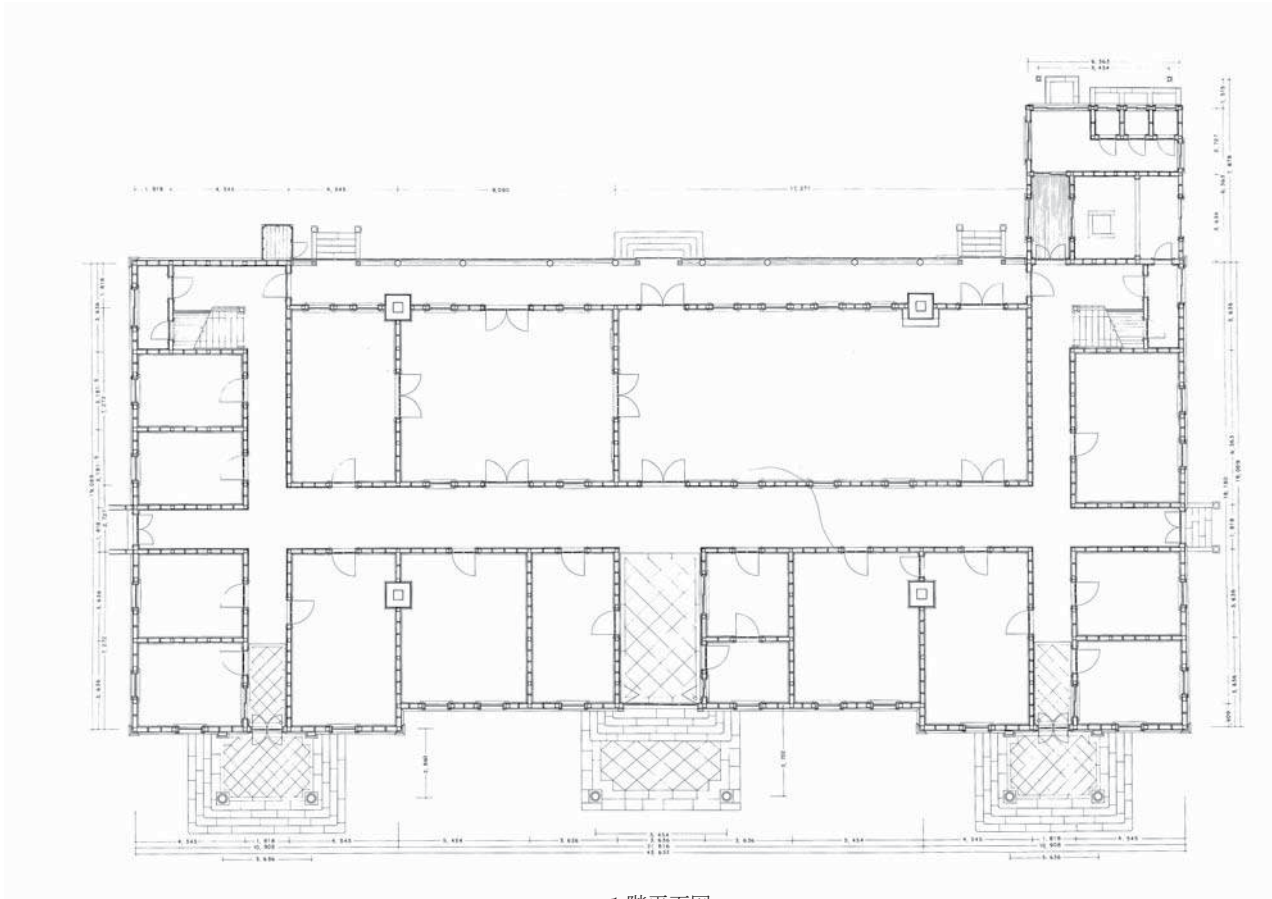
函館市市街図



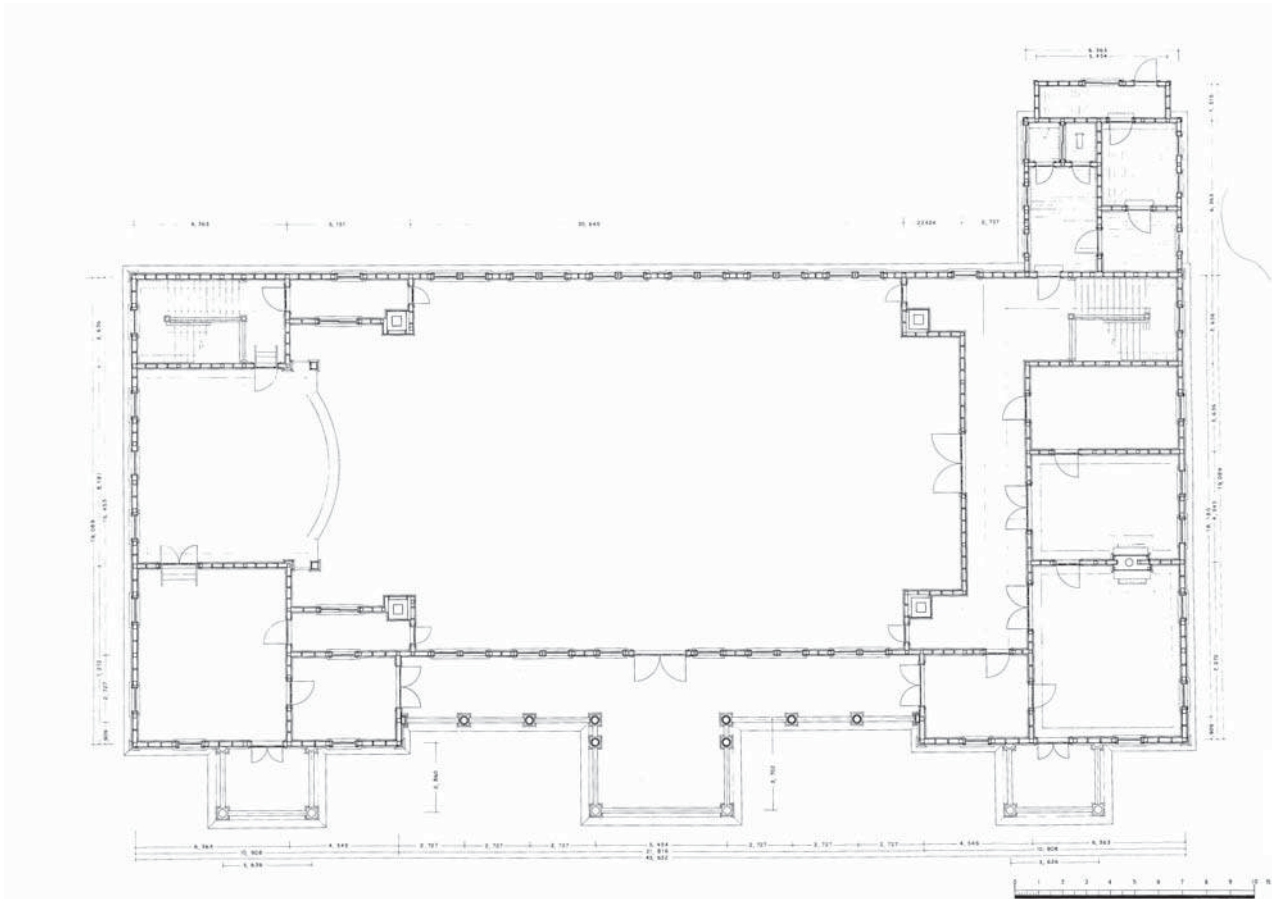
旧函館区公会堂位置図



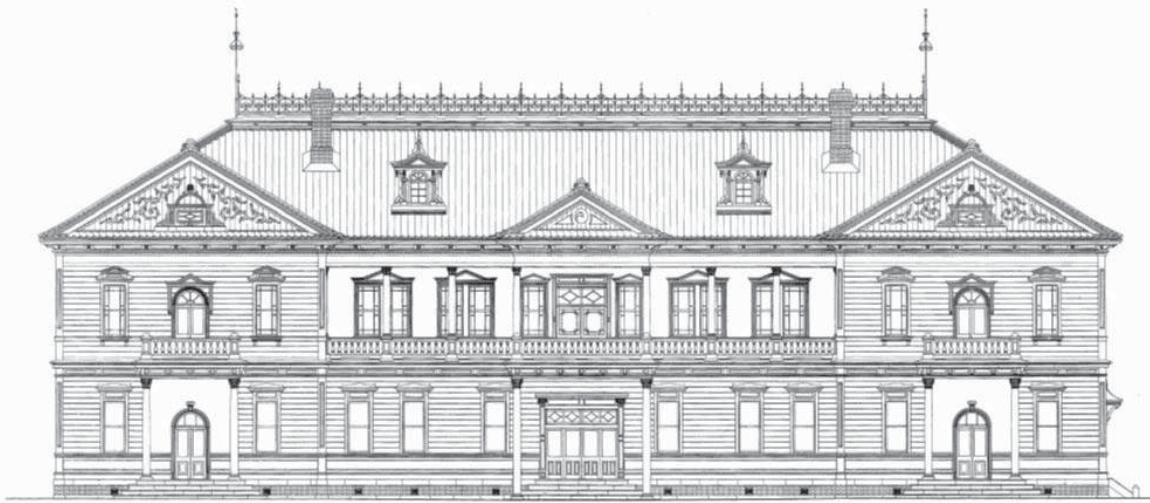
旧函館区公会堂配置図



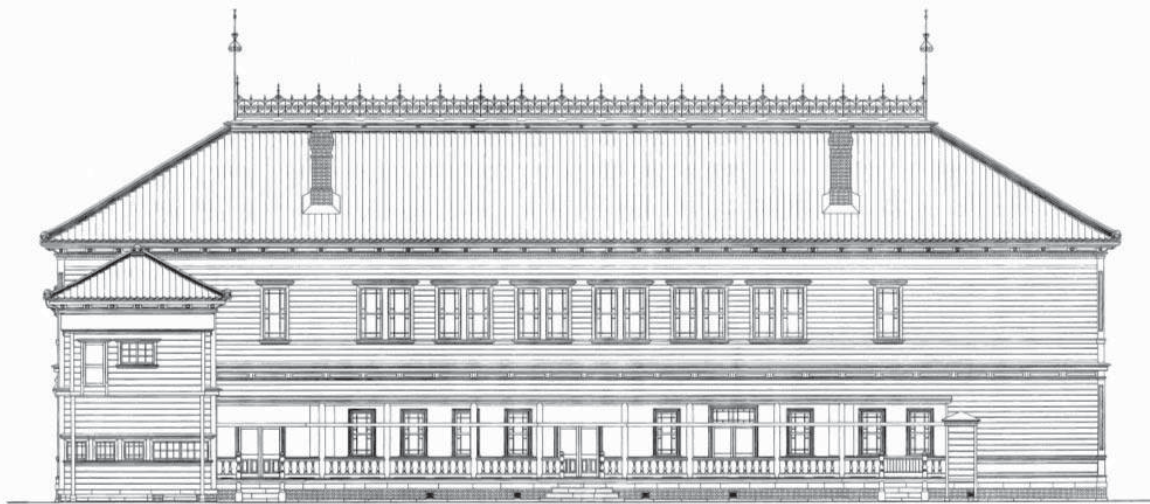
1階平面図



2階平面図



正面图 (北)



背面图 (南)



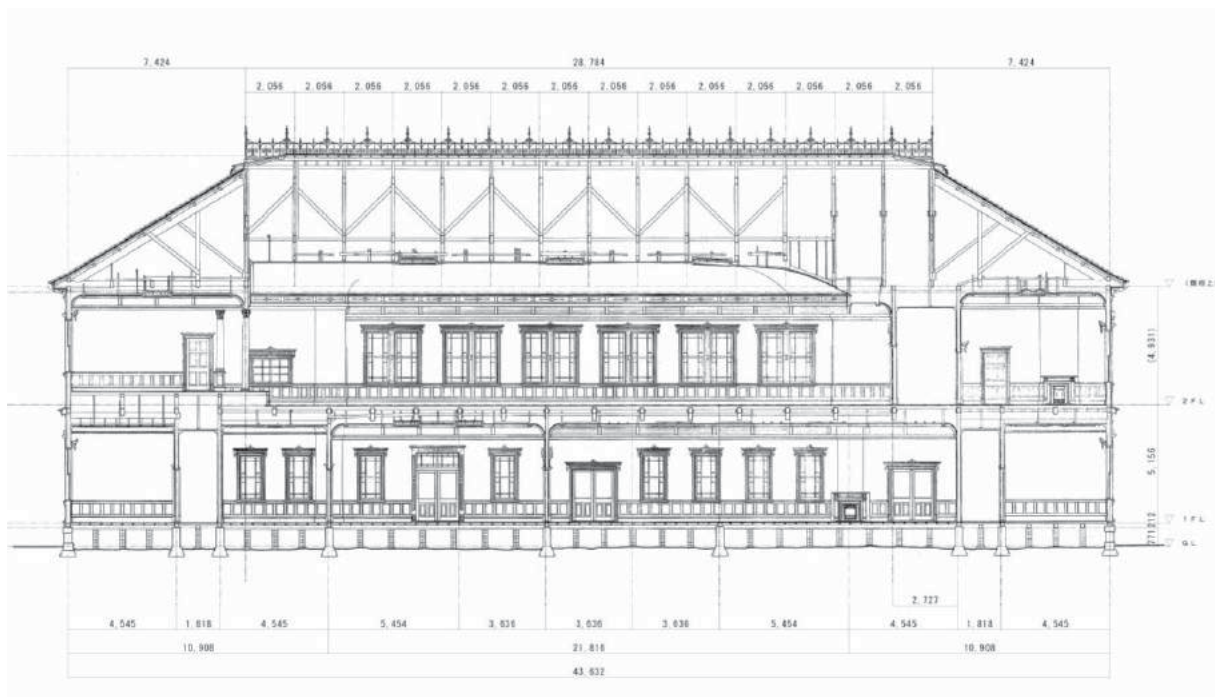
西侧面图



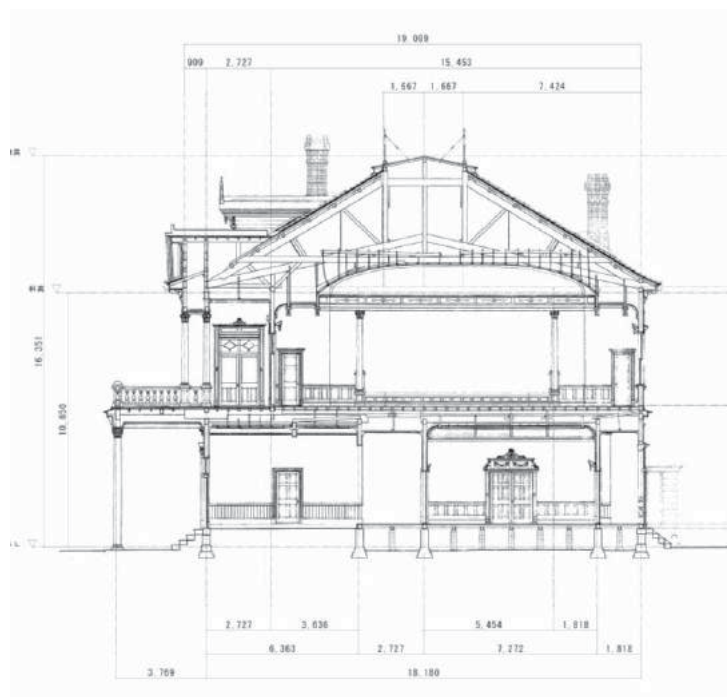
東侧面图

本館図面 (立面图)



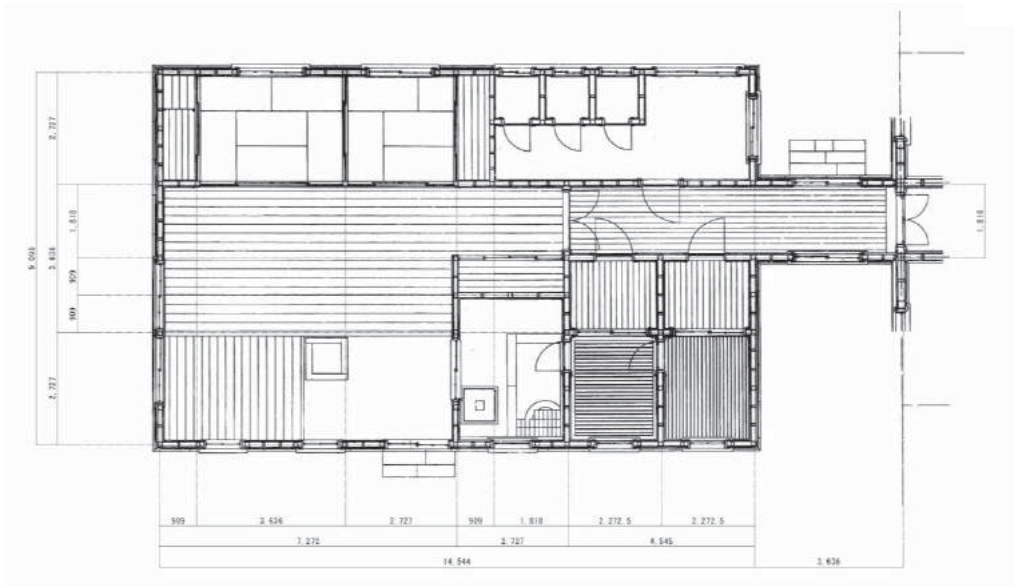


桁行断面图



梁間断面图





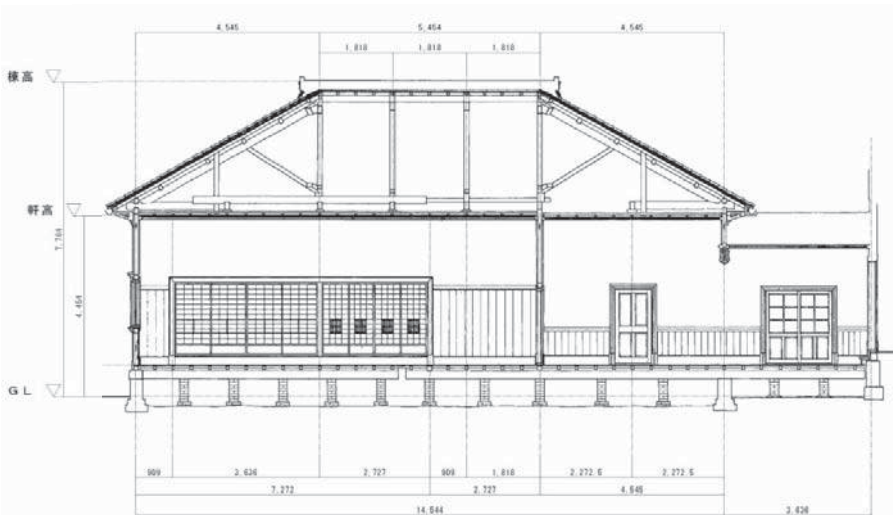
平面図



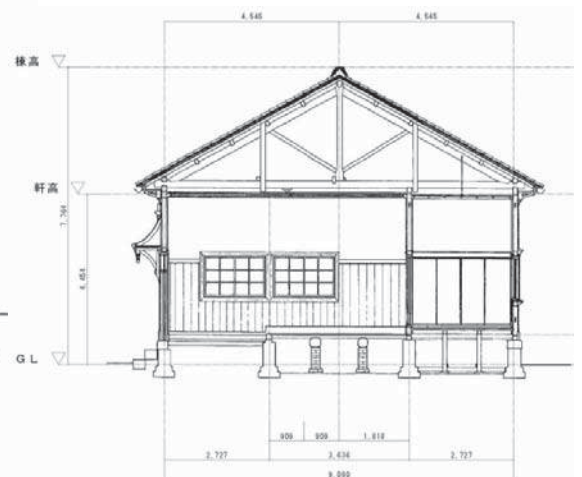
正面図（北）



西側面図



桁行断面図



梁間断面図

附属棟図面



重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画

目次

第1章 計画の概要

1-1.	計画の作成	1
(1)	計画作成年月日	1
(2)	計画作成者	1
(3)	重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画検討委員会	1
1-2.	文化財の名称等	1
(1)	重要文化財（建造物）の名称	1
(2)	重要文化財（建造物）の構造及び形式	1
(3)	所有者の氏名及び住所	1
1-3.	文化財の概要	2
(1)	文化財の構成	2
(2)	文化財の概要	4
(3)	文化財の価値	8
1-4.	文化財保護の経緯	12
(1)	保存事業の履歴	12
(2)	活用事業の履歴	12
(3)	昭和修理の概要・整備の方針	13
(4)	その他の修理及び小規模な修繕	15
1-5.	保護の現状と課題	16
(1)	保存の現状と課題	16
(2)	活用の現状と課題	17
1-6.	計画の概要	17
(1)	計画区域	17
(2)	計画の目的	18
(3)	計画の基本方針	18

第2章 保存管理計画

2-1.	保存管理の現状	19
(1)	保存状況	19
(2)	管理状況	19
2-2.	保護の方針	21
(1)	部分の設定と保護の方針	21
(2)	部位の設定と保護の方針	23
2-3.	管理計画	26
(1)	管理体制	26
(2)	管理方法	27
(3)	今後の課題	30
2-4.	修理計画	31
(1)	当面必要な維持修理の措置	31
(2)	今後の保存修理計画	31

第3章 環境保全計画

3-1.	環境保全の現状と課題	33
3-2.	環境保全の基本方針	33
3-3.	敷地環境の変遷と現状	34
3-4.	区域の区分と保全方針	36
(1)	区域の区分	36
(2)	各区域の保全方針	36
3-5.	建造物の区分と保全方針	38
(1)	建造物の区分	38
(2)	建造物保護の方針	38
3-6.	防災上の課題と対策	40
(1)	防災上の課題	40
(2)	環境保全施設整備計画	40
(3)	周辺樹木の管理	40

第4章 防災計画

4-1.	防火・防犯対策	41
(1)	火災時の安全性に係る課題	41
(2)	防火管理計画	41
(3)	防犯計画	43
(4)	防災設備（防火・防犯設備）計画	44
4-2.	耐震対策	47
(1)	耐震診断	47
(2)	地震時の対処方針	47
4-3.	耐風対策	49
(1)	これまでの被害	49
(2)	今後の対処方針	49
4-4.	その他の災害対策	49
(1)	積雪被害	49
(2)	土砂災害	49

第5章 活用計画

5-1.	活用の現状と主な課題	51
(1)	公開	51
(2)	現在の活用方法	53
(3)	設備類	54
5-2.	公開その他の活用の基本方針	55
5-3.	公開計画	56
(1)	建造物の公開	56
(2)	家具の展示	57
5-4.	活用方策	58
(1)	貸室	58
(2)	貸衣装・ヘアメイク・売店	58
5-5.	施設等整備計画	59
(1)	管理・活用に必要な諸室	59
(2)	活用に必要な設備	60

5-6.	外構及び周辺整備計画	65
(1)	敷地の公開計画	65
(2)	整備方針	65
5-7.	管理・運営計画	66
(1)	指定管理者制度	66
(2)	協力団体	66
(3)	市民への開放	66
(4)	周辺施設との連動	66
5-8.	活用における関係法令等の整理	66
(1)	主な法令	66
(2)	公会堂に関する市の条例等	67
(3)	活用内容により考慮すべき法令等	67

第6章 保護に係る諸手続

6-1.	文化庁長官の許可を必要とする場合	71
(1)	文化財建造物の現状を変更しようとするとき	71
(2)	文化財建造物の保存に影響をおよぼす行為をしようとするとき	71
(3)	所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき	72
6-2.	文化庁長官への届出を必要とする場合	72
(1)	き損届	72
(2)	修理届	72
(3)	その他	72
6-3.	本保存活用計画の変更	72

資料編

1.	建造物の保護に係る部位の設定（写真資料）	73
2.	旧函館区公会堂に関する史料	123
3.	函館市重要文化財旧函館区公会堂条例及び同条例施行規則	171

第1章 「計画の概要」

1-1. 計画の作成

(1) 計画作成年月日

平成29年(2017)3月31日

(2) 計画作成者

函館市

(3) 重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画検討委員会

表 1-1. 重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画検討委員会

区分	氏名	所属等	専門等
座長	角 幸博	北海道大学名誉教授／NPO法人歴史的地域資産研究機構代表理事	文化財建造物
委員	石王 紀仁	函館市文化財保護審議会委員／ハコダテ☆ものづくりフォーラム代表	建築
委員	菊池 幸恵	函館工業高等専門学校准教授	まちづくり
委員	木村 健一	公立はこだて未来大学教授	情報デザイン
委員	木村 勉	長岡造形大学名誉教授／昭和57年竣工旧函館区公会堂保存修理工事事務所長	文化財建造物修理
委員	伊藤 鈴音	公募委員	市民代表

1-2. 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称

1) 名称及び員数

重要文化財旧函館区公会堂 2棟 本館、附属棟

2) 指定年月日

本館：昭和49年(1974)5月21日

[北海道有形文化財指定 昭和46年(1971)3月5日]

附属棟：昭和55年(1980)12月18日

3) 所在地

北海道函館市元町11番33号

(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式

本館：木造、建築面積886.3㎡、二階建、棧瓦葺

附属棟：木造、建築面積133.9㎡、一階建、渡廊下附属、棧瓦及び鉄板葺

(3) 所有者の氏名及び住所

1) 所有者

名称：函館市

所在地：北海道函館市東雲町4番13号

2) 管理者（指定管理）

名称：公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団

所在地：北海道函館市湯川町1丁目32番1号 函館市民会館内

1-3. 文化財の概要

(1) 文化財の構成

旧函館区公会堂（以下、「公会堂」という。）は函館市元町に位置する。敷地は函館山の中腹、函館湾から延びる基坂の軸線上に構え、敷地の中心に重要文化財である本館と附属棟が北西を正面として並び建つ。本館と附属棟の正面及び側面の三方は平坦地とし、背面側には斜面を上った一段高い位置に庭園を設け、その背後は函館山へと続く山林に覆われている。敷地には、本館と附属棟に加え、正門の石造門柱や正面から両側面に廻り込む石垣など、公会堂建設当初の歴史的環境がよく残っている。

前面の元町公園は、かつて松前藩や江戸幕府の役所（奉行所）や北海道庁函館支庁が置かれ、函館の政治的な中心地であった。周辺には教会や領事館などの洋館、和洋折衷様式の住宅などが建ち並び、一帯には異国情緒溢れる町並みが残っている。これらの一部は「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区」（以下、「伝建地区」という。）として、平成元年（1989）に北海道で唯一の国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。公会堂の敷地は、伝建地区内の西端に位置し、本館、附属棟、正門の石造門柱（工作物）が伝統的建造物、正面の石垣が環境物件として保護されている。

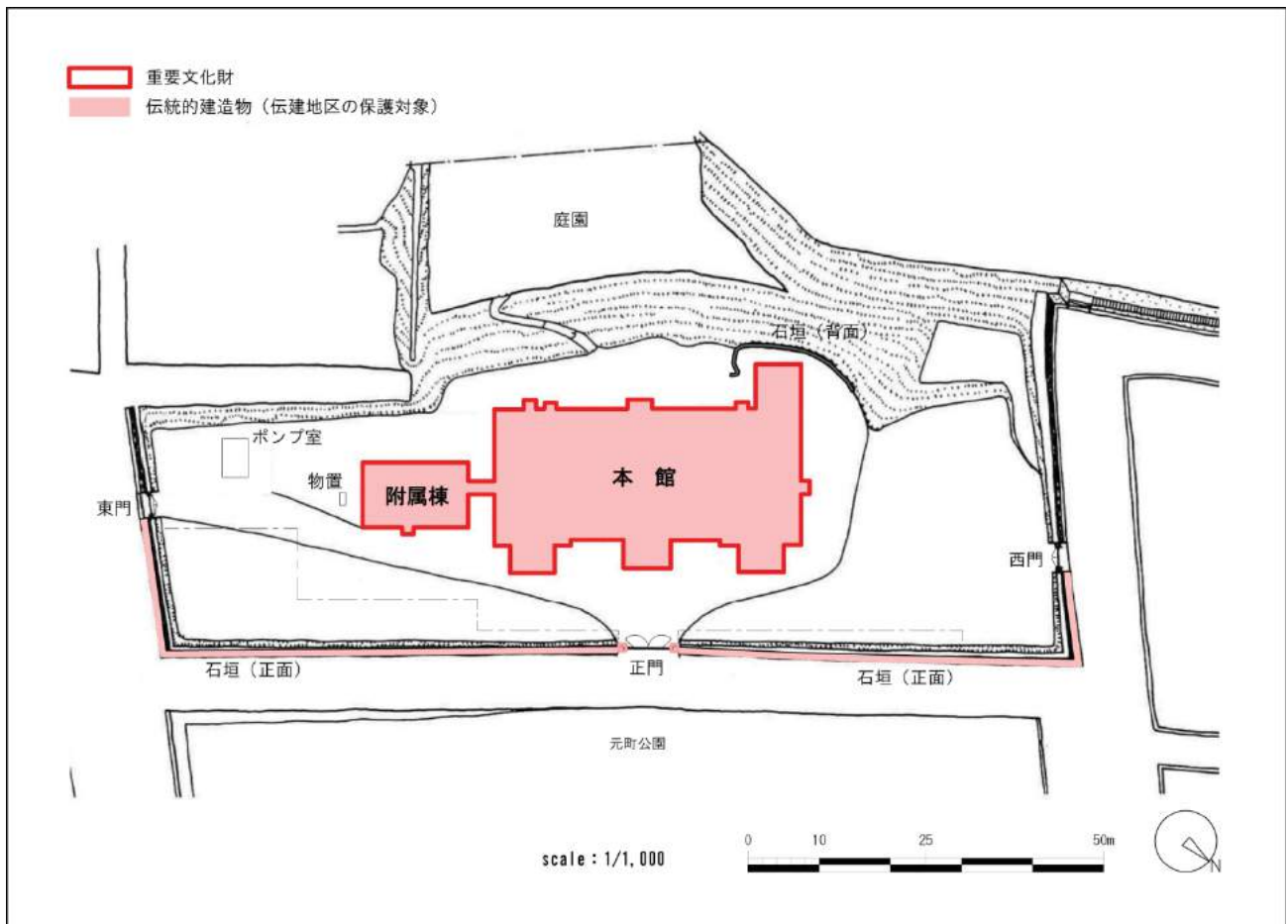


図 1-1. 旧函館区公会堂 敷地図

建造物

伝統的建造物(伝建地区の保護対象)

重要文化財



【本館】明治43年
木造、建築面積886.3㎡、二階建、
棧瓦葺



【附属棟】明治43年
木造、建築面積133.9㎡、一階建、
渡廊下附属、棧瓦及び鉄板葺



【ポンプ小屋】昭和57年
木造、平屋建、棧瓦葺

工作物・環境物件等



【正門】明治43年頃
石造門柱2基、間口約8.2m、
鑄鉄製門扉付
※伝統的建造物は門柱のみ
門扉は昭和37年頃



【東門】昭和37年
煉瓦張門柱2基、間口約3.2m、
木製門扉付



【西門】昭和37年頃
煉瓦張門柱2基、間口約3.2m、
木製門扉付



【石垣(正面)】明治43年頃
石造、総延長約115m、
上部に土塁を築く



【石垣(背面)】※年代確認
石造、総延長約86m、
昭和修理時に一部整備



【庭園】明治43年頃か
敷地南側の一段高い段に設ける

その他



【防災設備】昭和57年



【照明(外灯等)】※年代確認



【物置】年代不明

図1-2. 旧函館区公会堂の構成要素

(2) 文化財の概要

1) 立地・環境

函館は古くから天然の良港として知られ、海産物交易の拠点として発達してきた。公会堂の位置する西部地区は、函館山北麓の傾斜地に広がって函館港に面し、寛政11年(1799)に箱館奉行所、明治期には開拓使函館支庁、函館県庁、北海道庁函館支庁などが設置され(全て現在の元町公園敷地内)、当地の政治の中心地であった。安政元年(1854)、日米和親条約締結により下田とともに箱館(当時)が開港地とされ、同6年(1859)に初の対外貿易港として本格的に開港されると、領事館や教会、洋館などが建てられ、経済・文化の拠点として発展した。

西部地区は、近世以降、度々の大火に見舞われているが、明治11年(1878)、同12年(1879)の大火後に行われた復興事業では、防火線街路として基坂や二十間坂を幅員20間(約36m)に拡幅するとともに、直通道路を設けて矩形の整然とした街路を整備した。現在の街区の骨格はこの時に形成されたもので、ここに明治から昭和初期に建てられた領事館や宗教建築、煉瓦造倉庫、和洋折衷様式の住宅などが建ち並び、異国情緒豊かな町並みが広がっている。そのうち、平成元年(1989)には、弥生町、大町、末広町、元町、豊川町のそれぞれ一部からなる約14.5haが「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区」として国の重伝建地区に選定された。

伝建地区は、基坂から元町公園や公会堂、ハリストス正教会を経て大三坂を下り、港際の煉瓦造倉庫群の一角に至る延べ約1.5kmのコの字形の街区で、文化施設や住宅を中心とした「旧函館区公会堂周辺及び函館ハリストス正教会復活聖堂周辺の区域」と、煉瓦造倉庫や海産商建築が集まる「金森倉庫群周辺の区域」の2つの区域からなる。

公会堂は伝建地区の西端、基坂及び元町公園の上方に敷地を構え、函館山を背にして函館港を眼前に見下ろす。周辺には、高くそびえる宗教建築や低層の住宅が坂道沿いに建ち並び、見晴らしの良い緩やかな歴史的景観が広がっている。

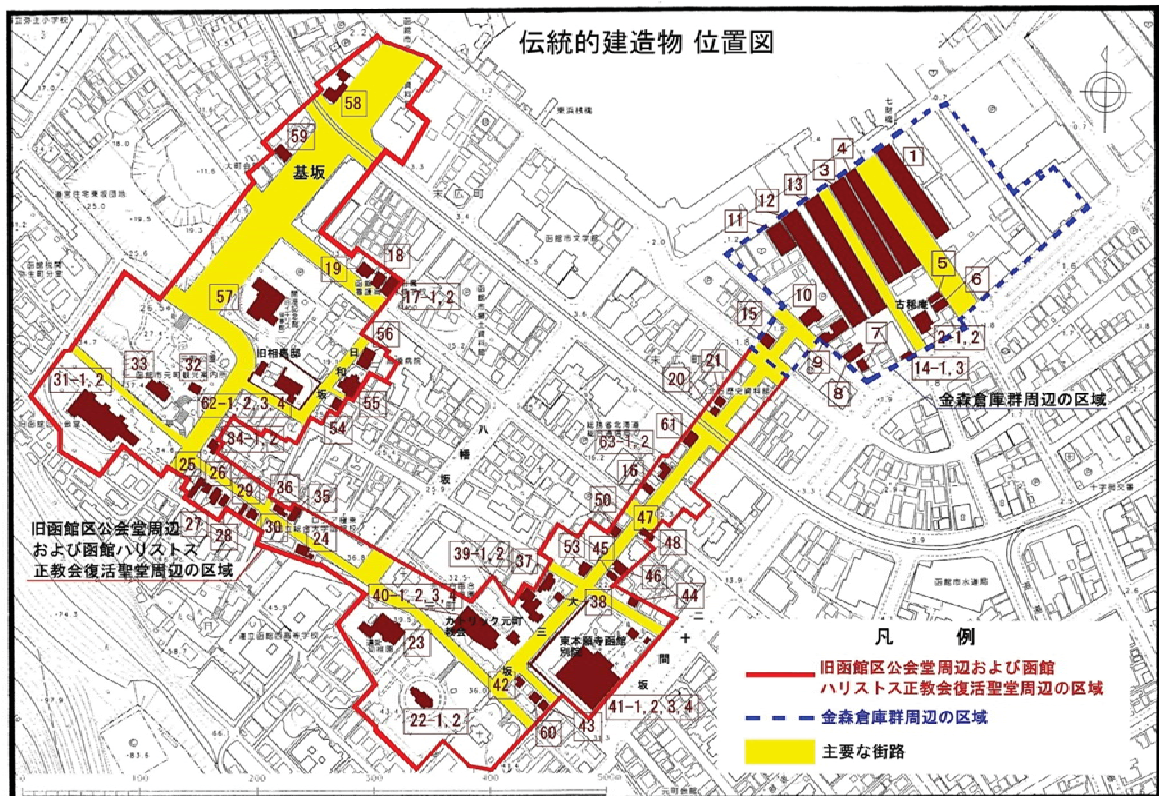


図 1-3. 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区

2) 創立・沿革

明治40年(1907)の大火により、現在地西方の旧函館区富岡町(現函館市弥生町)にあった町会所、また同所にあった商業会議所が焼失した。その後すぐに再建が議論されたが、旧町会所の敷地は狭隘となっていたため、旧元町女子高等小学校敷地である現在地に、新たな集会所及び商業会議所事務所としての公会堂の建設が決定された。公会堂建設に際しては総事業費56,720円646が必要であったが、当地の豪商・相馬哲平が50,000円を寄附し、明治43年(1910)に竣工した。設計は、函館区技手小西朝次郎^{注1}、棟梁は地元の大工村木甚三郎^{注2}で、建設にあたっては各地を視察し、意匠などを検討した。家具は、建築工事とは別発注で、函館市内で製作されたと考えられ、「函館区会報告」には当初289点の家具があったという。

3) 施設の性格

当初は集会所と商業会議所に加えてホテルとしての利用が計画され、玄関が3つ設置されたが、結局、ホテル案だけは実施されなかったという^{注3}。竣工の翌年には皇太子嘉仁親王(後の大正天皇)が行啓の際に行在所とされ、その後は講演会や記念祝賀会・特産品展覧会・品評会・洋画展覧会・音楽会などの各種のイベントが催されるなど、市民に親しまれてきた。

戦後の混乱期には、国立函館病院や函館地方海難審判庁など様々な用途に転用されたが、昭和32年(1957)に公会堂としての利用を再開した(P.12表1-4参照)。昭和49年に国の重要文化財に指定(附属棟は昭和55年追加指定)、昭和55年～57年には半解体修理(以下、「昭和修理」という。)が実施され、詳細が『重要文化財旧函館区公会堂保存修理工事報告書』(以下、「保存修理工事報告書」という。)にまとめられた。修理後は多くの観光客が訪れる有料観覧施設として公開されるとともに、市民団体による各種コンサートが定期的開催されるなど、市民にも親しまれている。



写真 1-1. 旧町会所



写真 1-2. 相馬哲平



写真 1-3. 小西朝次郎



写真 1-4. 村木甚三郎

※写真 1-1・2 は「函館市中央図書館所蔵デジタルアーカイブ」、3 は『函館毎日新聞』(明治43年9月20日)、4 は NPO「“箱館写真”の会」から

注1 「明治十二年函館に生る。義兄に軍人あり。建築術を就きて習う。弱冠にして特に明治二十三年福島屋杉浦允の邸宅は當時第一等の建築にしてその棟梁たり。現在青年會館に残る文庫蔵に戸前によって往時の盛観を想見すべし。明治四十四年業を廃し大森町に引退し大正十年一月十九日死亡せり」(『函館建築工匠小伝』(村田専三郎、1943年11月)から)。『東宮殿下行啓記念 函館奉迎記』(千葉稲城、1911年9月)によれば、明治44年の皇太子行啓に際しては、「御旅館係(公会堂)」の理事として名を連ねている。

注2 「嘉永元年三月三日越後中蒲原郡龜田町に林之助長男として生る。古山口松に大工徒弟に入り慶應元年高龍寺建築に師と共に来函す。明治二年独立するや鋭意匠術に精進し技術を認めらる。辯天町富岡町小舟町に居を替へて盛大に赴く。適々十二年の大火に儲け二十年釧路集治監の工事に産を興しその基礎を築けり。富岡町の棟梁山田平吉の歿するやその子弟を引取り山平の屋號にて大に擴張せり。四十年の大火後郵船會社支店弥生小學校公會堂セメント會社水電會社等官公衛大會社の工事請負に名を成し北海道屈指の請負人となれり。大正十三年三月二日死亡せり」(『函館建築工匠小伝』(村田専三郎、1943年11月)から)。その後明治44年の皇太子行啓に合わせた2階突出部増築工事などにも携わっている。

注3 『函館毎日新聞』明治42年7月7日の記事にホテル案についての記載がある。公会堂使用条例、各室の使用料金など、その後の資料からは、ホテルとして利用した事実を確認できないが、『はこだての文化財 古建築編』(函館市文化財保護協会、1971年)など、重文指定前の図面等には、「大寝室」・「小寝室」などの部屋名が見える。さらに、ベッドや化粧台など寝室としての家具が残っていることから、迎賓などの際の宿泊室として利用された可能性がある。

4) 主な改造時期と内容

公会堂は、竣工直後から各部の改修が行われ、主に4期に分けることができる^{注4}。

【第1期】当初（明治43年）から皇太子行啓（同44年）

明治43年(1910)の竣工後まもなく、同44年(1911)の皇太子行啓に向け本館突出部に2階が増築されて便所と風呂が設置された。また同時に貴賓室廻りの造作も上等なものに整備されている。

【第2期】大正期から戦前

公会堂として多くの市民に利用されるとともに、内部の間仕切が変更された。外部では、屋根飾りが撤去され、外壁塗装は大正11年(1922)に黄土色に変更された。雨掛かりとなる2階の甲板も改修されている。

【第3期】戦後から昭和修理前

戦後の混乱期の中で用途が転用されていた昭和20年代には、本館2階の甲板が全て撤去された。これらは昭和32年に**公会堂として利用を再開した際に**、当時の函館市役所建築課などにより復旧された。

内部では床や天井に新建材が使われ、間仕切や便所レイアウトの変更が行われた。外部では、昭和43年の十勝沖地震によって煙突が倒壊したことから、煙突の屋上部分がRC造に変更されたと考えられる。外壁塗装は、昭和34年(1959)にピンクと白色に変更された。

【第4期】昭和修理後

昭和55年からの半解体修理によって、明治44年(1911)の皇太子行啓時の姿に復原され、現在もこの状態をよく保っている。修理では、間仕切や甲板の形式が復され、床や天井、カーテンなどの内装類、照明類も綿密な検討を経て復原整備された。また外壁塗装は、解体調査や史料調査から建築当時の色調が判明し、青色と黄色の外観に再生された。さらに活用のための整備も行われ、便所は、本館突出部を男女別、附属棟を共用とし、設備も昭和修理時の一般的なものに更新された。



写真 1-5. 昭和20年代 本館外観

※保存修理工事報告書から

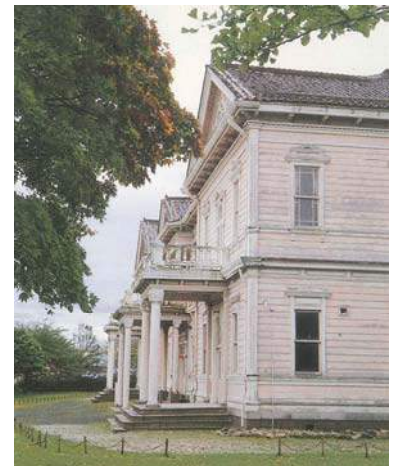


写真 1-6. 昭和修理前 本館外観

※保存修理工事報告書から

注4 保存修理工事報告書の記述を基に、小規模な修繕に関する書類を参考とした。

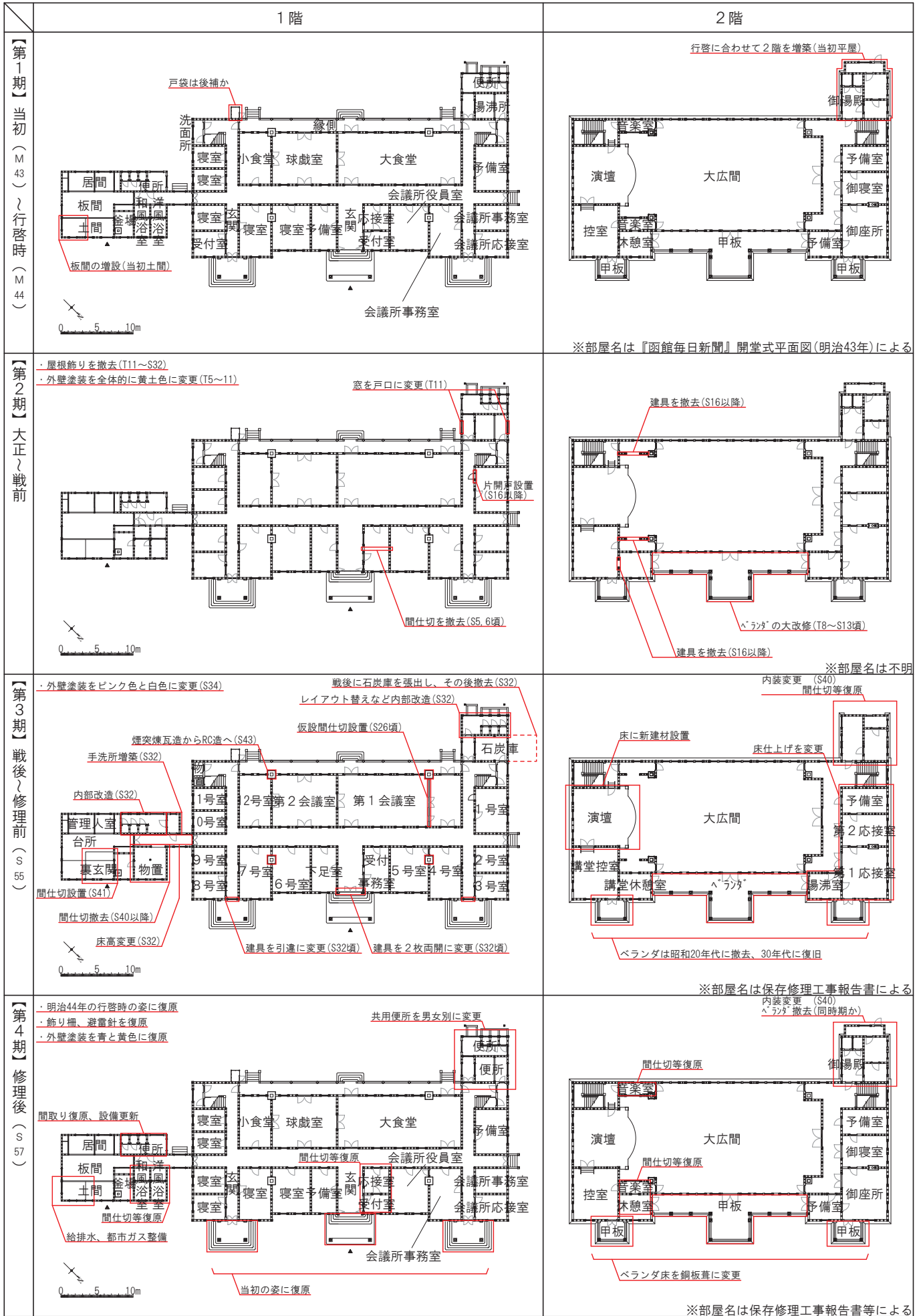


図1-4. 建物の変遷

(3) 文化財の価値

1) 指定説明

【本館】

この建物は函館区（現函館市）（注1）の公会堂として明治42年5月着工、翌43年9月に竣工したもので、設計者は函館区技手小西朝次郎、棟梁は村木甚三郎であった。総工費は5万8千余円、うち5万円は当地の豪商相馬哲平が寄附したものである。

木造2階建てで、基礎はレンガ積の上に布石をおき、外壁は下見板張り、屋根は棧瓦葺とする。正面桁行43メートル余り、梁間約18メートルで、両端をわずかに突出させて切妻の破風をみせ中央にも小さな飾破風を設けてそれらの間には屋根窓をおく。車寄は中央と両端の3個所に附設する。

平面は中廊下式で、1階は食堂、球戯室のほか、寝室、会議室などの小部屋を配し、背面は円柱を立て吹放しの廊下としている。2階は大部分を講堂とし、ほかに貴賓室をおき、正面にはバルコニーを設けている。

主要室には暖炉を構え、折上格天井とするが、講堂は天井をボールドとしている。貴賓室の照明器具も古いものが残されている。

この建物は改造が少くて保存もよく、公会堂建築の一遺構として価値が認められる（注2）。

（注1）函館区の「区」は自治制の区ではなく、郡区町村編制法に基づいて明治21年施行され、大正11年まで続いた。北海道では札幌、小樽その他現在の市のほとんどが区であった。

（注2）明治時代に建てられた公会堂建築の遺構としては次のものがある。

（学会編「全国明治洋風建築リスト」による）

奈良県公会堂（明治36、木造、平家建）

福岡県公会堂（明治43、木造、二階建）

郡公会堂（秋田県横手市、明治33、木造、二階建）

坂城公民館（長野県埴科郡坂城町、明治21、木造、三階建）

【附属棟】

旧函館区公会堂本館は函館区技手小西朝次郎の設計により明治43年9月に竣工したもので、昭和49年重要文化財に指定された（注1）。

附属棟は本館と同時の建築で（注2）、本館の向って左手に建ち、本館とは渡廊下でつながれる。

桁行14.7メートル、梁間9.2メートル、木造、平屋建、寄棟造、棧瓦葺の建物で、正面の意匠は本館に合わせて上げ下げ窓とし、出入口には方杖で洋風の庇を付け（注3）、渡廊下と側面、背面側の窓は引違戸とする。

平面は東半部の正面側を広い板の間とし、出入口を設け、背面側に6畳と4畳半の2室の居室をとり、管理人の住居とする。西半部は渡廊下の延長に中廊下をとり、正面側を洋式と和式の2室の浴室と釜場、背面側を便所とする。浴室の天井を木造のリップ付ボールド状とし、中央に湯気抜を付けるなど内部意匠にもみるべきものがある。

部分的な改造はあるが全体として保存もよく、本館の附属建物として価値があり、一体として保存を計りたい。

（注1）昭和49年5月21日指定、文部省告示第79号

（注2）明治43年9月20日の「函館毎日新聞」に平面略図と写真がのっている。

（注3）本館側、旧和風浴室前面の庇付出入口は後補で、当初は上げ下げ窓である。

2) 文化財の価値

【建築史的価値】

① 【公会堂（建築用途）としての価値】 公会堂建築の古い遺構

明治中期以降に全国的に建てられるようになったという公会堂の中でも、現存最古に属する遺構といえる（P.10 表 1-2 参照）。大規模なホールや演台に加え、寝室や大食堂など迎賓や宿泊といった用途にも対応するための各室を備えており、公会堂建築の発達史上、重要な事例である^{注5}。

② 【建築意匠・技術的価値】 地元の技手・大工により建てられた大規模な洋風建築

本館は、中央及び左右の翼屋に三角ペディメントを飾り、それぞれ吹放しのポーチを設ける。3つのポーチは、当初に計画されていた集会所・商業会議所・ホテルの各玄関として設けられたもので、翼屋にはさまれた正面2階中央には函館湾に臨むオープンベランダを開く。2階大広間は梁間8.5間、桁行15.5間、ボルト天井のホールで、正面に漆喰レリーフで飾られた演台が付く。このような洋風建築が地元の豪商の出資の下、函館市の技手・大工により設計施工された点は意義深く、洋風建築が多く残る北海道において、建築意匠・技術の展開を見る上で貴重な遺構といえる。

③ 【内部空間の価値】 内装がよくわかり、当時の生活様式の一端を探る上で貴重

輸入品の灯具や壁紙は当初のものが現存し、マントルピースや天井中心飾りなども残りがよく、内装には見るべきものが多い。一方、当初のものが失われていたもの、生産終了などにより復元できなかったものなどもあるが、カーテンやリノリウムなどは、痕跡や古写真などによる綿密な検討を経て復元整備されている。さらに、建設当初の家具が多く残り、史料から発注時の様子や家具の配置もよく知られる。特に2階貴賓室廻りには、皇太子行啓時に使用された上質な家具が豊富に現存している。内部空間全体を通して、かつての生活様式を知れる点で資料的価値が高い。

【歴史的価値】

④ 【景観資源としての価値】 歴史的町並みにおけるランドマーク的存在

公会堂の建つ西部地区は、幕末期から開港場として発展した函館のかつての中心区域で、明治11・12年の大火後に整備された周辺の街区一体は「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区」として保護されている。基坂上から函館港を見下ろし、青と黄色の配色が目を引く堂々たる公会堂の容姿は、異国情緒漂う歴史的な町並みにあってランドマーク的な存在と言える。

⑤ 【地域の拠り所】 多くの人々に親しまれる地域の中心的施設

公会堂は、明治40年の大火後に市民によって建てられ、集会場や物産陳列所、あるいはコンサート会場などとして賑わい、広く市民に親しまれてきた。一方、皇太子行啓の宿泊・休憩施設として、明治44年には嘉仁親王（後の大正天皇）、大正11年には裕仁親王（後の昭和天皇）が訪れ、大正5年にはロシア副領事を招いて祝賀会が催されるなど、迎賓館としての機能も併せ持っていた。

現在では多くの観光客が訪れる有料観覧施設として公開されるとともに、市民団体による各種コンサートが定期的に開催されるなど、生涯学習施設としても多くの人に利用されている。

注5 猪野明洋「公会堂の発生と明治期におけるその倶楽部的性格—近代日本オーデトリウム建築計画論その1—」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』,1995年）によれば、「明治初期において“公会堂”という言葉は“おおやけの会合や議会のための議場”を意味し」とされ、明治の終わりにかけて「公会堂の利用形態には「演説、集会、討論」の他に、「迎賓、式典、宿泊」「演奏会」が存在」としている。さらに同氏「公会堂の構造転換—近代日本オーデトリウム建築計画論（その2）—」（『日本建築学会関東支部研究報告集』,1995年）によれば、その後公会堂は「その中心的な利用を「演劇、演奏会、映画上映」へと徐々に変えていく」としている。

表1-2. 主な公会堂建築一覧（国文化財及び道内の類例）

区分	名称	種別	年代	所在地
国指定重要文化財	旧遠江国報徳社公会堂（大日本報徳社大講堂）	文化施設	明治 36	静岡県
	旧函館区公会堂	文化施設	明治 43	北海道
	旧福岡県公会堂貴賓館	文化施設	明治 43	福岡県
	旧額田郡公会堂及物産陳列所	文化施設	大正 2	愛知県
	大阪市中央公会堂	文化施設	大正 7	大阪府
国登録有形文化財	明石市立中崎公会堂	官公庁舎	明治 44	兵庫県
	和泉公会堂	文化施設	大正 10	千葉県
	郡山市公会堂	文化施設	大正 13	福島県
	旧大谷公会堂	文化施設	大正 15	栃木県
	岩手県公会堂	文化施設	昭和 2	岩手県
	武生市公会堂記念館（旧武生公会堂）	文化施設	昭和 4	福井県
	豊橋市公会堂	文化施設	昭和 6	愛知県
	琴平町公会堂	文化施設	昭和 9	香川県
	大津市旧大津公会堂	文化施設	昭和 9	滋賀県
	醒井公会堂	文化施設	昭和 11	滋賀県
	旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂	学校	昭和 12	長崎県
	内之浦公会堂	文化施設	昭和 12	愛媛県
	喬柏園（旧柏崎公会堂）	文化施設	昭和 13	新潟県
	日野町歴史民俗資料館（旧根雨公会堂）	文化施設	昭和 15	鳥取県
道内の公会堂	小樽区公会堂	文化施設	明治 44	小樽市
	釧路公会堂（現存せず）	文化施設	明治 44	釧路市
	八雲公会堂（現存せず）	文化施設	大正 初	八雲町
	札幌市公会堂（現存せず）	文化施設	昭和 2	札幌市

※「国指定文化財等データベース」等参照

表1-3. 道内の主な洋館一覧（文化財のみ）

区分	名称	種別	年代	所在地
国指定重要文化財	旧開拓使工業局庁舎	官公庁舎	明治 10	札幌市
	北海道大学農学部（旧東北帝国大学農科大学） 第二農場 種牛舎	学校	明治 10	札幌市
	旧札幌農学校演武場（時計台）	学校	明治 11	札幌市
	豊平館	官公庁舎	明治 13	札幌市
	北海道大学農学部植物園・博物館 本館	学校	明治 15	札幌市
	北海道庁旧本庁舎	官公庁舎	明治 21	札幌市
	旧旭川偕行社	文化施設	明治 35	旭川市
	旧日本郵船株式会社小樽支店	商業・業務	明治 38	小樽市
	遺愛学院（旧遺愛女学校） 本館	学校	明治 41	函館市
	旧函館区公会堂	文化施設	明治 43	函館市
	函館ハリストス正教会復活聖堂	宗教	大正 5	函館市
道指定有形文化財	旧函館博物館一号	文化施設	明治 11	函館市
	旧函館博物館二号	文化施設	明治 16	函館市
	旧檜山爾志郡役所庁舎	官公庁舎	明治 20	江差町
	旧北海道庁函館支庁庁舎	官公庁舎	明治 43	函館市
	奥行臼駅通	交通	明治 43	別海町
	北海道家庭学校礼拝堂	宗教	大正 8	遠軽町
函館市指定文化財	旧イギリス領事館	官公庁舎	大正 2	函館市
国登録有形文化財 （市内）	北海道教育大学函館校北方教育資料室（旧函館師範学校）	学校	大正 3	函館市
	函館大手町ハウス（旧浅野セメント函館営業所）	商業・業務	大正 7	函館市
	遺愛学院（旧遺愛女学校）謝恩館	学校	大正 11	函館市
	函館Y W C A会館	住宅	昭和 3	函館市
	五島軒本店旧館	商業・業務	昭和 9	函館市
遺愛学院講堂	学校	昭和 10	函館市	

※「国指定文化財等データベース」等参照



旧遠江国報徳社公会堂（静岡県／重文／明治36年）
※『大日本報徳社大講堂 保存修復工事報告書』から



旧額田郡公会堂及物産陳列所（愛知県／重文／大正2年）



大阪市中央公会堂（大阪府／重文／大正7年）
※『大阪市中央公会堂保存・再生工事報告書』から



明石市立中崎公会堂（兵庫県／登録／明治44年）
※「文化遺産オンライン」から



小樽区公会堂（小樽市／明治44年）
※『明治大正期の北海道一写真と目録〈写真編〉』から



豊平館（札幌市／重文／明治13年）



旧旭川偕行社（旭川市／重文／明治35年）



遺愛学院 本館（函館市／重文／明治41年）

写真1-7. 旧函館区公会堂の主な類例（公会堂及び道内の洋館）

1-4. 文化財保護の経緯

(1) 保存事業の履歴

公会堂は、昭和46年(1971)に本館が北海道の有形文化財に指定され、その後昭和49年に国の重要文化財に指定された。また昭和55年には、附属棟が国の重要文化財に追加指定されている。昭和55～57年には、公会堂が竣工してから最初の大掛かりな文化財修理となった半解体修理が行われた。その後も、大小様々な維持修理が行われてきた。

(2) 活用事業の履歴

公会堂は、基本的には一貫して市民の集会所として利用されてきたが、戦後の混乱期には、病院や地方海難審判庁などとして転用された経緯がある。昭和修理が竣工した昭和58年からは、有料観覧施設として一般公開を開始した。平成元年(1989)には「財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団」に管理委託し、同18年には指定管理者制度が導入され、引き続き同団体が管理を行っている。現在は、市民団体などが中心となったコンサートなどが行われ、貸衣装(明治期の洋装体験)やヘアメイクサービス、売店なども人気を博している。

表 1-4. 公会堂の主な保存活用の履歴

年月	保存事業履歴	活用履歴	
明治	42年(1906)5月	起工	
	43年(1907)9月	竣工	市民の集会施設、商業会議所として利用
	44年(1908)8月	突出部2階増築(本館)	皇太子(後の大正天皇)行啓
大正	5年(1916)7月		ロシア副領事夫妻を招いて祝賀会
		8月	高等女学校教員による個人洋画展覧会
	6年(1917)8月		全国記者大会
	10年(1921)8月		赤光社第一回美術展覧会
		11月	ポーランド人奏者による道初のマンドリン独奏会
	11年(1922)7月		皇太子(後の昭和天皇)行啓
		8月	函館市制施行祝賀式
	12年(1923)9月		函館中学校音楽部の関東大震災避難者義捐音楽会
	13年(1924)6月		函館市小学校女教員会
	14年(1925)2月		日ソ基本条約調印祝賀会
	15年(1926)3月		「市是」制定の市民懇話会
昭和	2年(1927)5月		芥川龍之介、里見弴による講演会
	3年(1928)9月		長輪線開通祝賀会
		11月	
	8年(1933)		愛国婦人会函館支部に東伏見宮妃殿下が来訪
	20年(1945)11月		函館連隊区司令部が中島町から公会堂へ移転
		12月	
	21年(1946)1月		国立湯川病院(旧湯川陸軍病院)と国立函館病院(旧陸軍函館病院)が公会堂へ移転
	22年(1947)5月		公会堂を借り上げて函館営林局仮庁舎を設置
	26年(1951)3月		地方海難審判庁(函館地方海難審判庁に改称)が公会堂に開庁
	32年(1957)		公会堂としての利用を再開
	46年(1971)3月	北海道有形文化財指定	
	49年(1974)5月	重要文化財指定(本館)	
	55年(1980)10月	★半解体修理工事	
		12月	重要文化財指定(附属棟)
	57年(1982)11月	竣工(明治44年行啓時の姿に復原)	
58年(1983)		建物の一般公開を開始	
59年(1984)	★部分修理工事、屋根葺替工事		
平成	元年(1989)		函館市文化・スポーツ振興財団に管理委託
	7年(1995)	外壁塗装、屋根瓦葺替等	
	12年(2000)	応急修理(中央車寄2階)	
	14年(2002)	★部分修理工事(中央車寄2階)	
	18年(2006)		指定管理者制度導入

★は国庫補助事業

(3) 昭和修理の概要・整備の方針

1) 概要

公会堂が竣工してから最初の本格的な文化財修理として、昭和 55 年 10 月に着手、昭和 57 年 11 月に竣工した。工期 1 年 11 か月の半解体修理で、建物全体が整い充実した明治 44 年の行啓時の姿に復原された。

2) 復原・整備の方針

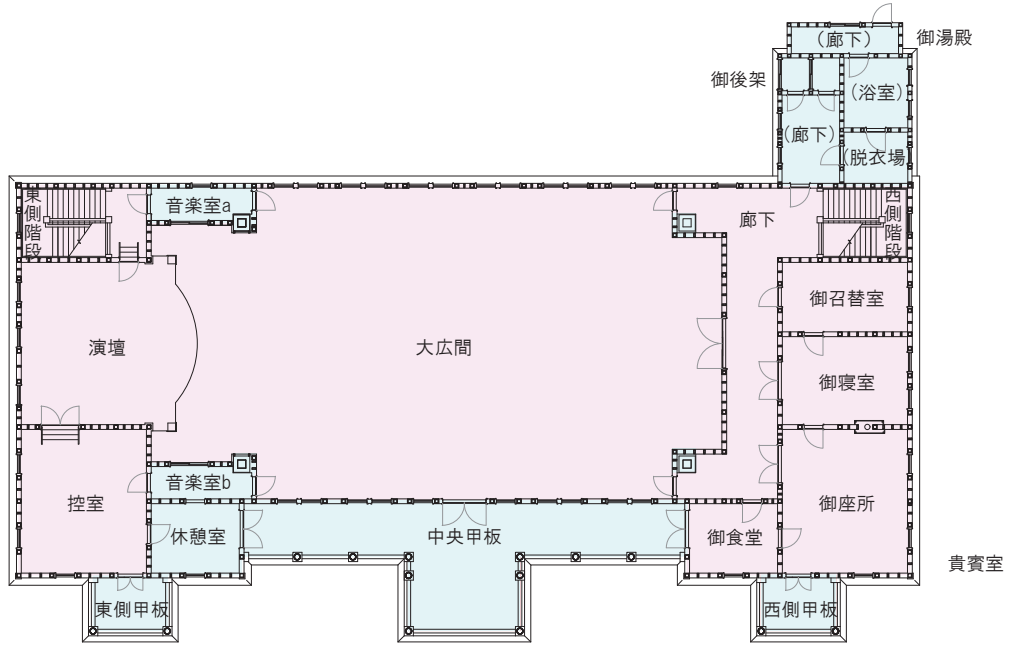
修理では、特に内装類の復原が大きな課題となった。当初は各部に明治期の工業製品が用いられ、リノリウムや壁紙・灯具など、一部には輸入品が使用されていた。これらは昭和 55 年当時には入手困難なものもあったが、綿密な検討を経て原則として復原された。一方で、大規模な機械生産でなければ製作不可能なもので、修理時に生産困難であったものは復原しないこととし、また修理後の活用なども考慮して、一部では当時の既製品を用いて内装を整備した。

他にも、外観は当初の青と黄色を基調とした配色に復原され、便所など活用に必要な設備は、当時の一般的な器具を用いて整備された。

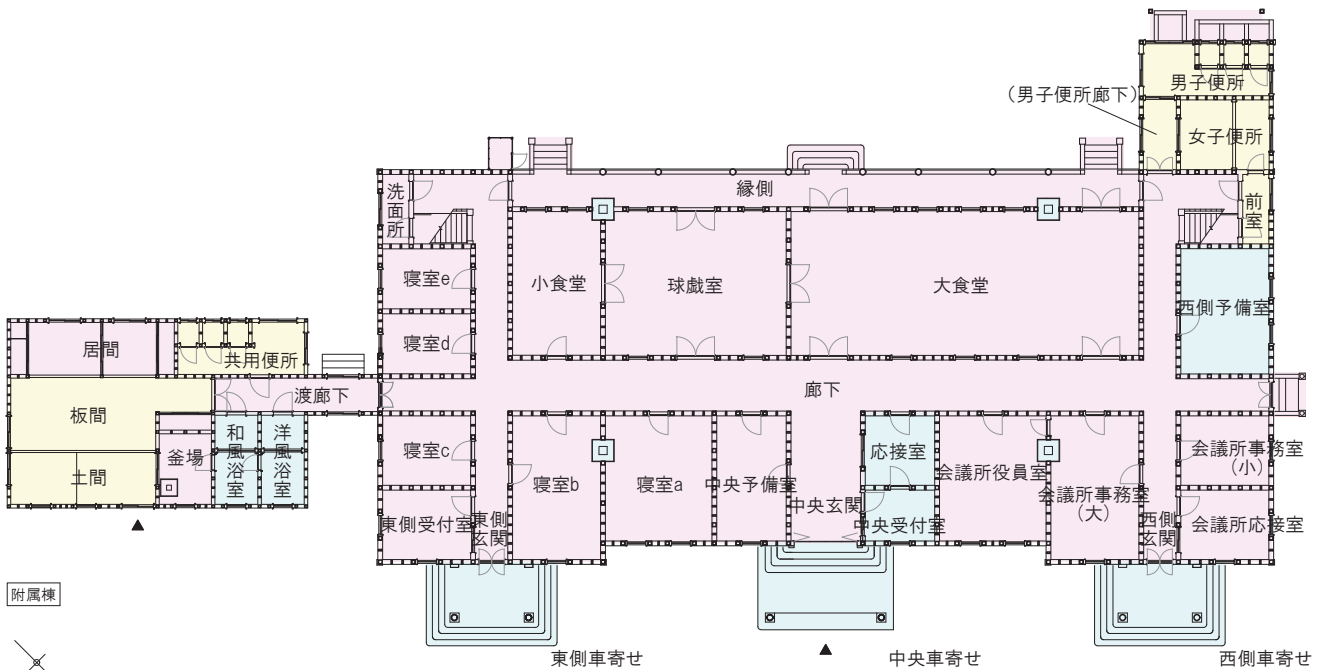
表 1-5. 各部の修理・整備方法（保存修理工事報告書から整理）

		修理前	修理後
内装類	リノリウム	第 2 期（昭和前期）のリノリウムが残存。	後補と分かるよう、無地の輸入品（西ドイツ製）を用い修理。リノリウムは本来寒地では不適とされ、活用される箇所は一般的な塩化ビニール系シート張りとした。
	絨緞	当初材はなし。	貴賓室は雰囲気を損なわない程度の安価な機械織絨緞を用いた。階段など使用の激しい箇所は、堅牢で安価なものとした。
	カーテン	当初材はなし。	古写真などを基に復原し、裂質と柄は新たにデザインした。他の内装類と比較し高価だが、耐用年限が短いので、既成品程度とした。貴賓室は、御座所としてふさわしいものを別注品から選定した。
	照明	現存及び別途保管されていた器具があった。	現存及び別途保管されていた器具や史料、痕跡から復旧した。復原灯具以外に照明の必要な箇所には、従来の中古のシェードを利用した既成品コードペンダントを取付けた。補助照明は、取外し容易な照明器具を仮設的に設置することとし、電灯スイッチやコンセントなどを設置した。コンセントは壁を避け、すべて床に設置した。
	壁紙	貴賓室は、壁・天井に当初の壁紙が残存。ただ、御食堂は壁紙が失われていた。	当初のプリント柄の輸入物が良好に残存していた。破損箇所は、同じような紙質の壁紙に絵具で模写した。御食堂は、当初は御召替室と同じ仕様だったが、漆喰面に水性ペイント塗となっていた。当初の壁紙は入手できず、白色系の壁紙を貼って雰囲気を似せるに留めた。
	漆喰装飾		当初の中心飾りは、裏打ちにて FRP 補強を行った。欠失していた中心飾りは旧規に做って復原した。
	建具		雨風などのため正面両脇出入口に定規縁とドアクロージャーを、2 階中央ベランダ出入口に定規縁を設置した。
外部	車寄せ	2 階ベランダが腐朽。	加工して転用できる部材は再利用し、当初形式に復原した。
	避雷針・飾り柵		中央陸屋根に飾り柵と避雷針を古写真により復旧した。
	煙突	屋上は RC 造に変更。	旧規の煉瓦造に復し、金物などにより構造補強を行った。
その他	外観塗装	建設後、2 度塗替え。	建物のもつ性格上重要な意匠であり、当初の色調に復旧した。
	便所	全て男女共用だった。	突出部 1 階石炭庫（もと湯沸室）に女子用仮設便所を設置し、突出部は男子用、附属棟は共用とした。設備類はすべて一般のものとし、換気扇と暖房用照明（配線まで）を設置。
	その他設備		附属棟板間に給排水設備と都市ガス設備を設置した。浴室は将来の使用に備え給排水管工事まで施した。放送設備や電話などは、配管・配線を考慮した。
	防湿措置	建物周囲に土砂が堆積し、排水が悪く、湿気が滞留していた。	暗渠排水管の設置、防蟻処理、床下地盤に防湿用シートを敷詰めた。建物内部のドラフト効果を期待し、越屋根軒や床下、床板の見え隠れ部分に換気孔を設置した。また一部は、点検口を兼ねて拡張した。

- 明治44年当時の状態がよく保存されていた部分
- 主要構造部や間仕切を復原した部分
- 間取りを復原し、設備を整備した部分



2階平面図



1階平面図

附属棟



0 5 10m

本館

図1-5. 昭和修理による各部屋の復原・整備の区分

(4) その他の修理及び小規模な修繕

公会堂は、昭和修理以降にも様々な修理を行って維持されてきた。これらは、本格的な保存修理、市による維持修理、また管理者による小規模な修繕に分けられる。市が行う維持修理では、漆喰や建具、外壁に関する木部や塗装への補修が中心で、管理者による修繕では、防災設備の更新や床の補修、敷地内の樹木や石垣の手入れ、案内板の補修、建具のガラス交換などに加え、ストーブや給湯器といった設備類の更新まで含まれる。

表 1-6. 平成 7 年以降の修理・修繕等

平成	本格的な保存修理	市による維持修理	管理者による小規模な修繕
7	屋根瓦葺替、外部塗装等(前年度～)	[1F] 壁漆喰補修、カゼイン塗 [2F] 天井壁漆喰補修、カゼイン塗 [他] 廻縁エポキシ樹脂注入、銅線地下止	案内板等整備
8		[1F] 玄関両折戸建付調整、西側廊下漆喰補修 [2F] 大広間天井漆喰補修、両開戸建付調整、甲板塗装補修	便所修理、ストーブ修理、カセットデッキ修理
9		[1F] 中央廊下天井補修、女子便所～塗装補修 [2F] 両開戸(3箇所)建付調整、窓枠ワニス塗装	便所修理、控室廊下電灯スタンド修理、ドアガラス等交換
10		[1F] 東側廊下窓枠雨漏補修、男女便所塗装補修 [2F] 廊下天井補修 [附] 附属棟引違戸建付調整 [敷] 正門門扉塗装補修	ストーブ修理、消火設備修理・点検、便所修理、ガラス交換、湯沸し器修理、誘導灯修理
11		[1F] 東側廊下亀裂補修、西側階段壁面漆喰補修 [他] 瓦補修	ガラス交換、便所修理、防火設備修理、電気設備(コンセント・配線)改修、避雷針修理、ストーブ修理
12	中央車寄せ、甲板調査委託	[1F] 議所役員室天井漆喰補修 [2F] 煙突(西側)漆喰補修、大広間天井カゼイン塗 [附] 共用便所壁漆喰補修	便所修理、石油ストーブ修理、ライトアップ要照明修理
13		[敷] 敷地内樹木伐採工事	便所修理、ガラス交換、防火設備修理、畳表交換、ストーブ修理、外灯修理、券売機修理、放送設備修理、
14	★中央甲板の部分修理 (柱、床、手摺りなど一部を解体。 腐朽箇所を除去し、根継、埋木を行う。)	[1F] 西側車寄せ柱頭飾り修理	便所修理、電気設備(コンセント)修理、防火設備修理、ガラス交換、法面(背面側)崩落防止修理、湯沸器修理、ガス台修理、ストーブ修理、照明部品交換
15		[他] 外壁修繕 [敷] 灯油タンク設備設置	2階窓枠修理、便所修理、防火設備修理
16		[1F] 西側甲板柱頭飾り修理	窓枠修理、便所修理、ストーブ修理、券売機修理、ライトアップ照明修理、湯沸器修理、防災設備修理
17		[1F] 男子便所修理 [2F] 控室他建具補修	屋根瓦、写真背景板等屋根瓦修理、ガラス交換、便所修理、湯沸器修理、ストーブ修理
18		[他] 蓄電池設備改修工事	便所修理、防火設備修理、屋根瓦修理、コンセント増設、ガラス交換、給湯器修理
19			甲板手摺修理、絨毯修理等
20			便所修理、配電修理等
21			西側隅柱腐食部分埋木工事
22		[他] 電気設備漏電防止工事	玄関床絨毯張替等
23			動力ポンプ起動装置改修工事等
24		[1F] 東側通路改修工事、縁側敷居及び建具工事 [2F] 廊下壁塗装	建具修理(女子便所、大広間)、防火設備修理(感知器、消火器等)、非常用自家発電蓄電池交換、階段スリッパ防止金物取付
25			中央甲板補修、甲板手摺り塗装、西側車寄せ防水処理、御高架鉄骨柱補強、附属棟玄関建具修理、屋根瓦工事、防火設備修理(感知器、誘導灯等)、正門門扉塗装、正門脇石垣修理、石垣土塁の芝張り、敷地内樹木剪定
26			大広間建具調整、御座所天井紙貼補修
27			寝室天井漆喰補修、外壁幕板補修、甲板雨樋補修

※函館市が保管する管理ファイルなどを基に作成。

★…国庫補助事業

[1F]…本館 1 階、[2F]…本館 2 階、[附]…附属棟、[敷]…敷地、[他]…その他

1-5. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

昭和修理以降に大きく改変された箇所はなく、保存状態は全体的に良好である。一方で、冬の寒冷な気候や潮風の影響を受けやすい立地条件など、厳しい自然環境の中で各部の破損が顕著になってきた。これまでも、外壁や側廻りの建具など、外部に面した各部では破損が度々見られ、数次の維持修理を行ってきたが、特に本館の車寄せや甲板などは各部材の腐朽が進行し、一部では支柱で補強するなどの応急的な処置を施している箇所もあり、本格的な修理が必要な時期に来ている。さらに、**日常のメンテナンス体制の構築**、昭和修理の際に設置された防災設備などの更新も必要である。

こうしたなか、本格的な保存修理に備え、平成 23 年度に本館と附属棟の破損調査を行った。さらに、電気・給排水等の設備関連の現況調査を加え、今後の修理基本計画をまとめた。また公会堂内では、不特定多数の人を収容するイベントが定期的に行われていることから、平成 26 年度に国庫補助事業による耐震診断事業を行った結果、建物の耐力不足が判明した。以上の事業の内容は、それぞれ『重要文化財旧函館区公会堂保存修理調査業務報告書』^{注6}、『重要文化財旧函館区公会堂本館及び附属棟耐震診断業務報告書』^{注7}としてまとめられている。

一方、周辺環境を見れば、背面側の斜面地に面した石垣の一部は大きく乱れている。本館や附属棟の保全環境を考慮しても、敷地背後に迫る傾斜地や周辺の樹木などとともに根本的な対策が必要である。さらに門や正面側の石垣なども、歴史的環境を良好に伝えるものとして、管理方法を検討する必要がある。

また、公会堂には関係資料が多く残され、行啓時に利用された上質な家具なども豊富に現存しており、これらの管理方法についても検討する必要がある。

【保存修理調査】 平成 23 年度実施

昭和修理から 30 年が経過し、各部の破損が顕著になっていた。特に建物外部は破損が大きく、正面車寄せの柱や 2 階バルコニー周辺の支柱・手摺・地覆などは、各部材の端部や接合部から内部に雨水が侵入し腐朽が進んでいる。また漆喰壁や天井も、各部に亀裂や剥離が生じている。

【設備改修調査】 平成 23 年度実施

主に昭和修理時に整備された設備類が更新の時期に来ていたため、電気設備及び機械設備の現況調査を実施した。電気設備では電灯設備・テレビ共同受信設備・拡声設備の更新、機械設備では給排水設備・衛生器具設備・給油設備・換気設備の更新が必要であると判断された。

【耐震診断】 平成 26 年度実施

「重要文化財（建造物）耐震診断指針」の耐震基礎診断に位置づけ、必要耐震性能を「安全確保水準」として診断した結果、本館は**壁面**の耐力と水平剛性が不足しており、「大地震動時の倒壊危険性及び中地震動時の非倒壊」の可能性があると判明した。

また附属棟も建物の耐力不足が確認され、「大地震動時の倒壊危険性及び中地震動時の非倒壊」の可能性があると診断された。

注6 『重要文化財旧函館区公会堂保存修理調査業務報告書』、文化財建造物保存技術協会、平成 24 年

注7 『重要文化財旧函館区公会堂本館及び附属棟耐震診断業務報告書』、文化財建造物保存技術協会、平成 27 年

(2) 活用の現状と課題

昭和修理後の翌昭和 58 年(1983)から建物の一般公開を開始した。現在は有料観覧施設として一般公開し、年間 15 万人前後が訪れている。現在は「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団」が指定管理者となり、記念撮影用にカクテルドレスなどを貸出す貸衣装館「ハイカラ衣装館」やヘアメイクサービスなどを行ない、西部地区の観光拠点として積極的に活用されている。また市内外の音楽団体によるコンサートや地元高校生によるお茶会なども開かれており、市の生涯学習施設としても有効に利用されている。

一方で、照明器具や暖房器具が不足しているほか、バリアフリー対策についても検討する必要がある。特に暖房については、現在使用されている器具は石油ストーブ数台のみで、冬期には館内の気温が 0℃近くまで下がるなど観覧環境が悪いことから対策が必要であり、**各室の用途や展示計画、動線計画など活用方策と併せて検討する必要がある。**

さらに、歴史的環境が残る周辺地域一体での活用を考える上では、元町公園内の旧北海道庁函館支庁庁舎や旧開拓使函館支庁書籍庫、伝建地区内に所在する旧イギリス領事館、旧相馬邸、ペリー広場など周辺施設との連動性をもった活用方策についても**別途**検討する必要がある。

1-6. 計画の概要

(1) 計画区域

保存活用計画の対象区域は、函館市所有地である北海道函館市元町 11 番 33 及び 37 とする。このうち、11 番 33 の敷地については、公会堂敷地の前面市道「寺町二十間坂線」の一部も含まれるが、今回の計画区域からは除外する。

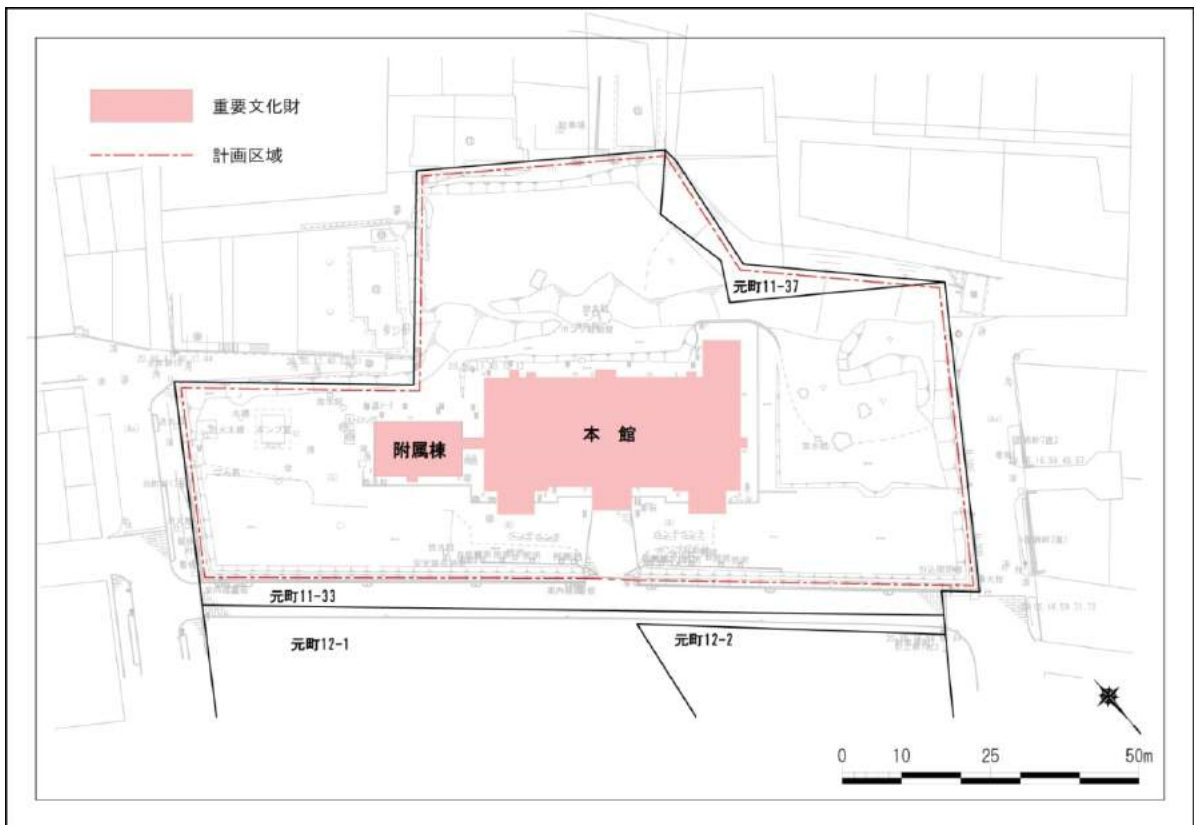


図 1-6. 計画区域

(2) 計画の目的

今後も公会堂の文化財価値を良好に維持しながら活用していくために、建物の保存方針や維持管理、周辺環境の保全、防災や活用方策など、ハード・ソフトの両面について検討し、保存活用計画を策定する。平成 29 年度から予定している保存修理工事を見据えた計画とし、修理後の公開方法を踏まえた各計画を策定することを目的とする。

(3) 計画の基本方針

「みんなで守りながら、見て、学んで、集える公会堂」をめざす。

- ・重要文化財建造物として景観も含め後世まで大切に保護・保全していく。
- ・西部地区の歴史的景観地域のランドマークとなる建造物であり、函館観光の重要な資源でもあることから、建物の保存に大きな影響を及ぼすことのないよう十分に配慮しながら、引き続き観覧施設として活用する。
- ・公会堂や周辺の歴史を理解・学習できる展示内容とする。
(度重なる大火からの復興や公会堂の建設に関わった先人達など)
- ・函館観光の拠点であることから、それにふさわしい設備を整備する。
- ・建築当時の市民の集会所としての役割を踏まえた活用を検討する。
(M I C E の受け入れ、貸室・イベント開催など)
- ・元町公園など周辺の施設との連動性を持った活用策を検討する。
(緑の整備、ライトアップ関連など)

第2章 「保存管理計画」

2-1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

公会堂は、昭和 55(1980)～57 年(1982)の半解体修理や平成 14 年(2002)の部分修理の他にも、所有者や管理者が維持修理を行ってきたが、現在、以下に記すような破損が見られる。

外部では、風雨にさらされる甲板（ベランダ）や車寄せが大きく腐朽している。また雨掛かりとなる基礎石上の付土台・下見板・窓飾り・軒蛇腹などの外壁面も腐朽が進行し、特に東面は顕著である。内部でも、特に本館東側の側廻りの部屋では天井の雨染みが散見される。大空間をなす2階の大広間では天井が垂下し、また他の部屋でも漆喰天井に亀裂が生じている。このように、元々の建物の特性や北海道という厳しい冬の気象条件、函館港から潮風が吹き込む立地条件などにより、各部の破損が進行している^{注1}。

表 2-1. 旧函館区公会堂の破損状況

項目	内容	箇所
外構・基礎・床下	煉瓦の一部欠失、目地劣化	[本]東面 [附]渡廊下
	石段のクラック	[本]車寄せ、縁側 [附]玄関
	周辺の延石のずれ、不陸	全面
外壁・甲板・車寄せ	柱、柱頭、手摺りなどの腐朽	[本]車寄せ、甲板、突出部
	床簀子の腐朽	[本]甲板
	下見板、窓台、軒蛇腹など外壁面の腐朽	全面
軸部	柱の捻れ、桁の垂下	[本]2階大広間
内壁・天井	漆喰塗の汚損、割損など	各室の天井、壁面
	壁紙の劣化、剥離	[本]2階貴賓室
	腰羽目板の脱落	各室の腰壁
	漆喰天井の垂下	[本]2階大広間、1階小食堂など
床	不陸	[本]2階廊下
	リノリウムの破損	[本]1階事務室
	塩ビシートの子き	[本]各室
小屋組・屋根・雨樋	取付き部コーキングの劣化	屋根窓、煙突など
	雨漏り	[本]小屋組
	樋受石の不陸	[本]西側
建具	ドアハンドルなど金具のずれ	各室
	金具の各部材の摩耗(錠の開閉不良など)	各室
	敷鴨居の摩耗	各室
内装類	カーテン類の劣化(雨染み、日焼け)	[本]側廻りのカーテン類
	灯具の欠失	[本]事務室などの各室
塗装	油性ペイントの劣化	外壁面

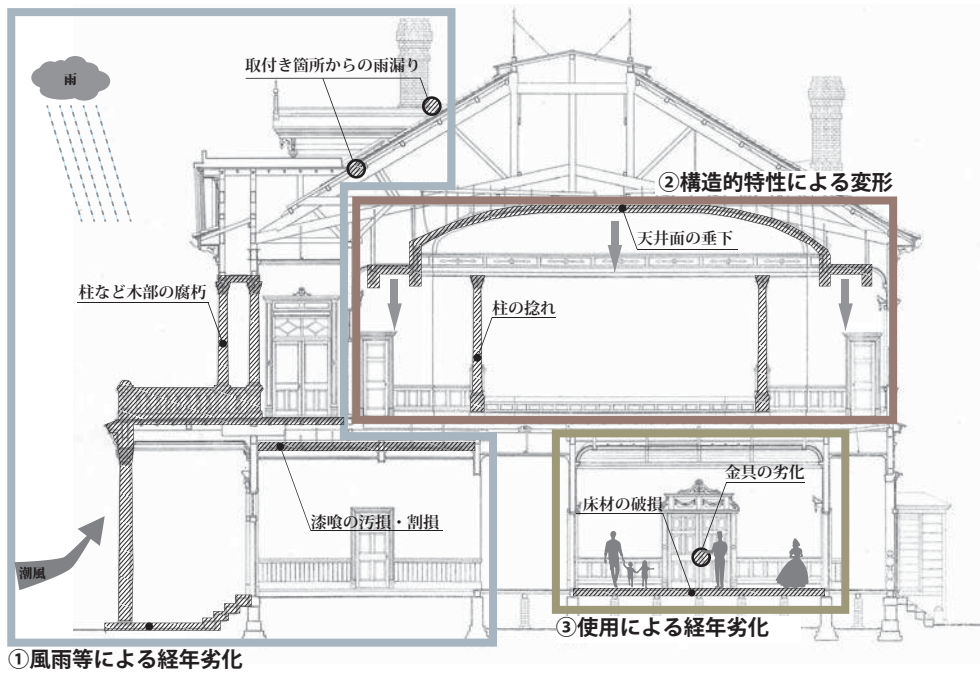
※[本]本館 [附]附属棟

(2) 管理状況

建物と敷地は函館市所有となっており、日常の管理は指定管理団体の「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団」（以下、「財団」という。）が行っている。現在は通年で公開されており、公開時間内は財団の職員が常駐し、夜間は市内の警備会社に警備を委託している。休館日は、12月31日～1月3日の年末年始（特別公開あり）と、月に1度の「館内整理日」（繁忙期の5月～8月を除く）となっている。館内の清掃は市内の業者に委託し、床や窓ガラス、便所などの清掃を行っている。

注1 平成 23 年度の保存修理調査をまとめた『旧函館区公会堂保存修理調査結果報告書』参照。

【模式図】



①風雨等による経年劣化



雨漏り(本館 小屋組)



柱頭の腐朽(本館 西側車寄せ)



窓台の腐朽(本館 東面)



漆喰の汚損・割損(本館1階 予備室)

②構造的特性による変形



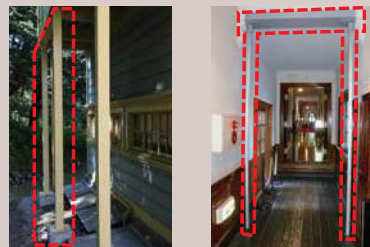
天井の垂下(本館2階 大広間)



床の不陸(本館2階 廊下)



補強柱(本館 西側車寄せ)



補強柱(左:本館 突出部 右:渡廊下)

③使用による経年劣化



リノリウムの破損(本館1階 会議所役員室)



塩ビシートの浮き(本館2階 演壇)



建具金物のずれ(本館1階 会議所役員室)

図 2-1. 旧函館区公会堂の破損状況

2-2. 保護の方針

(1) 部分の設定と保護の方針

「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、屋根及び壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として、以下の区分に準じて「部分」を設定し、形式・意匠・技術その他について保護の方針を定める。

〈保存部分〉

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分。構造上特に問題を有する場合を除き、壁・柱・床・梁・屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

基準1：材料自体の保存を行う部位

基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

公会堂は、昭和修理の際に当初復原されており、軸部などの主要部材から造作に至るまで、修理後の改変が全体的に少ないことから、基本的には外観及び内部の全面を保存部分とする。

保存部分については現状維持を原則とするが、管理及び生活上必要な場合には変更を検討する。ただし、変更を加える場合には、躯体や他の部材への負荷を最小限に抑える。

〈保全部分〉

維持及び保全することが要求される部分で、主として部位の基準3又は4に該当する部位により構成される部分。内部においては、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用及び補強等のために改変が許される部分に限る。

基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位

基準4：意匠上の配慮を必要とする部位

保存部分と同様、基本的には現状を維持するが、管理や活用のために、定期的に内装や設備の更新が必要な部屋を保全部分とする。現状の内観や仕様を変更する際には、雰囲気を損なわないよう配慮する。

例) 便所（衛生器具の更新、レイアウトの変更など）

附属棟（照明や空調器具の追加、防災基盤などの更新）

〈その他部分〉

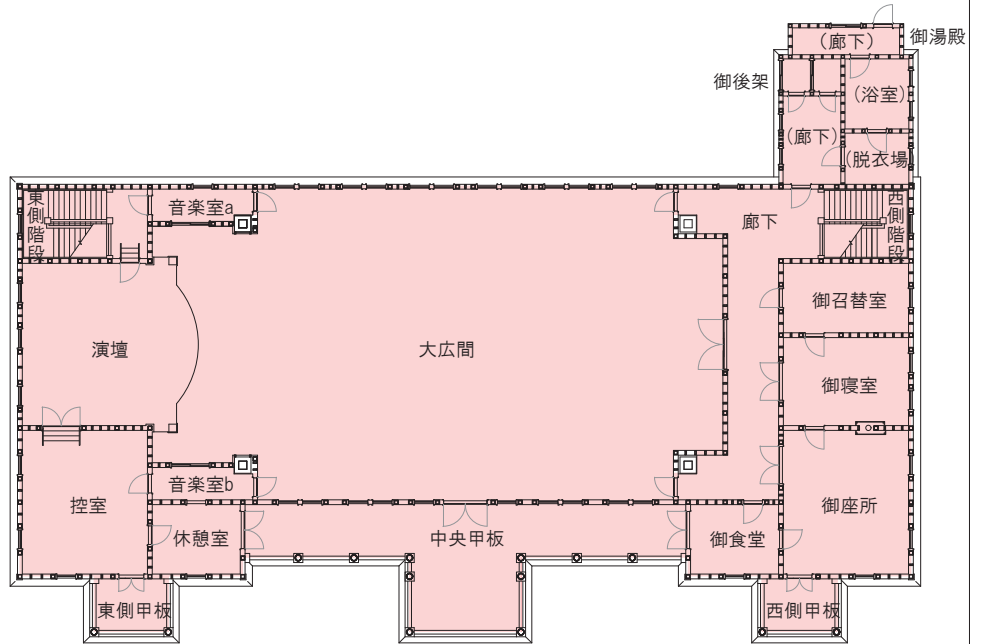
活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として部位の基準4又は5に該当する部位により構成される部分。

基準4：意匠上の配慮を必要とする部位

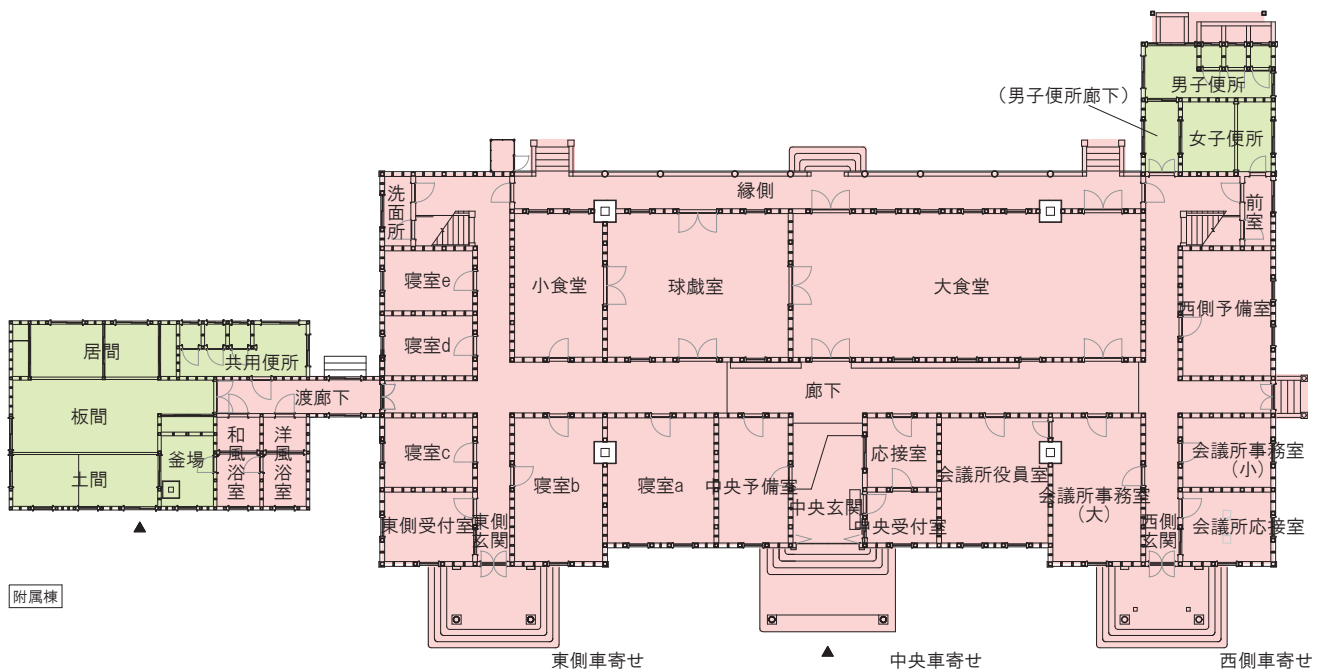
基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位

公会堂は、昭和修理の際に当初の姿に復原され、その後の改変も少ないことから、〈その他部分〉は設定しない。

- 保存部分
- 保全部分



2階平面図



1階平面図

図2-2. 部分の設定

(2) 部位の設定と保護の方針

「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、前項で設定した各部分について、一連の部材等（室内の壁面・床面・天井面・窓及び窓枠・暖炉・軒飾り等）を単位として、目視による観察や簡易調査によって明らかな範囲で、以下の標準的な区分に準拠した「部位」を設定し保護の方針を定める。

〈基準1〉材料自体の保存を行う部位

装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位・特殊な材料又は仕様である部位・主要な構造を構成する部位については、原則として基準1とする。

公会堂では、軸部や建具などに加え、当初の灯具や2階貴賓室廻りに用いられた当初の壁紙（輸入材）などは資料的価値も高く、文化財として材料自体を厳密に保存するため、基準1とする。

例) 主要構造部（基礎・土台・柱・梁等）・建具・漆喰装飾（中心飾等）・当初の内装類など

〈基準2〉材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

基準1に準じた箇所、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位については基準2とする。

漆喰塗や瓦葺などが挙げられ、修理は伝統的な材料及び技法により行う。昭和の保存修理時に、当初の床の様子を理解のため一部に用いられたリノリウムや、上質な雰囲気を残すために貴賓室廻りに使用された別注品のカーテンや絨緞も含む。ただし、昭和修理の際に保存された当初の漆喰塗（壁や天井）は、出来る限り残すよう努める。

例) 壁面（漆喰塗・下見板張り）・屋根（瓦葺・銅板葺）・リノリウム・カーテン（別注品）など

〈基準3〉主たる形状及び色彩を保存する部位

保存部分にあっては、活用又は補強のため特に変更が必要な部位に限り基準3とする。保全部分にあっては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準3とする。

公会堂では、当初のカーテンや絨緞は全て失われていたが、昭和修理の際に、カーテンは古写真によって形状や前飾りの形式、束ね方が、絨緞は文献資料によって色彩が判明した。そこで、材料自体は当時の一般的なものを用いつつ、どちらも形状や色彩が復原された。

このような検討を経て当初の形状や色彩が整備復旧された箇所、あるいは仕様が判明したが今日では入手困難なもので一般的な既成品により代替されている箇所は、基準3とする。

例) カーテン・絨緞（ともに貴賓室廻り以外の既成品程度のもの）

〈基準4〉意匠上の配慮を必要とする部位

保全部分にあっては、活用又は補強のため特に変更が必要な部位について基準4とする。その他部分にあっては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とする。

公会堂では、主に管理や活用に必要な設備類など、意匠を配慮しながら現代的な技法・材料を用いて整備する部位を基準4とする。

例) 防災や活用のための設備類、補助照明など

なお、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」では、「その他部分にあっては、保存部分と意匠的に一体である部位を基準4とし、その他については基準5（所有者等の自由裁量に委ねられる部位）とすることができる」とされるが、公会堂においてはその他部分を設定しないので、該当する箇所はない。

表 2-2. 部位の設定（内装など）

部位	〈基準1〉 材料自体を保存	〈基準2〉材料の形状・ 材質・仕上げ・色彩を保存	〈基準3〉 主たる形状及び色彩を保存	〈基準4〉 意匠上の配慮が必要
床	リノリウム	輸入品のリノリウム		塩化ビニールシート
	絨緞	別注品（御座所、御寝室）	既成品（その他の部屋）	
カーテン		別注品（御座所、御寝室）	既成品（その他の部屋）	
照明	当初の灯具（復原含む）			新設した補助照明
壁紙	当初の壁紙		整備した壁紙（御食堂）	
内壁塗装		油性ペイント・ワニス塗装		
外壁塗装		油性ペイント塗装		



図2-3. 部位の設定

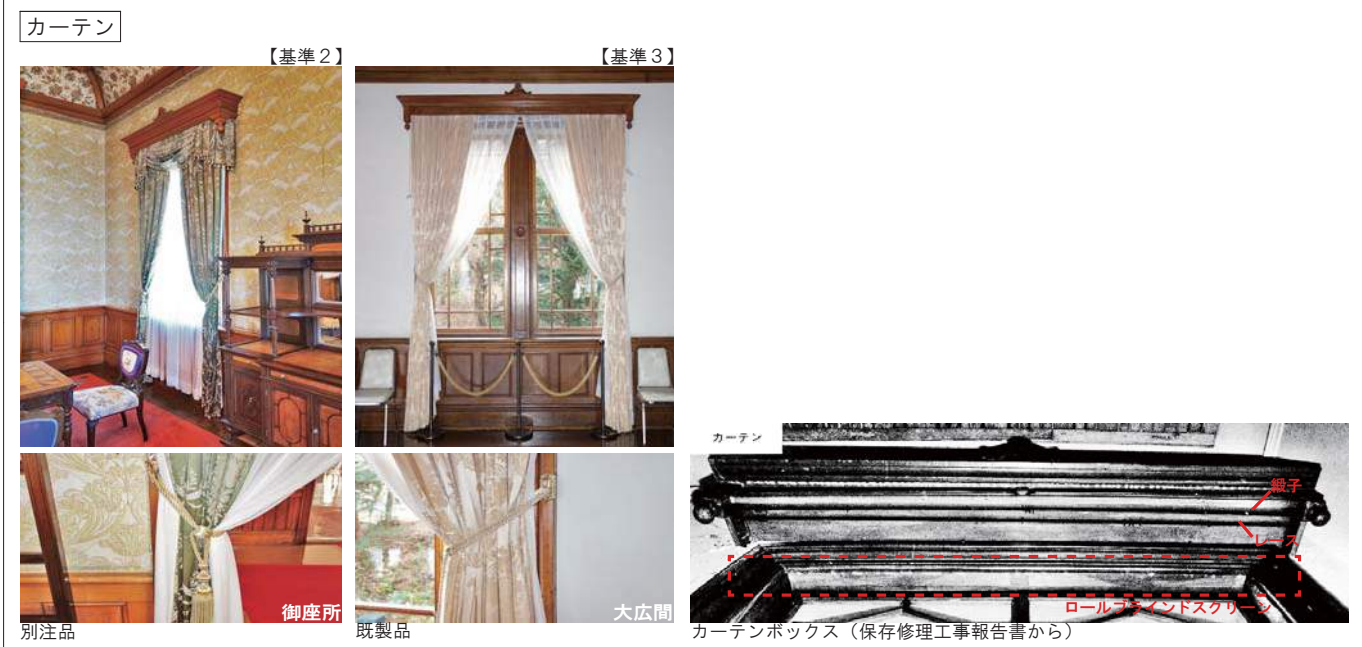
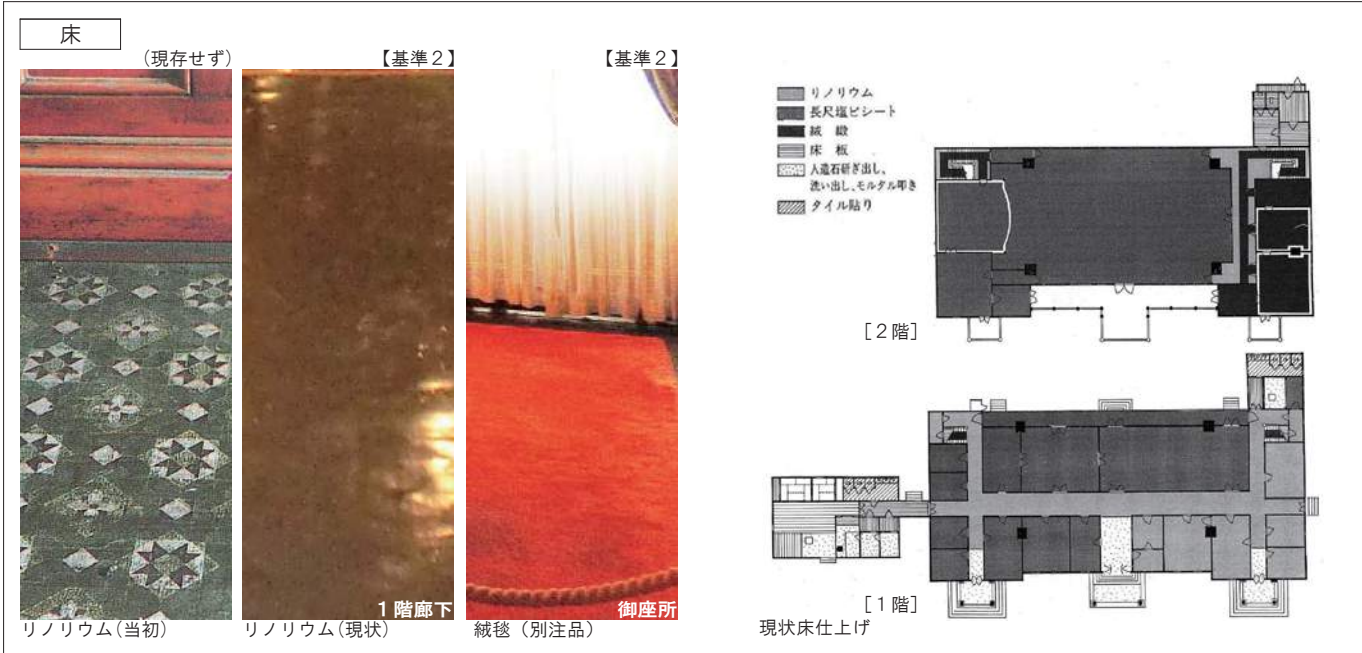


図2-4. 部位詳細

2-3. 管理計画

(1) 管理体制

指定管理者の「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団」は、平成元年(1989)に設立され、市内の文化・スポーツ施設の管理運営にあたっている。公会堂は、財団設立当初の平成元年から管理を委託し、平成18年からは指定管理者制度を導入して「函館市社会教育施設等の管理に関する仮協定書」及び「社会教育施設等管理業務実施要領」に基づき管理にあたっている。現在は、公開時間中は財団職員が常駐し、夜間は財団からの委託による警備会社が警備している。同じく財団からの委託により、日中は清掃会社が館内清掃をしている。今回の保存修理後は、公募による指定管理者の選定を検討している。

【所有者】 函館市 / 函館市東雲町4番13号

担当：教育委員会生涯学習部生涯学習文化課 Tel：0138-21-3464

【指定管理者】 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 / 函館市湯川町1丁目32番1号

Tel：0138-57-9734 (旧函館区公会堂 Tel：0138-22-1001)

・業務内容：旧函館区公会堂の管理運営全般。

公会堂の職員は9名で、公開時間中は4名以上が常駐。

日常の記録として業務日誌を作成。

【夜間警備】 株式会社セントラル警備

・業務内容：夜間の警備（4～10月 19:00～9:00、11～3月 17:00～9:00）。

夜間に警備員1名が附属棟に宿直。夜間及び朝に数回見回り。

夜間の有事の際は、館長以下関係者に連絡。

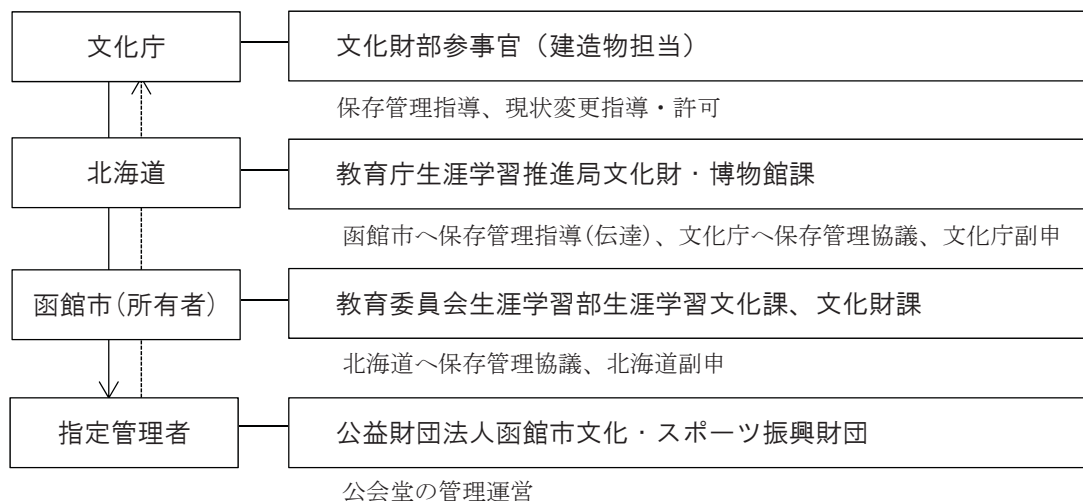
日常の記録として管理日誌を作成、指定管理者に報告。

【清掃】 株式会社セイビ

・業務内容：公会堂館内の清掃全般（床・窓ガラス・便所の清掃・ワックス掛けなど）

日常の記録として管理日誌を作成、指定管理者に報告。

管理上の連絡体制は以下の通りとする。



(2) 管理方法

公会堂の保存環境を良好に維持するために必要な事項について、具体的な管理の方法を記す。

1) 保存環境の管理

ア. 清掃、整頓に関する事項

- ・床の清掃、便所の清掃を行う（委託業者）。
- ・枝払いや落葉の清掃など、建物外部の清掃（財団職員）。
- ・木部の清掃は基本的に箒や乾拭きで行い、必要に応じて固く絞った雑巾などを用いる。
- ・壁紙は、静電気を利用した掃除道具などで丁寧に埃を取る。
- ・化学雑巾や薬品は基本的に使用しない。

イ. 日照・通風の確保に関する事項

- ・公開時には建具の開閉を行ない、通風を確保する。
- ・冬期や強風時には建具の開閉はしない。
- ・昭和修理の際に設置された換気口を有効に使い、建物の温湿度管理を行う。
- ・周辺樹木の剪定により、日照・通風を確保する。

ウ. 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

- ・基礎や付土台・下見板・窓飾りのほか、甲板・車寄せなど外部は集中的に点検する。
- ・樋受石が逆勾配になっているため、雨水が溜まりやすく、排水状況をよく確認する。
- ・蟻害・虫害・腐朽箇所は早期に発見し、必要に応じて防腐・防虫処理を行う。
- ・暗渠排水管により排水しているが、特に大雨の時などには排水状況をよく確認する。
- ・雨掛かりとなるようなものを整備する。

エ. 風水雪害に関する事項

- ・冬期には財団職員が建物周囲を雪かきし、点検・避難用の道を確保する。
- ・冬期には建物周囲にロープを張り、落雪による被害を回避する。
- ・雪解け水による木部の腐朽対策として、冬期には甲板にシートを張って雪下ろしをする。
- ・計画区域の一部が土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されており、台風や大雨、暴風などの警報発令時には、可能な応急措置を施す（4章にて詳述）。
- ・緊急時のマニュアルを作成する。

2) 建造物の維持管理

修理届を要しない小規模な修繕など管理のための行為の内容について、以下の区分別に記す。以下の内容及び「2-2. 保護の方針」の部位の設定において基準3及び基準4としたものの修理などについては、文化財保護法第33条に規定される「き損届」及び同法第43条の2による「修理届」の提出は基本的に必要ないものとする。なお、判断が困難なものについては、北海道教育庁や函館市教育委員会などと協議の上実施する（第6章参照）。

なお、指定管理者は「函館市社会教育施設等の管理に関する協定書」に基づき、修繕にかかる費用が80万円未満/件の場合には、原則として指定管理者の負担で修繕を行うこととなっており、実施にあたっては市と協議することとしている。

表 2-3. 主な点検項目と小規模な修繕及びその他の対策

	主な点検項目	小規模な修繕 その他の対策
①外構 基礎 床下	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・石段・延石のクラック・ずれ・不陸・目地の劣化。 床下の虫害・腐朽箇所。 	<ul style="list-style-type: none"> 目地の補修。 石段は苔や汚れを適当な洗剤で取除く。 蟻道や落葉の堆積を確認したら、防蟻処理や堆積物の除去などの措置を講じる。 基礎廻りの換気口の開閉。
②外壁	<ul style="list-style-type: none"> 付土台・屋根窓・下見板・軒蛇腹・窓台などの腐朽・ひび割れ・弛緩・脱落。 	<ul style="list-style-type: none"> 下見板の補修。 窓飾りなど落下しそうなものの確認及び速やかな立入禁止措置。
③甲板 車寄せ	<ul style="list-style-type: none"> 露出した柱の柱脚・柱頭・手摺り及び床簀子などの腐朽。 	<ul style="list-style-type: none"> 手摺りなど落下しそうなものの確認及び速やかな立入禁止措置。
④内壁 天井	<ul style="list-style-type: none"> 仕上げ材（壁紙・漆喰塗・板張りなど）の劣化。 雨漏りなどによる湿潤箇所の点検。 	<ul style="list-style-type: none"> 漆喰の亀裂や汚損箇所の応急的な補修。 崩落しそうな箇所の確認及び速やかな立入禁止措置。
⑤床	<ul style="list-style-type: none"> リノリウム・塩ビシート・板張り・畳などの摩耗・傷・ささくれ・浮きなど。 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃（雑巾やモップでの乾拭き、ワックス掛け、埃の除去など）。 重量物の持込み制限。 家具等の設置や移動に伴う床面への衝撃の回避。 畳の天日干し、裏返し、表替えなどのメンテナンス。
⑥屋根 雨樋	<ul style="list-style-type: none"> 外部から瓦の乱れや取付き箇所（煙突・屋根窓・渡廊下）の確認。 小屋裏から雨染みなどの確認。 樋受石周辺の排水状況の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 棧瓦葺の屋根ズレ直し。 取付き部のコーキング処理。
⑦建具	<ul style="list-style-type: none"> 建具の建付 ガラスの割れ 金具類のサビ・弛緩など。 敷鴨居の摩耗・腐朽。 	<ul style="list-style-type: none"> 建付調整。 蝶番、軸摺り、吊金具などへの施油。 ドアハンドル、錠などの締直し。 開閉時に金具類が壁面を傷つけないよう注意する。 強風時の建具の固定。 敷居に入った砂や小石は極力取り除き、開閉による摩滅を防ぐ。
⑧内装類	<ul style="list-style-type: none"> カーテン類の劣化・日焼け・雨染みなどの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 電球（照明）の交換。
⑨その他		<ul style="list-style-type: none"> 便器等衛生器具の更新。

【主な点検項目】



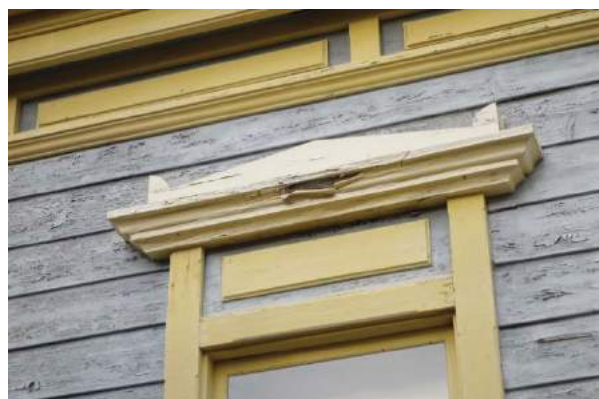
石段のゆるみ (本館車寄せ)



礎受石の不陸 (本館西側)



柱根の腐朽 (本館突出部)



窓飾りの腐朽 (本館東側)

【小規模な修繕】



下見板の補修 (本館東側)



漆喰の補修 (本館事務室)



建具金具の締め付け調整 (本館甲板)



煙突取付き部のコーキング補修 (本館屋根)

図 2-5. 建造物の維持管理

3) 重点的な管理が必要な箇所

「2-1. 保存管理の現状」に示した破損状況のうち、甲板など露出した柱の柱脚や柱頭、床簀子の腐朽などについては、これまでも繰り返し修理を行っており、保存上の課題となっている。冬期の積雪及び雪解け水が主な原因と推定され、現在は降雪期に甲板をシートで養生するとともに定期的に甲板の除雪を行っているが、それでも破損は進行している。

そこで、今後も可能な限り除雪を行うとともに、重点的に点検を行う。さらに今後の保存修理に合わせて破損要因の特定に努め、保存上の改善措置として在来工法の変更も視野に入れた検討を行うものとする。

4) その他

①関連史料

公会堂には、造営や修繕に関する資料や古写真・古文書などの関連する史料が良好に残されている。これらの新聞や行政文書、設計図といった資料は、市役所や図書館など各所に保管されている。巻末に「関連史料に関する一覧表」^{注2}を掲載して所在を明らかにするとともに、今後も散逸することがないように管理方法には十分に留意する。

②古材

昭和修理時に取替えられた古材は本館小屋裏に保管されている。主に復原されたバルコニー周りの柱や柱頭飾、高欄、また中古のランプシェード、当初のリノリウムなどで、公会堂の変遷を示す貴重な資料であるため、今後も保存に努めるとともに、一部を展示に活用する。

(3) 今後の課題

公会堂の管理運営については指定管理者制度を導入していることから、現在の管理者が変更されることも想定される。修理後は、現状の管理体制や管理方法などを基本的に継続することとし、詳細については活用方法なども考慮するものとする。



写真 2-1. 古材（柱頭飾など）



写真 2-2. 古材（中古のシェード）

注2 巻末「資料編」参照。

2-4. 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

破損箇所は多くあるが、平成 29 年度以降に保存修理を計画していることから、当面は緊急を要する箇所についての維持修理に努める。

(2) 今後の保存修理計画

平成 29 年度以降に実施予定の保存修理や設備改修について、平成 23 年度に実施した保存修理調査及び平成 26 年度に実施した耐震診断調査に基づいて計画された修理・改修の内容を下記に示す。

【保存修理】

木部や漆喰塗などの仕上げ材など各部の破損が進行している。基本計画や実施設計を経て、軸部を残した部分修理工事とする。漆喰塗は、天井・壁ともに当初のものがよく残っていたことから、昭和修理では、できる限り塗替え等の根本的な手を加えずに補修程度に留めた。

今後の保存修理でも、当初の漆喰塗を残すことに最大限配慮し、補強のために必要な壁の解体は必要最小限に留める。

【耐震補強】

耐震診断の結果、本館・附属棟ともに「安全確保水準」を満たしていないことが確認されたことから、建物の保存修理に合わせて耐震補強を行う。

本館は壁面内部への耐震壁の付加、2階及び小屋裏水平構面の補強、軸部への接合金物の付加、コンクリート基礎の増設などを行う。附属棟は壁面内部への耐震壁、軸部への接合金物の付加を行う。

【設備改修】

昭和修理の際に整備された設備類が更新の時期に来ていることから、電気設備工事として電灯設備・テレビ共同受信設備・拡声設備の更新、Wi-Fi 設備の設置などを行なう。また玄関前面石畳のロードヒーティング設備の新設や、バリアフリー対策などを行う。機械設備工事では給排水設備・衛生器具設備・給油設備・換気設備の更新を行うほか、暖房設備を設置する。

また、設備類と同様に防犯・防火装置も更新の時期に来ていることから、機器の更新を行う。特に防犯警備については、現在の有人警備から機械警備の導入や監視カメラの設置などを検討する。

【展示改修】

現在は、昭和修理後の展示の状態を基本的に継続しているが、保存修理に合わせてハード・ソフト両面において、展示計画やサイン計画を検討する。

表2-4. 平成29年度以降の工事概要

建造物保存修理工事	本館	基礎工事	東側ポーチ石段据直し、背面中央石段据直し、背面・側面石段耳石据直し、正面玄関敷石据直し、周囲葛石据直し、雨落石据直し、背面石積復旧、基礎煉瓦目地補修
		木工事	東西バルコニー復旧、外壁等補修、背面雑作等補修、背面突出屋根継補修、内部腰板補修 ※本館の甲板や突出部などの露出した柱などの対策は、修理時に検討する。
		左官工事	屋根面戸漆喰塗直し、売店天井補修、二階煙突回り天井補修、漆喰壁天井亀裂補修
		塗装工事	旧ペイント塗剥離、外部木部ペイント塗
		板金工事	バルコニー床銅板葺、陸屋根際水切り ※当初の技法や仕様の変更など、根本的な対策については、修理時に検討する。
		雑工事	壁紙補修、建具補修、煙突止水処理、棟飾り控え止水処理、修理銘札
	附属棟	基礎工事	正面石段据直し、周囲葛石据直し、雨落石据直し、煉瓦基礎亀裂補修、基礎煉瓦目地補修
		木工事	外壁等補修
		左官工事	屋根面戸漆喰塗直し、内壁化粧直し、渡廊下境天井補修
		塗装工事	旧ペイント塗剥離、外部木部ペイント塗
雑工事		渡廊下棟改修、建具補修、建具整備、煙突止水処理、修理銘札	
電気設備工事	電灯設備	照明器具は取り外して清掃ランプを取り替えて再用。破損器具は同等品で復旧。配線器具、電線、ケーブルは全て更新。	
	防災照明設備	誘導灯は高輝度型に更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	通信設備	テレビ、インターネット、Wi-Fi等、通信設備の更新及び新設。	
	拡声設備	アンプ、スピーカー等機器は更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	自動火災報知設備	設備機器は全て更新。電線、ケーブルは全て更新。建物外部に炎感知器を新設。	
	避雷設備	突針は再用し、棟上導体及び導線は更新。	
	ロードヒーティング設備	正面玄関前石畳部分にロードヒーティングを敷設新設。電力契約は期間電力（融雪電力）とする。	
	外灯設備	正面の外灯を既設同等品に更新。	
	暖房設備	暖房設備の設置。	
	バリアフリー設備	段差解消ステップ、スロープの設置。可搬式階段昇降機の導入。	
機械設備工事	屋外給水設備	敷地内の配管を全て更新。量水器ボックスは更新。応接室への流しの新設に伴い給水を新たに設けて整備する。また、掘削範囲を最小にする為に新設排水経路と並走する。	
	屋内給水設備	全て更新。便所レイアウト変更に伴う改修を行う。	
	屋外排水設備	敷地内の配管を全て更新。排水柵は塩ビ柵とする。応接室への流しの新設に伴い給水を新たに設けて整備する。	
	屋内排水設備	全て更新。便所レイアウト変更に伴う改修を行う。	
	衛生器具設備	便所レイアウト変更に伴い改修。男女別便所・多目的便所の設置。	
	屋外消火設備（放水銃）	全ての配管を更新。エンジン付消火ポンプ、放水銃ユニットは更新。屋内消火栓系統とは別に設けて整備する。	
	屋内消火設備（屋内消火栓）	全ての配管を更新。消火ポンプは更新し、屋内消火栓は既設品を再用。放水系統とは別に設けて整備。	
	給油設備	全ての配管を更新する。オイルタンクは更新。	
	換気設備	換気扇本体を全て更新。ダクトは、便所レイアウト変更に伴い改修。	
	その他	男女便所、車椅子便所のレイアウト変更に伴い床、壁、天井を改修。貫通部、取付等に不具合が生じている箇所の補修。	
耐震補強工事	本館	基礎補強（コンクリート基礎の設置、既存基礎との一体化）、水平構面補強（2階床下の一部及び小屋裏へ水平ブレース、方杖設置）、壁内補強（構造用合板設置）、接合部補強	
	附属棟	壁内補強、接合部補強	

※『重要文化財旧函館区公会堂保存修理調査業務報告書』（平成24年）、『重要文化財旧函館区公会堂本館及び附属棟耐震診断業務報告書』（平成27年）をもとに作成

第3章 「環境保全計画」

3-1. 環境保全の現状と課題

公会堂の計画区域全体を対象として、保存管理計画の対象とした重要文化財建造物の周囲の環境（重要文化財建造物以外の建造物を含む）を、重要文化財建造物と一体的な保全を図る観点から、その現状と課題を記す。

[現状]

公会堂には、重要文化財の本館及び附属棟の2棟を中心に、敷地一体に良好な歴史的環境が残されている。

敷地の正面及び東西の三方に門を開く。正門は公会堂建設当初の石造門柱が2本残り、鋳鉄製の門扉を構える。東西の門は、煉瓦張りの門柱に木製の門扉が取り付け。敷地前面から東西の門には石垣が廻り、その上を土塁としてシンバクや多行松を植え敷地を区切る。本館突出部の背面側には、斜面に沿って石垣を築く。

これらのうち、正門（門柱のみ）と正面側の石垣は、伝建地区における伝統的建造物（それぞれ工作物・環境物件）として保護が図られている。

函館山に連なる建物背面側は、斜面を上った一段高い敷地が平坦に造成されており、景石などを配置した庭園としている。また本館西側の平坦地にも景石が置かれ、北東側の敷地にも芝生が植えられている。

それ以外には、敷地の一部にポンプ室や物置など管理に必要な現代的な建物が建つものの、公会堂は敷地一体として良好な歴史的環境を残している。

[課題]

正面及び背面の石垣の一部には乱れがあり、特に背面側では斜面の土砂流出の影響を受けて大きく破損している。背面側の石垣を含む敷地南側の一部は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、法面の土留などと合わせて本格的な整備が必要である。庭園は樹木が生い茂っていることから、剪定や伐採を含めた管理が必要である。

3-2. 環境保全の基本方針

公会堂の敷地は、構成・区画・形状など、本館竣工の翌年である明治44年行啓時の状態をよく保っており、現状の敷地環境の保全を基本方針とする。重要文化財以外の建造物の保全方法や管理・防災・活用に係る施設の設置、土地の形質の変更などは、区域・建造物の区分に合わせて個別に検討する。なお、計画区域一帯は伝建地区内に所在していることから、関連法令にも配慮する。

【航空写真(1976年/国土地理院)】



①【正門】(門柱のみ伝統的建造物[工作物])

石造門柱は建設当初のものと思われる。当初は門柱が4本建っていたが(写真右)、史料から昭和37年に内側の2本が撤去されたことが分かる。铸铁製の門扉もこの時に設置されたものと思われる。



②【東門】

昭和37年の新築。当初は石垣の耳石が現在よりも内側にあったが、おそらく車両通行用に門の幅が当初より拡幅されたため、それとともに耳石が移動された(写真右)。史料から、大正期には石造で鉄扉付の門であったことが分かる。



③【西門】

東門と同じ意匠の門柱に木製の門扉が付く。年代は不明だが、東門と同じく昭和37年の新築と考えられる。また、史料から大正期には石造で鉄扉付の門であったことが分かる。



④【石垣(正面)】(伝統的建造物[環境物件])

切石積で、正面から東西の門柱まで廻り込む。史料に「外廻堤上に多行松植付」とあり、多行松は明治行啓時に植えられたことが分かる。各部に雨染みが見られ、一部にはツタが覆っている。西側の隅付近では大きく孕んでいる箇所がある(写真右)。



⑤【庭園】

斜面地を造成。明治行啓時の記録には「庭園の築造等」とある。周辺と植生が異なり景石を配置している。正面の函館湾に対し、函館山側の景観を意識したものか。



⑥【石垣(背面)】

本館突出部背面側の法面。正面側の石垣とは仕上げが異なる。石垣の中央付近は大きく乱れ、南側斜面の土砂や雨水の影響と思われる。斜面は土質が柔らかく、土砂が流れやすい。また斜面をコンクリートで覆っていた痕跡がある(写真右)。



⑦【失われた建造物】

当初敷地内に建っていたはずの建造物のうち、本館と附属棟以外は昭和修理前に取り壊されている。現在のポンプ室周辺には、職務住宅と便所が建っていた。



職務住宅



便所

3-4. 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

重要文化財建造物と一体をなしてその価値を形成している計画区域の全体を、以下に示す標準的な区分に準じて区分し、保護の方針を定める。

〈保存区域〉

重要文化財建造物を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

重要文化財である本館と附属棟の周囲（葛石まで）及び正面側の石垣とする。

〈保全区域〉

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として重要文化財建造物の管理もしくは防災上必要な場合に限る。

背面側の庭園や東西の樹木が植えられている範囲を保全区域とする。

〈整備区域〉

重要文化財建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域とする。

正面の石畳、職員駐車場やポンプ室が設けられている管理用動線の敷地東側、バリアフリー動線として乗降場、スロープなどを整備する予定の敷地西側を整備区域とする。

(2) 各区域の保全方針

前項で設定した各区域について、以下の事項について定める。

1) 防災・管理上必要な施設の設置方針

消火栓やポンプ室などの防災設備を更新する場合には、保全区域・整備区域において行うこととする。また資料保管庫や物置などを新設する場合には整備区域にて行う。

2) 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針

現在の状態の保全を基本方針とする。樹木は剪定など必要な手入れを施し、危険木については伐採を含めた適切な処置を施す。背面側の庭園は、将来的な公開を視野に入れて整備する。

3) 整備区域における整備方針

ア. 土地の整備方針

中央の石畳は、積雪対策としてロードヒーティング設備を設置する。設置にあたっては、石畳の範囲や敷き方など、景観等に十分配慮する。西側と東側の敷地は、景観や動線に配慮して舗装材の敷設を検討する。

イ. 活用に伴い必要な施設の設置方針

西側にはバリアフリー用スロープの設置を検討する。暖房用のボイラー室などの設置については、修理に合わせて詳細を検討する。

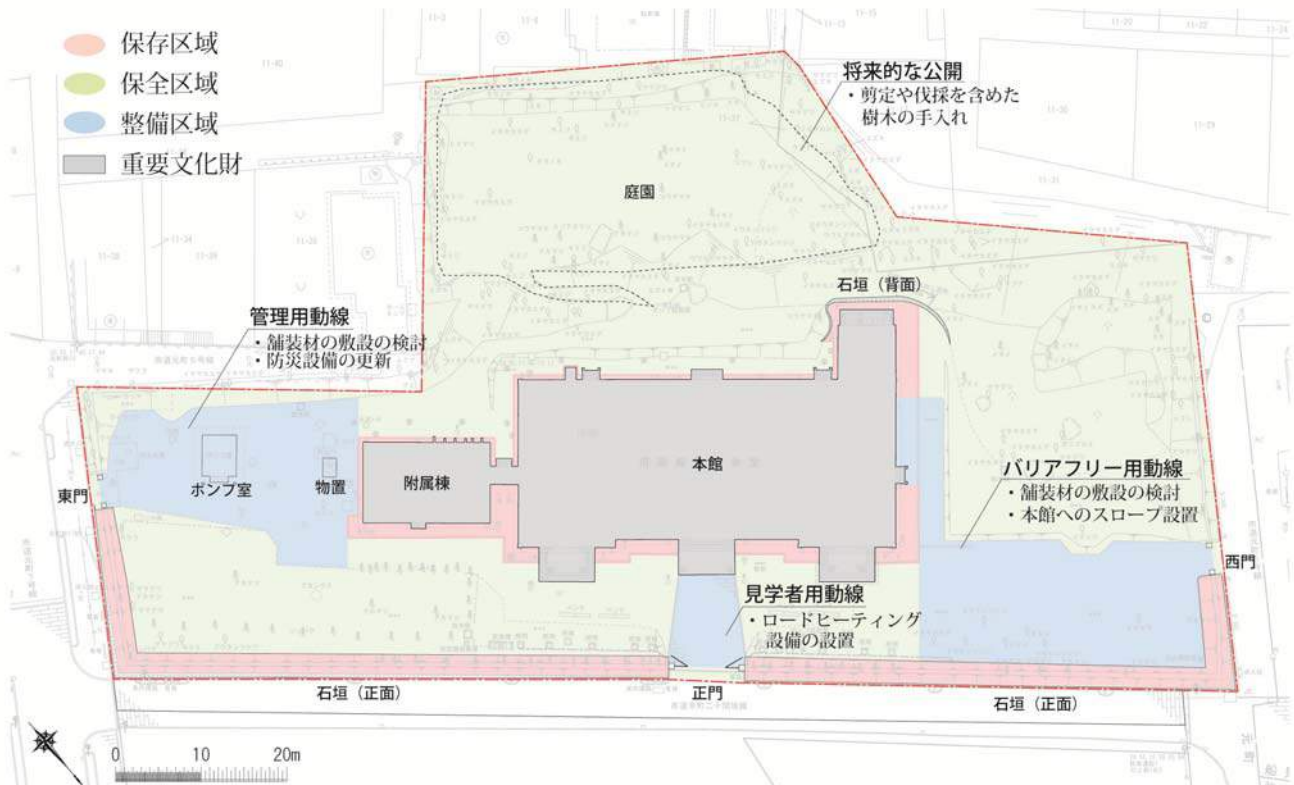


図 3-3. 区域の区分

表 3-1. 伝統的建造物群保存地区における許可申請等（区域）

保全等の行為	基準等
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木竹の保存・植栽	樹高10mまたは地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木及び地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しないこととする。ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う。 敷地内の空き地やのり面等は、既存の植栽を積極的に活用するなど、歴史的風致と調和した植栽を行うよう努める。
土石類の採取	土石類の採取を行うときは、採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
駐車場の整備	街路に面した駐車場は、塀などで外部から見えないよう配慮する。
その他 工作物の設置	彫像、記念碑その他これらに類するものを設置する場合は、原則として1敷地に対し1基とし、高さ・幅が2m以下、水平投影面積1㎡以下とする。

（「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」から抜粋。）

3-5. 建造物の区分と保全方針

(1) 建造物の区分

計画区域内に所在する重要文化財建造物以外の全ての建造物（工作物・環境物件を含む）について、以下の標準的な区分に準じて区分する。

〈保存建造物〉

保存区域に所在する建造物で、重要文化財建造物に準じて保存を図るもの。

- 1) 地方公共団体により指定・登録等（登録は国登録を含む）の保護がなされている有形文化財建造物及び史跡・名勝等を構成する要素となっている建造物
- 2) その他所有者等が自主的に保存を図ることとするもの

伝建地区の伝統的建造物（工作物・環境物件）として保護が図られている正門及び正面の石垣とする。

〈保全建造物〉

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

東西の門及び背面の石垣とする。

〈その他の建造物〉

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、または文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景や撤去することとするもの。

附属棟東側のポンプ室及び物置とする。

(2) 建造物保護の方針

1) 保存建造物

正門（門柱のみ）と正面の石垣は、伝建地区における伝統的建造物（工作物・環境物件）として保護が図られているため、関係する各種計画など、当該建造物の制度的位置付けに基づいて所管機関の指導・助言を得て保護に努めるものとする。

正門は、材料自体を保存して現状の形式を保持することを原則とするが、鉄製の門扉は、有効な活用のために行う行為、または科学的な根拠に基づく復原であって文化財的価値を向上させる目的で行う行為については、形状を変更できるものとする。

2) 保全建造物

原則として位置・規模・形態を保全する。

背面の石垣は斜面の土留などを行った上で積み直しを行う。

東西の門は当初の形式こそ不明であるものの、明治44年(1911)には現在と同じ位置に存在する。現在の門は建築後50年以上が経過しているが、破損もないことから基本的には現状を保全し、将来的な外構計画の見直しの際に、改めて保全方針を検討する。

3) その他の建造物

歴史的景観や環境を損なわないことを原則とし、将来的な修景は位置・規模・色彩などを考慮して検討する。

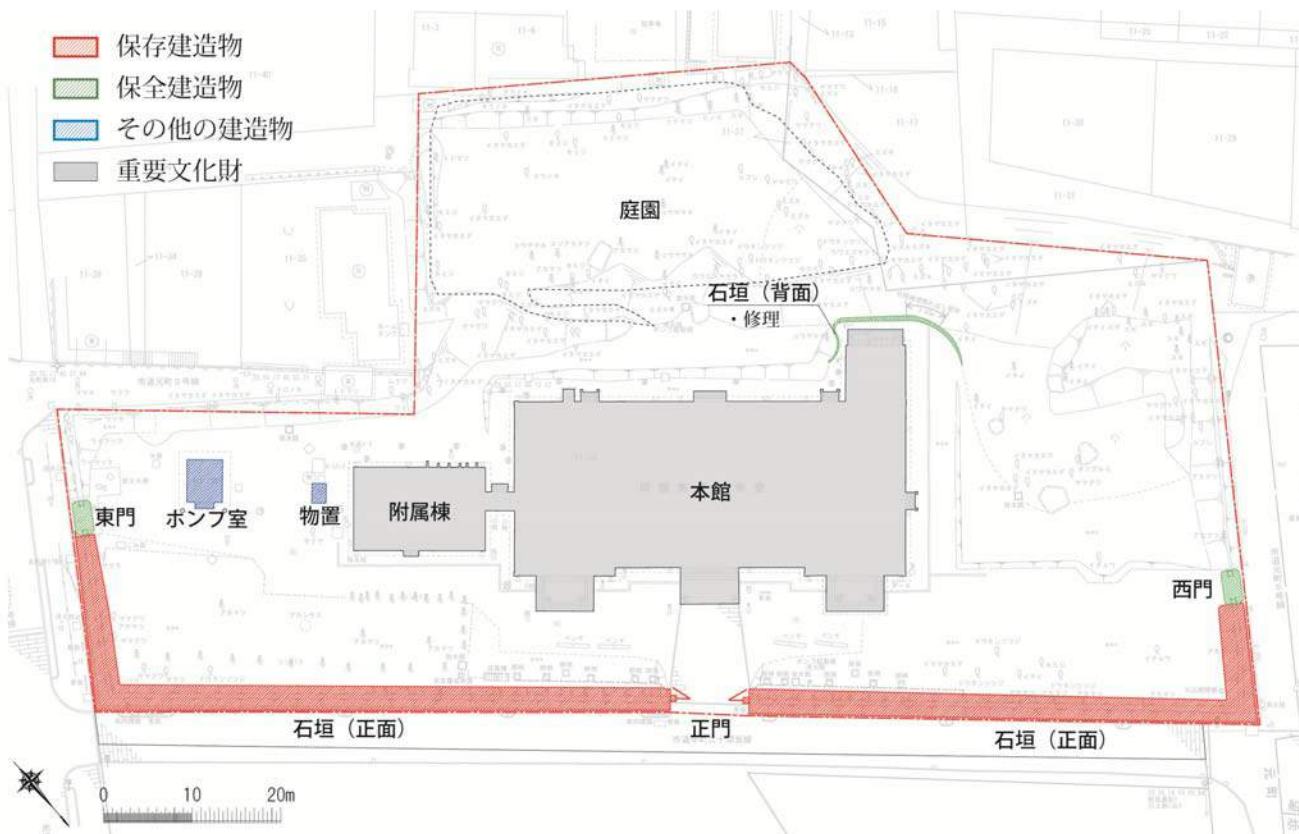


図 3-4. 建造物の区分

表 3-2. 伝統的建造物群保存地区における許可申請等（建造物）

保全等の行為	基準等
修理	伝統的建造物・工作物については、主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復原修理とする。
	環境物件は復旧とする。
	景観形成上重要な役割をなしている石垣が敷地内に存在する場合は、積極的にいかすものとする。
	建物の外観を修理する場合、要する経費の4/5以内の額を補助。（ただし600万円を限度） 環境物件を修理する場合、要する経費の2/3以内の額を次補助。（ただし200万円を限度）
修景	伝統的建築様式の意匠、材料、色彩等に配慮したものとする。
	一般建築物を伝統的建造物風に新築、改築する場合、要する経費の2/3以内の額を補助。（ただし500万円を限度）
新築等	文化財や景観形成上重要な役割をなしている建築物等の周辺では、その建築物を阻害しないよう配慮する。
	建築物の意匠、材料、色彩等は、歴史的風致を損なわないものとする。
	建築物以外の工作物の高さは、10m以下とする。意匠は、周辺に調和させ歴史的風致を著しく損なわないものとし、建築物の外観色彩の基準と同様とする。
	給排水管等の建築設備は、公共的な場所から直接見えないものとし、やむを得ない場合は、植栽等により目立たないように工夫し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	新たに擁壁等を設置する場合は、周辺と調和した素材を使用するとともに着色はしないものとし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	門の高さは、3m以下、塀、垣、さくの高さは2m以下とする。 門、塀、垣、さくを設置する場合は、周辺の景観と調和する材料、仕上げ、着色とするなど歴史的風致を著しく損なわないものとする。

（「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」から）

3-6. 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

計画区域の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている（第4章「防災計画」にて後述）。

また近い将来、建造物に直接的な危害を与える恐れのある危険木は見られないが、近年、下記のような事案が発生していることから、**樹木の剪定や伐採など、適切な管理が必要である。**

- ・平成27年（2015）12月 大雪により敷地内のアカマツ倒木
- ・平成28年（2016）8月 台風の強風により敷地内のアカマツなど倒木

(2) 環境保全施設整備計画

1) 土留

背面側の石垣の上部は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、石垣の孕みや土砂の流出が見られる。これは函館山からの水の流れによる影響と推察される。近年では、流出箇所が隣接する住宅地に近接していることから、詳細な調査による原因の把握に努める。さらに北海道など関係機関と連携を図った上で、周囲の歴史的景観や環境に配慮した材質や工法を選択し、**流水経路の改善**や土留の措置を検討する。

2) 境界柵

隣接する住宅地との間には、かつては木柵が設けられて敷地が区画されていたが、現在は樹木による区画のみで、敷地を明確に区別する境界柵は設けられていない。今後は防災上・活用上の観点から、また防火性能を考慮しつつ、歴史的な景観や環境との調和に留意して境界柵の設置を検討する。

(3) 周辺樹木の管理

文化財建造物に隣接する樹木は、倒木等により建造物に被害を及ぼすことのないよう管理に務める。必要に応じて樹木医等の専門家に依頼して診断を行い、樹勢回復や支持材の設置、また枝払い・伐採等の対策を施す。特に本館突出部付近には樹木が近接しているため、伐採を含めた適切な処置を行う。

第4章 「防災計画」

4-1. 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

1) 当該文化財の燃焼特性

公会堂は、本館・附属棟とも木造であることから、燃焼性は高い。

2) 延焼の危険性

ポンプ室はRC造で全面モルタル塗のため、燃焼性は低い。附属棟東側には、物置と館内のストーブに灯油を供給するオイルタンクが設置されている。

計画区域周辺は住宅地で木造住宅が建ち並び、延焼の危険性はあるが、一定の距離があり、敷地周辺には樹木も茂っている。隣接する宅地や公園での焚き火や花火等には注意が必要である。

3) 防火管理の現状と利用状況に係る課題

現在は「防火管理に係る消防計画」（平成27年、財団作成。以下、「消防計画」という。）に基づき指定管理者が管理にあっている。

(2) 防火管理計画

1) 防火管理者等の氏名及び住所

防火管理者：旧函館区公会堂館長（函館市元町11-13）

2) 防火管理区域の設定

防火管理の対象区域（以下、「防火管理区域」という。）は、計画区域及びこれに隣接する区域の実情に応じて、所轄消防機関等の指導を得て定めるものとし、以下に示す土地及び建造物等を区域に含めるものとする。

ア. 計画区域全域を防火管理区域とする。

イ. 重要文化財建造物に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等（以下、「建造物等」という。）

で、重要文化財建造物との近接距離が20m以下であるもの（「第1次近接建造物等」）。ポンプ室及び物置が該当する。

ウ. 第1次近接建造物等との近接距離が5m以下のもの、また近接距離が5mを超えているもののうち警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建物（「第2次近接建造物等」）。該当するものはない。

3) 防火環境の把握

防火管理区域外では、住宅が隣接する。いずれも木造が多く、主屋の他に車庫や物置などがある。主屋では生活用の熱源として火気が使用されている。

4) 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐため、以下に留意して必要な予防措置について定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については、関係者と協議の上、可能な措置を講じることに努める。

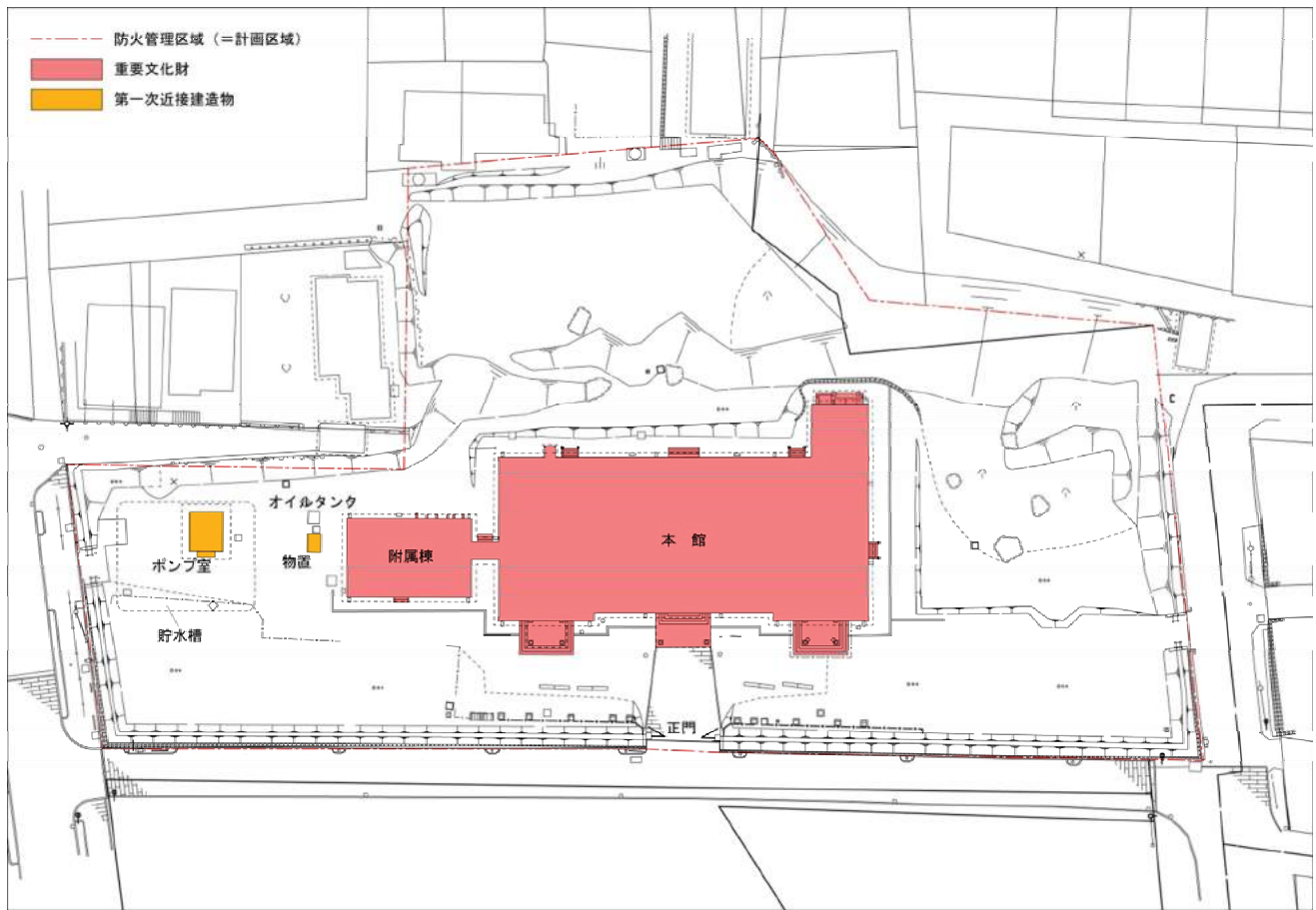


図 4-1. 防火管理区域

ア. 火気等の使用状況と管理

敷地内は禁煙とし、全面にわたり火気の使用を制限する。公会堂内部では、冬期には附属棟東側のオイルタンクから給油管にて給油し、各所で石油ストーブを使用している。附属棟にはガス台を設置している。上記以外の場所・用途での火気使用は禁止し、最終退館者（財団職員）は施錠とともに火気の確認を確実に行う。

イ. 可燃物の取扱状況と管理

①危険物の管理

附属棟東側に屋外灯油タンク（4630）を設置している。

②可燃物の除去・整理

廊下・階段室・便所等の可燃物の整理整頓及び除去を行ない、放火防止に努める。

ウ. 警備

①巡回計画

現在、公開時間内には財団職員が常駐している。夜間は警備を委託し、附属棟居間を宿直室として利用し警備員が在駐している。建物内外の巡回を0時までに数回、朝に数回行っている。今後も基本的にはこれを継続するが、保存修理後は夜間における機械警備の導入を検討する。

②施錠管理

最終退館者（財団職員）が火気及び施錠の確認を確実に行う。物置は施錠を徹底する。

③夜間照明等

正面側に外灯を2基設置しているが、修理に際して更新する場合は、景観に配慮して設置箇所や器具などを検討する。

エ. 安全対策

①避難経路等の確保

避難経路図を作成して建物内に掲示する。各室においては整理整頓を徹底する。また冬期には、屋外への出口周辺の除雪を徹底する。

②収容人員の管理

今後の保存修理後の本館2階の大広間におけるイベント時の定員は、避難及び耐震性を考慮し、大広間全体で200人とする^{注1}。ただし、実施にあたっては、席の配置など荷重について詳細に検討する。

5) 消火体制

市教育委員会及び所轄消防機関の指導の下に、初期消火体制と消火訓練計画を定め、年1回以上消火訓練を実施する。

ア. 任務分担（通報・初期消火・避難誘導・搬出・救護等）

「自衛消防組織編成表」に基づき、「営業時間内等（9時～17時30分）」、「勤務人員が少ない時間帯（17時30分～19時）」に体制を分け、夜間は警備会社に委託している。火災発生時には、「火災時緊急マニュアル」（平成27年、財団作成）に基づき、避難口を開放して避難・誘導を行う。第一に人身の安全を確保し、その後元町公園に誘導する。有事の際は緊急連絡網に基づき連絡し、職員間の連携を図る。

イ. 訓練実施計画（定期的かつ実践的な訓練の実施等）

「消防計画」に基づき年に2回（9月・1月）に通報・消火・避難誘導・消防用設備等の取扱いなどの総合訓練を実施しており、これを継続する。

1. 営業時間内等（9:00～17:30）

2. 人員が少ない時間帯（17:30～19:00）



図 4-2. 初期消火体制

(3) 防犯計画

1) 近年の事故歴

ア. 投石による破損（平成19年2月17日）

事故原因：敷地外からの故意の投石。

被害状況：本館車寄せ内開戸のガラスの破損。

事故後の処置：器物損壊事件として処理。ガラスは修理した。

注1 昭和58年の一般公開以降は、イベント時の定員を200人としていた。しかし、平成5年に発生した北海道南西沖地震を機に、建物に対する負荷や安全な避難誘導のため、120人（大広間前半部のみ）に定員を変更した。耐震診断及び補強の詳細は『重要文化財旧函館区公会堂本館及び附属棟耐震診断業務 報告書』を参照。

イ. 見学者による建具の破損（平成 27 年 5 月）

事故原因：見学者の故意の破損。

被害状況：見学者（小学生）が本館男子便所個室の扉を蹴って破損させた。

事故後の処置：羽目板を修理した。

2) 事故防止（き損・放火・盗難）のために講じている措置

職員が常駐し、定期的な巡回を行っている。2 階本館突出部は防犯上死角となるため、立ち入りを制限している。

3) 今後の対処方針

公開計画などを考慮し、館内及び敷地内への監視カメラの設置を検討する。また現在は夜間に有人警備を行っているが、管理上必要な箇所に機械警備を導入する。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

1) 設備整備計画

ア. 防災設備（防火・防犯設備）の設置状況^{注2}

①火災警報設備

- ・自動火災報知設備（P型1級火災受信機×1、定温式スポット型感知器×5、光電式煙感知器×8、露出型差動式スポット感知器×73、差動式分布型感知器×19、発信機P型1級埋込型×5、空気管）
- ・非常警報設備
- ・漏電火災警報器

②消火設備

- ・屋内消火栓設備（ボックス型消火栓×4）
- ・放水銃設備（65Aテコ式×5）
- ・動力消防ポンプ設備（空冷式ディーゼルエンジン渦巻ポンプ）
- ・消火器
- ・貯水槽（RC造地下式、有効100m³）
- ・加圧送水設備

③避雷設備

- ・棟上げ導体設備
- ・棟上げ突針設備

④防犯設備（防犯灯・監視設備・警報設備・非常通報設備ほか）

- ・設置していない

⑤避難設備

- ・誘導灯（小型×26）
- ・避難はしご（ボックス型×2）

イ. 保守管理（点検、維持修理）の現状と課題

消防法に基づき点検を行い、消防用設備の自主点検表を作成している。器具や配管等は維持

注2 保存修理工事報告書（昭和 58 年）、保存修理調査報告書（平成 23 年）を参照。

修理に務め、適宜更新している。

ウ. 今後の設備計画

防火設備は、ほとんどが昭和修理時に設置したものであり、設置後30年以上が経過し耐用年数を経過しているため、**今後の**保存修理に合わせて更新する。

屋内消火栓や放水銃の格納箱については、雰囲気と調和したデザインとし、保存修理の際に詳細を検討する。

2) 保守管理計画

ア. 点検

消防法により定められた定期点検を実施するものとし、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても、同法に準じた点検を実施する。

①作動点検

加圧送水設備は月に2回以上作動させ、放水機器等は6か月に1回以上放水する。

②外観点検

機器の配置や損傷状況等を6か月に1回以上点検する。

③機能点検

防火管理者や消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。

④総合点検

年1回、消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。

イ. 機能回復

点検結果に基づいて速やかに機能の回復を図る。

ウ. 関連機関との連携

点検・修理・更新についての記録を整えて、防災設備の現況について、日頃から市教育委員会や所轄消防署等の理解を得ることに努め、緊急時の対応が速やかにできるよう努める。



写真 4-1. 屋内消火栓、発信機、消火器



写真 4-2. 放水銃



写真 4-3. 消火ポンプ制御盤・火災受信機

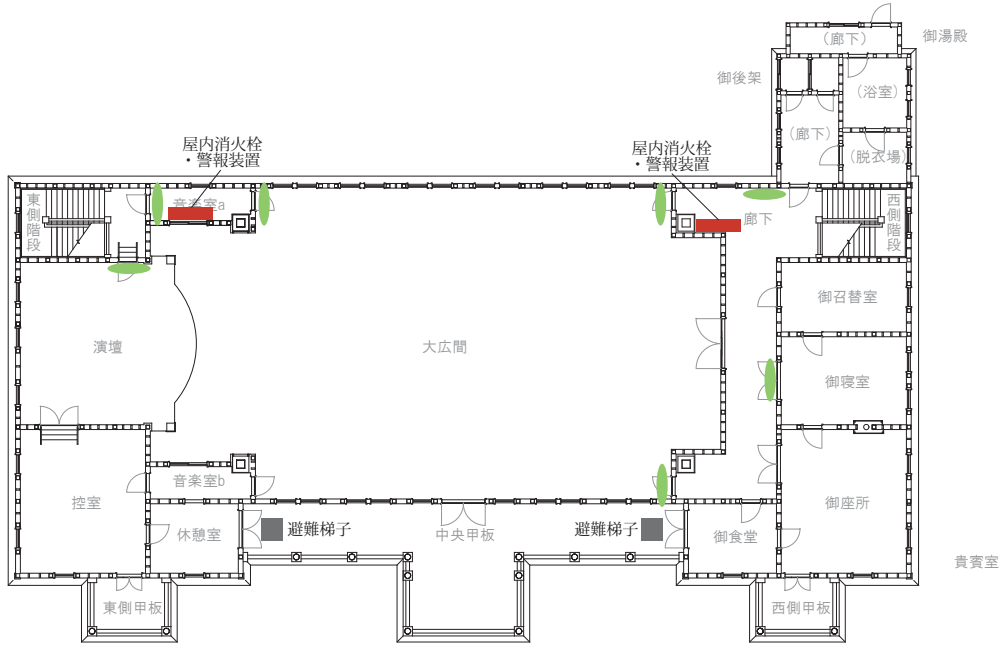


写真 4-4. 避難はしご

- 消火設備
- 誘導灯
- その他

[それ以外に設置されているもの]

- 内部
 - ・自火報は天井裏など各部に配置
 - ・消火器は各所に設置
- 外部
 - ・避雷針
 - ・ポンプ小屋、貯水槽



2階平面図



1階平面図

図 4-3. 防災設備位置図

4-2. 耐震対策

(1) 耐震診断

1) 地震時の安全性に係る課題

公会堂では、平成 29 年度から計画されている保存修理後も、不特定多数の人を収容するイベントが定期的に行われる予定である。そこで、平成 23 年度に終えた修理基本計画の後、平成 26 年度に国庫補助事業による耐震診断事業を行い、**詳細を報告書^{注3}としてまとめ、その中で**構造調査に基づき耐震補強案を検討した。

構造調査は、軸組図作成のための実測と仕様調査及び破損状況の目視調査について、建物の解体を行うことなく実施した。地盤調査は、建物を支持する地盤の性状を確認するためにボーリング及び標準貫入試験とスウェーデン式サウンディング試験を行った。

耐震診断は、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」の耐震基礎診断に位置づけられるものとして行った。必要耐震性能を「安全確保水準」として診断した結果、本館は建物の耐力と水平剛性が不足しているため、「大地震動時の倒壊危険性及び中地震動時の非倒壊」の可能性があることが判明した。そのため壁面内部への耐震壁の付加と 2 階及び小屋裏水平構面の補強、軸部への接合金物の付加・コンクリート基礎の増設が提案された。

附属棟も建物の耐力が不足していることが分かり、「大地震動時の倒壊危険性及び中地震動時の非倒壊」の可能性があるとして診断された。そのため壁面内部への耐震壁、軸部への接合金物の付加が提案された。

なお積雪荷重については、函館市建築基準法施行細則第 14 条において、函館市の垂直積雪量は 70cm としている。また北海道建築基準法施行細則において、函館市は多雪地域ではないことが示されており、今回の診断では一般地域として耐震診断を行っている。

2) 今後の対処方針

今後は保存修理と合わせて耐震補強工事を行ない耐震性能を改善する。また避難誘導通報などは「地震時緊急マニュアル」（平成 27 年、財団作成）に基づき対応している。今後もこれを継続して運用面での安全管理に努める。

(2) 地震時の対処方針

- 1) 被災者の救助を優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。
- 2) 主要構造部が大きな変形を被った場合は、支柱・ワイヤー等による支持、立入制限等の措置を執る。
- 3) 文化財建造物が大きく破損した場合は、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の措置を執る。
- 4) 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立会いを得て、速やかに部材等を解体・撤去して格納する。
- 5) **停電復旧の際には通電火災の発生を念頭に経過観察を行い、万が一発生した場合には消火活動に努める。**

注3 『重要文化財旧函館区公会堂本館及び附属棟耐震診断業務報告書』、文化財建造物保存技術協会、平成 27 年

表4-1. 必要耐震性能設定の目安

		機能維持水準	安全確保水準	復旧可能水準
性能目標		大地震動時に要求される機能が維持できる	大地震動時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさない。	大地震動時に倒壊の恐れがあるが、文化財としての主要な価値を損なうことなく復旧できる
活用内容		現役の社会生活の基盤となる施設（インフラ施設）。 災害時の防災拠点となるもの。 不特定多数が常時利用する大規模な建造物で、特に必要と判断されるもの。	通常の用途に供しているもの	ほとんど人が立ち入らないか、滞留時間が短いもの
大地震動時	軸組	変形が生じる。	大きな変形が生じるが、倒壊しない。 (層間変形角 1/30 以下)	倒壊する危険性がある。
	安全	安全	生命に重大な影響を及ぼさない。	危険
	機能	機能維持	機能喪失	機能喪失
(参考) 中地震動時	軸組	損傷なし。 仕口の緩みが生じることもある	変形が生じる。	大きな変形が生じるが、倒壊しない。
	雑作	一部が破損することがある。	破損・落下するおそれがあるが、再用して復旧可能	過半が損壊して、失われる可能性がある。
	土壁	ほとんど被害が生じない。	亀裂を生じ、塗り替えが必要となる事がある。	落下し、壁下地も損壊する。
	安全	安全	安全	生命に重大な危害を及ぼさない。
	機能	機能継続	機能維持	機能喪失

4-3. 耐風対策

(1) これまでの被害

函館市のこれまでの日最大風速は 27.9m/s（西北西、昭和3年(1928)2月7日）、最大瞬間風速は 46.5m/s（西南西、平成11年(1999)9月25日）となっている（気象庁データ）。

平成28年8月には、台風10号の強風により、敷地内の複数の樹木の風倒被害が生じた。また隣接する元町公園内では、樹木倒壊により旧北海道庁函館支庁庁舎（北海道指定有形文化財）の屋根の一部が損壊する被害が発生した。

(2) 今後の対処方針

函館湾に面する立地条件から潮風の影響が強いため、引き続き周辺地域における強風被害の把握に努め、今後、必要に応じて対策を講じる。

4-4. その他の災害対策

(1) 積雪被害

1) 予想される被害

函館市の年間累積降雪量は平年値で 375cm、これまでの月最深積雪量は 91cm(平成24年(2012)2月)で（気象庁データ）、道内の他の地域に比べれば比較的雪が少ない地域である。しかし昭和修理の翌昭和58年には、大雪により本館東側の瓦葺が落下し、部分修理を実施した。近年においても元々腐朽していた柱の一部が折れるなどの被害があり、今後も積雪被害が想定される。

2) 当面の改善措置と今後の対処方針

屋根からの落雪に注意するとともに、入館者が建物に近づくことができないよう対策を執る。建物の各出入口周辺は重点的に除雪を行うとともに、敷地内には管理用・避難用の道を確保する。また敷地内の樹木には雪囲いなど適切な措置を行うとともに、日常的な剪定などの管理に努める。

(2) 土砂災害

1) 予想される被害

公会堂の背面側の斜面地は、一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており「急傾斜地の崩壊」の危険性があるとされる。指定区域では、水の流れにより斜面の土砂が流れ出しており、下部の石垣も大きく変形している。また敷地上部では、斜面地の崩落が隣接する宅地に迫っている。

2) 当面の改善措置と今後の対処方針

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、関係住民への危険の周知と警戒避難体制の整備に努める。また土砂災害特別警戒区域では、特定開発行為に対する届出・許可及び居室を有する建築物に対する建築基準法の適用が必要となるが、公会堂の保存修理については、これらは適用されない。ただし大雨の際には「函館市地域防災計画」などに従って適切に対応する。

またソフト面での対応に加え、土留工事などの法面への対策を早急に検討する。

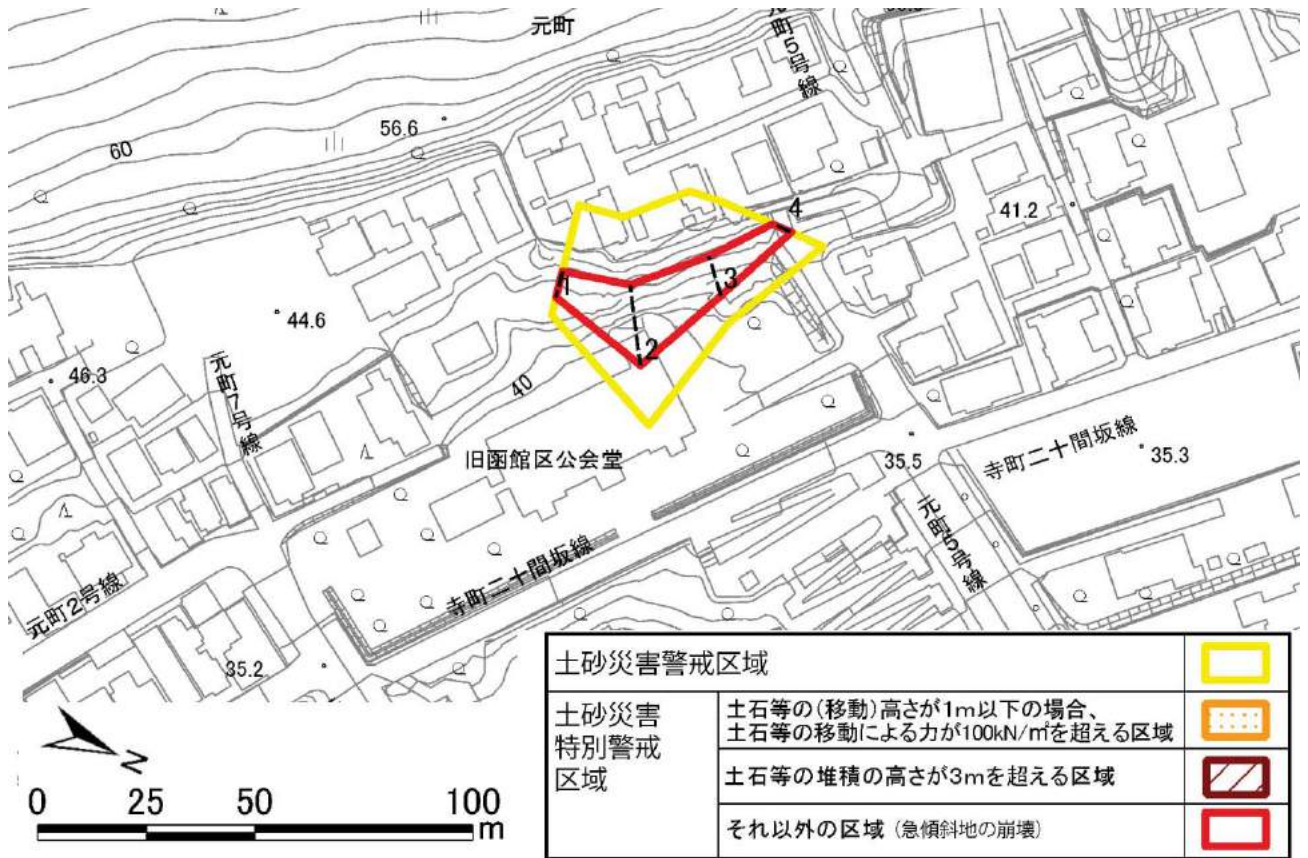


図 4-4. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

<p>土砂災害警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険の周知 警戒避難体制の整備
<p>土砂災害特別警戒区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 法第9条第1項で定める行為(以下「特定開発行為」)の許可 土砂災害特別警戒区域子弟前に特定開発行為に着手している場合の届出(法第13条) 国又は地方公共団体が行う特定開発行為の協議(法第14条) 特定開発行為の許可を受けた者の許可事項の変更の許可(法第16条) 特定開発行為に係る対策工事等の完了の届出(法第17条) 特定開発行為の廃止の届出(法第18条) 居室を有する建築物に対する建築基準法の適用(法第24条)

図 4-5. 区域における必要な届出・許可等

第5章 「活用計画」

5-1. 活用の現状と主な課題

(1) 公開

1) 公開の概要

- ・ 公開時間 [4月～10月] 午前9時～午後7時
[11月～3月] 午前9時～午後5時
- ・ 休館日 12月31日～1月3日
9月～4月は、館内整理日として月毎に1日休館日を設定
- ・ 入館料 大人…300円、学生・生徒・児童…150円（その他割引制度、共通入館券等あり）

2) 入館者数

昭和57年の半解体修理後、翌昭和58年から建物の一般公開を開始した。入館者数は、公開開始当初年間10万人程度であったが、青函トンネルの開通などにより、昭和末期から平成初めにかけて急激に増加した。平成3年度には約30万人に達し、その後も年間25万人前後を維持していたが、平成14年度から減少傾向となり、ここ10年間では年間約15万人前後で推移している。

表5-1. 入館料

		大人	学生・生徒・児童
旧函館区公会堂		300円	150円
共通券	2館	500円	250円
	3館	720円	360円
	4館	840円	420円

※共通券は「旧函館区公会堂」、「函館市北方民族資料館」、「函館市文学館」、「函館市旧イギリス領事館」で利用可能。

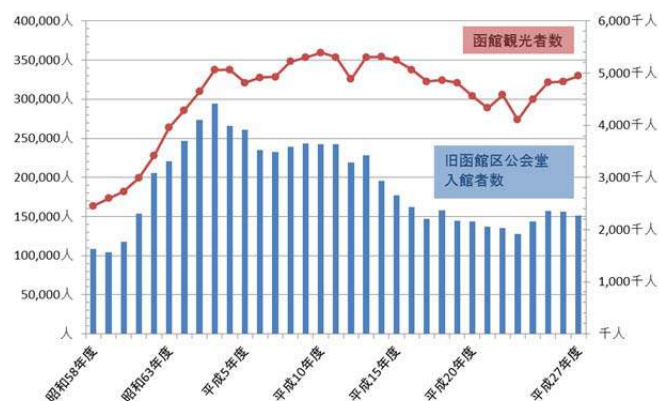


図5-1. 入館者数の推移

3) 公開範囲

1階は、管理のための部屋を除き、全面的に公開している。大食堂は、壁面に解説板やビデオを配置して公会堂や地域の歴史を紹介し、ガイドンスとしている。球戯室は、洋装衣裳や馬車など公会堂に関わる資料展示のほか、写真撮影用のパネルを設置している。小食堂と寝室2室は、貸衣装室、ヘアメイクサービス、売店として利用している。商業会議所や寝室などの部屋は、家具を展示してかつての様子を再現している。これらの部屋は、廊下から眺めるようにロープを張って立入りを制限している。附属棟の浴室は、浴槽を設置して内部を公開している。

2階は、大広間をイベントスペースとしてコンサートなどを開催している。演台は通常は立入りを制限しており、北東の3室は、出演者の控室、イベント時のパイプ椅子用の収納としている。函館湾に面す

中央の甲板は開放しており、ミシュランの観光ガイドで星2つを獲得している。貴賓室は皇太子行啓時の貴重な家具を含む本来の室内を再現しているため、室内への立入りを制限して、室内全体を展示空間としている。突出部は皇太子行啓時に増築された便所及び浴室で、皇室のための特別な和風のしつらえの空間であるが、防犯上死角となるため、現在は立入りを制限している。

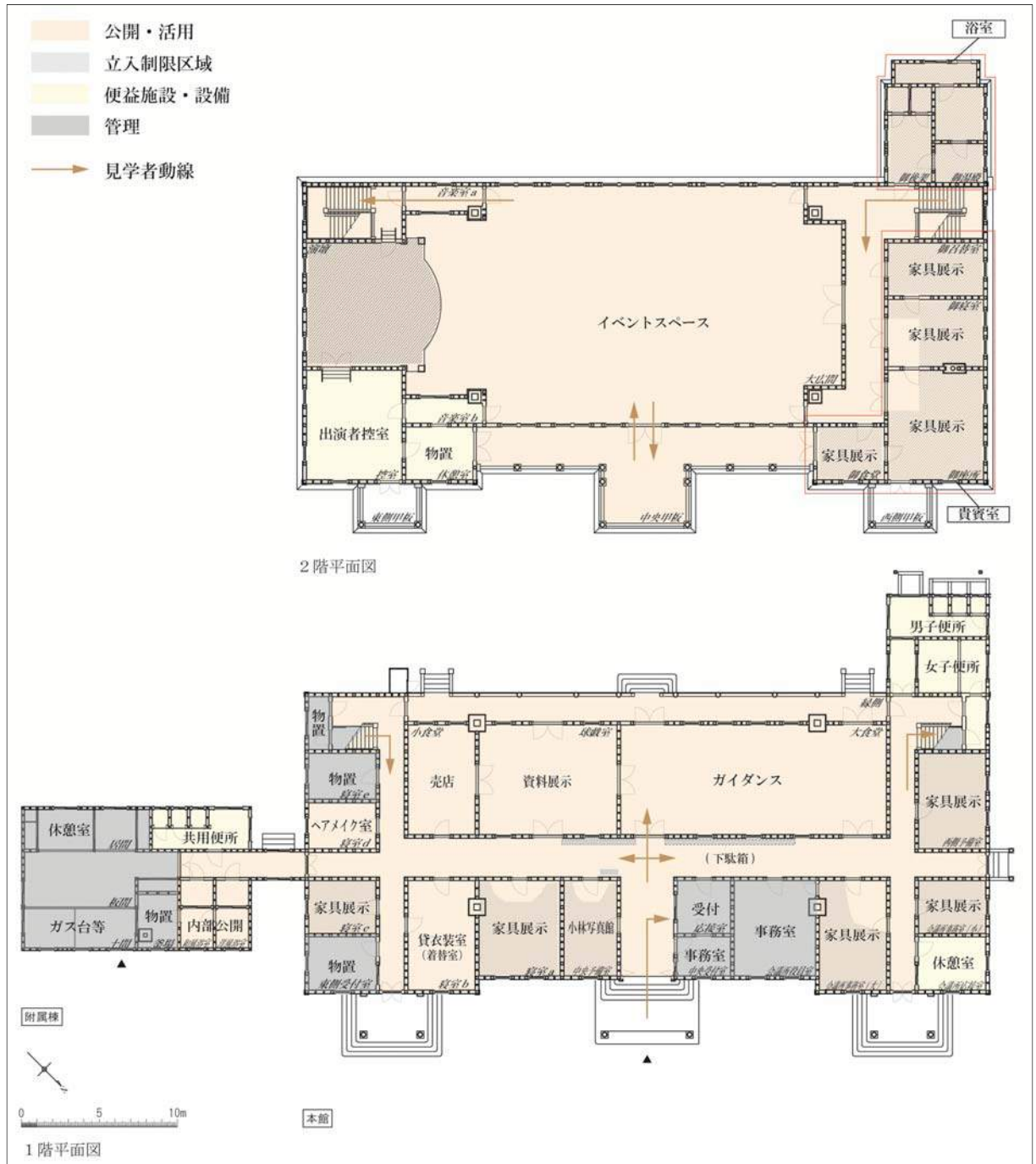


図 5-2. 公開範囲 (現状)

4) 展示

家具の展示は、2階貴賓室廻りは当初の家具がよく残り、復原配置図に近い形で展示されている。1階では、大食堂、球戯室、小食堂には家具はなく、現状では大食堂の卓子は物置に収納され、球戯室のビリヤード台などは昭和修理前には失われていた。寝室と商業会議所には家具が展示されているが、かつての配置は不明である。特に1階の部屋では、家具の展示及び使用方法の検討、収納方法の改善、配置場所の整理が必要である。

資料の展示は、球戯室に洋装衣裳と馬車が展示されている。洋装衣裳は、昭和修理後の展示として市内の学校が当時の衣装を復元したものである。馬車は、昭和修理後には2台展示されていたが、現在は1台だけが展示されている。その1台は、札幌農学校（北海道大学の前身）の校長であった橋口文蔵博士がアメリカ留学の際に持ち帰ったもので、公会堂には直接的な関係がない。大食堂は、壁際に設置された解説板で、公会堂の沿革や建設時の寄付者である相馬哲平などの解説をしている。解説板は昭和修理後の公開と合わせて設置されたもので、展示棚などは設置されていない。また大食堂の南側壁面では、昭和修理の様子をまとめたビデオ放映も行っている。大食堂は、室面積に比べ見学者が少なく、意匠も上等であることから、見せ方に工夫の余地がある。

旧小林写真館の展示は、市内大町に所在する写真館「小林写真館^{注1}」から機材の寄贈を受けたもので、現在は中央玄関脇の中央予備室に展示されている。

(2) 現在の活用方法

1) コンサート

昭和58年の一般公開以降は、6～10月の期間の週末の昼間、市内外の音楽団体によるコンサートや指定管理者主催のプロムナード・コンサートなどが開催されている。定員は120名とし^{注2}、現在はイベント開催時にパイプ椅子を設置して実施している。

表 5-2. 事業等実施状況

年度	公会堂コンサート (市内外の音楽団体等主催)		プロムナードコンサート (指定管理者主催)		その他			実施回数	参加者数
	回数	人数	回数	人数	内容	回数	人数		
平成22年度(2010)	28回	2,306人	-	-	築100年記念事業	1回	2,633人	29回	4,939人
平成23年度(2011)	29回	2,819人	-	-	ミシュラン・グリーンガイド二つ星掲載記念コンサート	1回	120人	31回	3,139人
					高校生によるお茶会(野点)	1回	200人		
平成24年度(2012)	31回	2,767人	20回	3,156人	市制施行90周年記念事業サマーコンサート	1回	120人	53回	6,243人
					高校生によるお茶会(野点)	1回	200人		
平成25年度(2013)	28回	2,428人	20回	2,924人	公会堂コンサート30回記念ステージ	1回	120人	50回	5,672人
					高校生によるお茶会(野点)	1回	200人		
平成26年度(2014)	32回	2,908人	20回	2,617人	重要文化財指定40周年記念コンサート	1回	120人	55回	5,945人
					高校生によるお茶会(野点)	1回	200人		
					日米交流160年記念ベリー黒船音楽紀行【共催】	1回	100人		
平成27年度(2015)	31回	2,622人	20回	2,755人	北海道新幹線開業記念コンサート	1回	105人	55回	5,717人
					公会堂親子一日館長	1回	親子3組		
					文化の日企画「西部文化施設3館ツアー」	1回	29人		
					高校生によるお茶会	1回	200人		
合計	179回	15,850人	80回	11,452人		14回	4,353人	273回	31,655人

注1 明治40年(1907)に建設された小林写真館は、現存する北海道最古の写真館建物で、「旧小林写真館」として函館市の景観形成指定建築物となっている。

注2 コンサート等の収容人員は、昭和58年の一般公開以降は定員200人で行っていたが、平成5年に発生した北海道南西沖地震を機に、建物に対する負荷や安全な避難誘導を考慮して120人に定員を変更した。

2) 貸衣装室・ヘアメイクサービス・売店

平成4年から記念撮影用にカクテルドレスなどを貸し出す「ハイカラ衣装館」を、また平成20年からは、貸衣装に合わせたヘアメイクサービスを指定管理者の自主事業として市内の業者に委託しており、入館者の1割以上が利用する程の人気を見せている。繁忙期には混雑し、特にヘアメイクサービスは、ひとりひとりの対応に時間がかかることから、受付近くまで並ぶことがある。

貸衣装と同じ市内の業者に委託している売店は、平成4年頃から始めたものである。雑貨小物を扱っており、公会堂に関する商品も一部あるが、全体的に統一感がない。

3) その他

函館西高等学校によるお茶会（野点）、親子一日館長体験、国際民俗芸術祭におけるパフォーマンス（車寄せ石段上）、カルチャーナイトでの夜の公会堂スペシャルツアーなどが行われている。

(3) 設備類

現在の公会堂の暖房器具は石油ストーブを一部に設置しているのみで、施設全体の暖房対策に関しては十分ではない。冬期には館内の気温が0℃近くまで下がることから、本格的な暖房対策が必要である。

便所は、設備の老朽化、女子便所の面積が小さい、共用便所の利用者が少ない、バリアフリー未対応、といった課題があることから、配置換えを含めた設備の更新が必要である。また現在、館内にアクセスするためのスロープなどの設備は設置されていないため、高齢者や車椅子利用者には、職員ができる範囲でマンパワーにより対応しているが、利便性を向上するためにも、可能な範囲でバリアフリー対策が必要となる。



写真 5-1. 貸衣装室 (HP から)

表 5-3. ハイカラ衣装館の利用者数の推移

年度	利用者数		
	人数	営業日数	1日平均
平成23年度 (2011)	15,287人	294日	52人
平成24年度 (2012)	18,563人	294日	63人
平成25年度 (2013)	19,931人	294日	68人
平成26年度 (2014)	19,697人	294日	67人
平成27年度 (2015)	19,151人	294日	65人



写真 5-2. 売店



写真 5-3. ヘアメイクサービス (HP から)

5-2. 公開その他の活用の基本方針

旧函館区公会堂は、商業会議所の事務室として使われた他、迎賓や貸室、宿泊などの機能を備えた市民の集会所として利用されてきた。昭和修理後には、有料観覧施設として広く一般に公開され、現在も多くの観光客が訪れる函館観光の重要な拠点となっている。

一方、公会堂は、伝建地区内における主要な景観構成要素であり、生涯学習施設として地域住民にも親しまれている。総合計画や観光計画など函館市が策定している各種計画では、公会堂は様々な施策の一部に組み込まれ、各計画の要求にも応える必要がある。

そこで、基本的には現状の有料観覧施設としての公開を図りながら、各施策に対応した活用計画とする。さらに、かつて地域の集会所として利用されていた性格を踏まえ、会議やイベントでの利用など市民活動の場としての活用方を盛り込む。また、今後の保存修理に合わせ活用に伴う機械・電気設備等も整備する。

コンセプトとしては、重要文化財としての建物の保存に影響を与えないことを最優先事項とする。その上で、公会堂にふさわしい「歴史的空間を活かす」活用を行う。また「函館観光の拠点」としてレクリエーション機能やイベントを充実させ、「市民の集う場」として貸室など建築当時の使い方も再現する。さらに広域的な視点では、近隣の「周辺施設と連動」して周辺一帯の魅力向上に努め、「地域のランドマーク」として、歴史地区における重要な景観資源であることから、敷地や周辺緑地などの整備を積極的に行う。

なお、1章で示した公会堂の文化的価値は、公会堂の「魅力」となるものであることから、公開・活用にあたっては、公会堂の文化的価値を伝えることに努める。

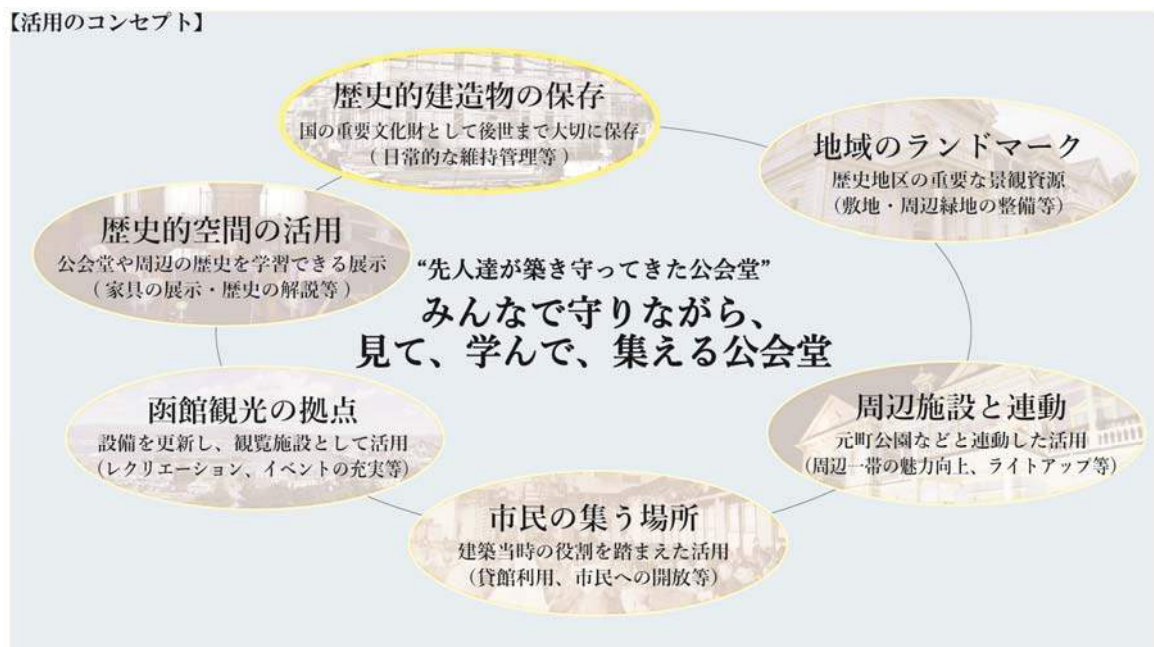


図 5-3. 公開その他の活用の基本方針

5-3. 公開計画

(1) 建造物の公開

本館、附属棟ともに、貸室利用及び管理のための部屋を除いて全面的に公開する。本館2階の貴賓室は、ガイド付きの見学など限定的な公開を検討する。貴賓室の御食堂は、オリジナルを基に復原整備した部屋であり、貴賓室の内部空間を体感できるよう一般公開する。

資料展示や歴史解説などは、ガイダンスの部屋（小食堂・球戯室）を中心に行ない、必要な場合には他の部屋も利用する。パンフレットなどを有効活用し、また解説板の設置は、景観を考慮し必要最小限とするとともにデザインに配慮し、サインなどと統一感を持たせる。小屋組に保管されている古材は、リスト化するなど整理し、その他の公会堂に関連する史料と合わせて展示・活用する。

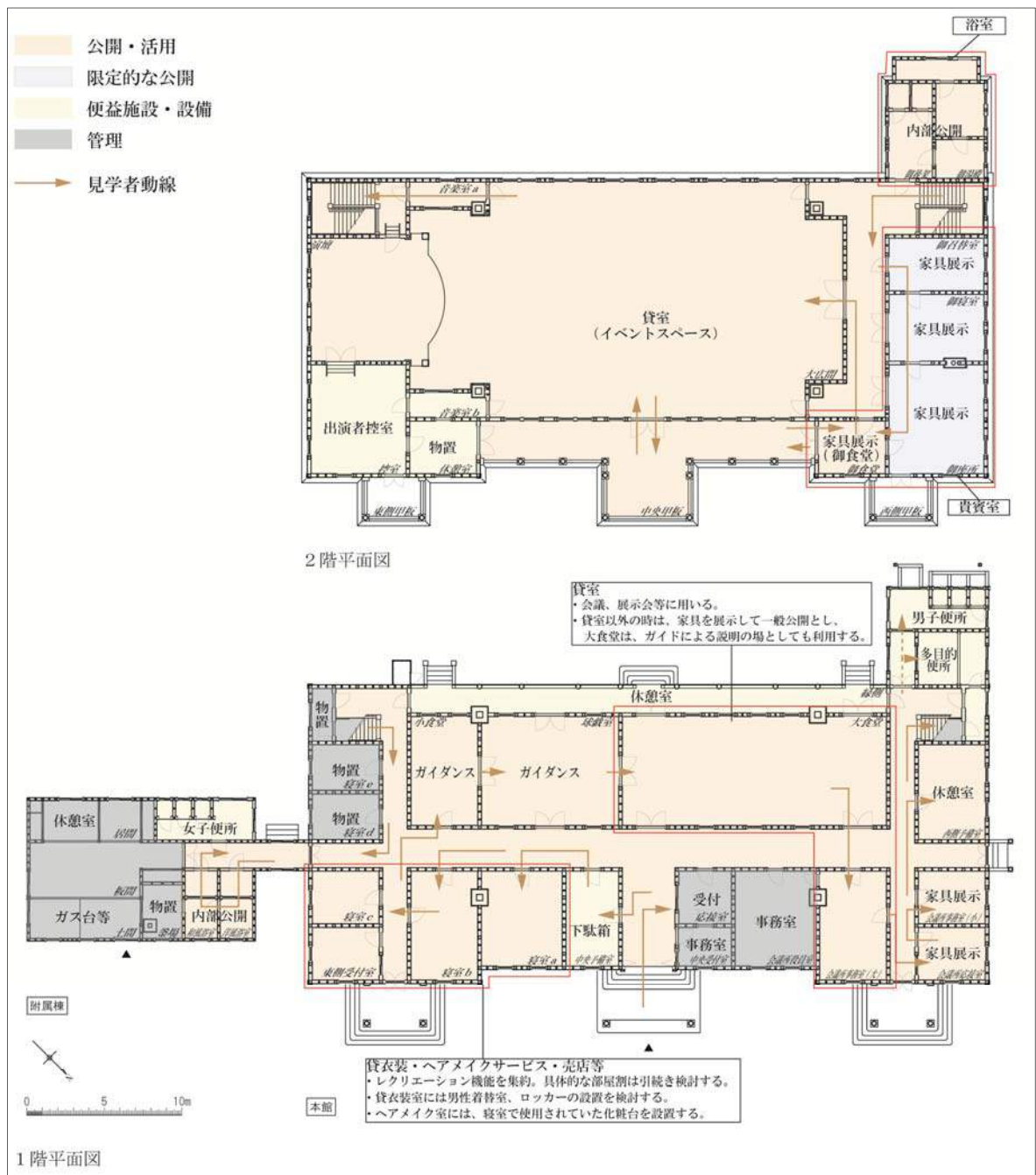


図5-4. 公開案

(2) 家具の展示

1) 現状の課題

公会堂には、建設当初の家具がよく残っている。昭和修理時には建物の修理と合わせて家具の調査が行われ、当初の配置の復原考察などが行われた。昭和修理後には、各部屋の用途にふさわしい家具が配置されていたが、その後の活用の中で展示替えなどが行われ、当初の部屋から移動されているものもある。大食堂の大卓子は、物置に収納されている。

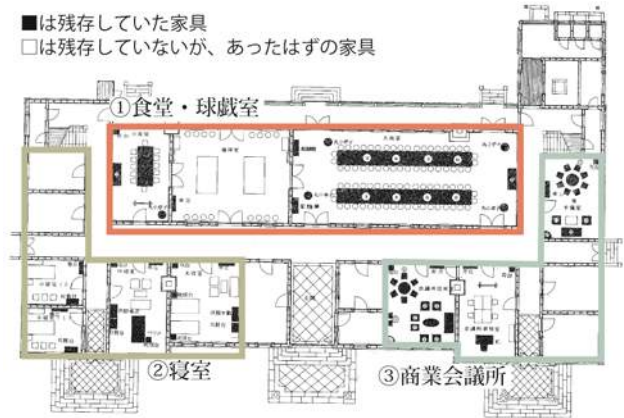


図 5-5. 昭和修理時に残存していた家具

2) 家具の展示の基本方針

昭和修理後の資料などに基づき、現存する家具の数、当初の配置、使われ方などを整理し、リスト化する。その上で、かつての公会堂の空間を体感できるよう、建物の特徴と家具を一体的に見せる。見学に支障のない範囲で当初の位置に展示し、家具の残りが少ない部屋、また動線に支障のある場合などは、当初の部屋以外への展示も検討する。1階の家具は触れられるように展示し、椅子は着座可能とする。貸室利用の際にも使用可能とし、収納が必要なときは物置を利用する。2階貴賓室の家具は行啓に使用された貴重なものであることから、これまで通り見学のみとする。なお、基本的には現存する家具のみを展示し、欠失した家具の整備方法は今後の検討課題とする。

3) 各室の展示の方針

①大食堂・球戯室・小食堂

大食堂は、物置に収納された家具を展示し、上等な室内空間を再現する。椅子は全て欠失しているが、雰囲気合った椅子を新たに整備する。球戯室と小食堂は家具の残りが少なく、ガイドダンスの部屋とするため、家具は展示しない。

②寝室

当初は5つの寝室が計画されていたが、ベッドは1台しか現存しない一方、化粧台が4台残るなど、現存する家具の種類及び数にばらつきが見られる。そこで、家具を一室に集約し、部分的にかつての寝室の様子を再現する。また化粧台は、ヘアメイクサービス室での利用も検討する。

③商業会議所

当初商業会議所には「事務所（2室）」、「役員室」、「応接室」、「予備室」の部屋があり、それぞれの部屋の性格に応じた家具を配置していた。現在は配置が変更されているものも多く、展示にあたっては、現存する家具の種類や、当初の配置などを整理し、可能な限り当初の商業会議所の様子を再現する。



写真 5-4. 大食堂



写真 5-5. 商業会議所応接室



写真 5-6. 寝室 a

5-4. 活用方策

(1) 貸室

1) 会議、展覧会等（場所：本館1階 大食堂、西側予備室など）

当初は一部の区画に商業会議所が事務所を構えていた。その後、昭和修理前までは各室に使用料を設定し、絵画展覧会、物産陳列所、開眼供養式、講演会など様々な使われ方をしていたが、昭和修理後は有料観覧施設として公開され、現在は貸館としては利用していない。

今後は、観覧者が多く訪れる繁忙期以外の期間限定で、大食堂、会議所事務室を貸室として会議室、展示会、物販などに利用できるようにする。利用時には、各室の家具をそのまま使用できることとする。貸室利用以外の期間は家具を展示して一般公開し、大食堂は大きな室空間を活かしてガイドによる説明の場などとして用いる。

また、「特別な場所を活用したMICEの開催」が市の計画により推進されていることから^{注3}、MICEの受け入れについても検討する。

2) イベントスペース（場所：本館2階 大広間）

昭和58年の一般公開以降は、市内外の音楽団体によるコンサートや指定管理者主催のプロムナード・コンサートなどが開催されている。

今後は、平日や夜間の時間帯のイベントを開催する。また雰囲気や調和したデザインの椅子を、見学の妨げにならないよう大広間の一部に常時設置する。控室の着替室、椅子を保管する物置の棚など、バックスペースにおいては建物を傷つけない範囲で使用方法を検討する。（収容人数については、4章に記載）

(2) 貸衣装室・ヘアメイクサービス・売店（場所：本館1階 寝室等）

平成4年から始めた「ハイカラ衣装館」は、入館者の1割以上が利用する人気のコンテンツである。借りた衣装を重ね着するだけで気楽に利用できるもので、現在は寝室bを利用し、仮設の間仕切で衣装を選ぶ部屋と女性着替室を区切っている。

平成20年から始めたヘアメイクサービスも人気であるが、ティアラやウィッグなどを選んで装着するのに時間がかかり、多い時には受付の近くまで並ぶことがある。

売店は、小食堂にて雑貨小物を取り扱っているが、商品に統一感がない。

これらのうち、人気を博している貸衣装とヘアメイクサービスについては、修理後もレクリエーション機能として基本的には継続し、さらに充実させていく。また、時代性を反映した家具を使用するなど、レトロな空間の演出に努める。

売店については、公会堂や函館に関連する商品を中心に販売物の種類や販売方法、事業主体を検討する。入館者が公会堂についての知識や興味をさらに深め、また来館した記念となるような、公会堂ならではの独自性・オリジナリティのある商品を販売するものとする。

注3『函館市観光基本計画(計画期間2014～2023)』では、「MICE受け入れの強化」として、「新たなMICE受け入れ施設の整備（イベント、会議等に対応できる新たな施設の整備・活用）」、「割引パスポートの充実（MICE参加者が受けられる割引対象施設の拡大や割引内容の向上等）」、「ユニークメニューの活用（公会堂等函館ならではの特別な場所を活用したMICEの開催促進）」が盛り込まれている。

5-5. 施設等整備計画

(1) 管理・活用に必要な諸室

1) 下足室（場所：本館1階 中央予備室）

現在は、廊下に下駄箱（スチール製）を設置しているが、桁行44mにも及ぶ通り空間の意匠が損なわれている。昭和の修理前には中央受付室（現小林写真館^{注4}）を「下足室」としていたことから、今後の保存修理後には中央受付室を下足室として再整備する。**なお、下駄箱は雰囲気と調和したデザインのものを設置する。**

2) 休憩室（場所：本館1階 西側予備室及び縁側）

現在は本館1階の会議所応接室を休憩室としている。また1階大食堂と2階大広間にはパイプ椅子をいくつか設置しているが、いずれも休憩場所としての利用者は少ない。修理後は、西側予備室を飲食可能な休憩室とする。また南側で陽当たりの良い縁側に、北側の壁側に寄せてベンチなどを設置して簡易的な休憩場所とする。夏季には、外部空間を取り込むように建具を開放する。その他、2階の甲板から港の風景を楽しむため、壁際にベンチを設置する。

3) 受付・事務室

今後も中央玄関右側の3室を受付及び事務室とする。**受付の備品は、景観に配慮し雰囲気と調和したデザインのものとする。**

4) 管理棟（場所：附属棟）

附属棟は主に管理者の休憩室とし、ガス台、掃除用具入れなどのほか、防災受信盤などの設備類の基盤も設置している。機器類を更新の上、今後も**給湯室の機能を兼ねた**管理棟としての機能を継続する。

5) 物置

本館の寝室2室と洗面所の計3室を家具や備品の物置としている。修理後は、女子便所前室も物置とする。貸室利用に際して、家具の撤去が必要な時には、物置を利用する。



写真 5-7. 下駄箱（現状）



写真 5-8. 小林写真館の展示



写真 5-9. 休憩室



写真 5-10. 縁側

注4 現在展示されている撮影器具など一式は博物館資料となっており、今後の保存修理後は公会堂には展示しない予定である。

(2) 活用に必要な設備

1) 暖房

①現状の課題

現在、冬期には本館と附属棟合わせて石油暖房器5つを設置し、全て附属棟東側のオイルタンクから給油している。しかし、広い館内の暖房対策としては十分でなく、冬期の館内の気温は外気温とほぼ同じとなり0℃近くまで下がることもある^{注5}。また現在、外気の流入対策として、建具廻りにガムテープでの目張りや新聞紙を詰め込む、といった簡易的な対策を施している箇所がある。

暖房が必要となる11月～4月の利用者は1日に200人程度であり、函館市全体の観光客数も減少するものの、その一方で外国人観光客は冬期に多く訪れており、函館市の方針としても「通年型観光へ向けた取り組みをさらに強化」することとしている^{注6}。

②公会堂における暖房利用の歴史

大正10年(1921)の函館区予算の需用費に「煙筒」「煙筒曲り」「木炭」「薪」などの購入が見られ、当時から暖房を利用していた。本館の煙突4本のうち暖炉が附属したものは1本のみであり、当初から煙突は暖房の排気用として計画されていたと考えられる。各室の壁上部には直径20cm程度の煙筒貫通孔があり、全ての部屋の煙筒は貫通孔を通過して4本の煙突に集約される。

③設置の方針

今後の活用を考慮し、本格的な暖房設備を設置する。設置にあたっては、建物の保存に配慮し、できる限り建物の改変を行わないようにする。また、寒冷地特有のすが漏りや、温湿度変化による漆喰や壁紙の劣化などについても十分に考慮する。配管は、煙突や壁の貫通孔や床下などを利用し、また配管の更新は建物の修理周期よりも短いことから、室内に露出した状態での設置も検討する。

また部屋の用途に応じて設置することとし、貸室や事務室など活用や管理に必要な部屋には設置し、貴重な内装類がよく残る本館2階の貴賓室や突出部2階等の一般公開しない部屋には設置しない。

④実施の方法

実施の方法については、上記の方針を基に設置範囲や器具の選定などを、修理に合わせて計画する。また気密性を高めるために、断熱材や内窓の設置など暖房器具以外の対策も修理に合わせて検討する。

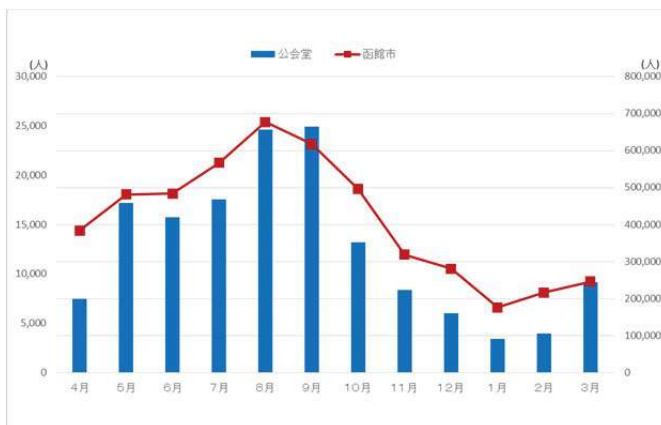


図 5-6. 観光客数 (平成 27 年度)

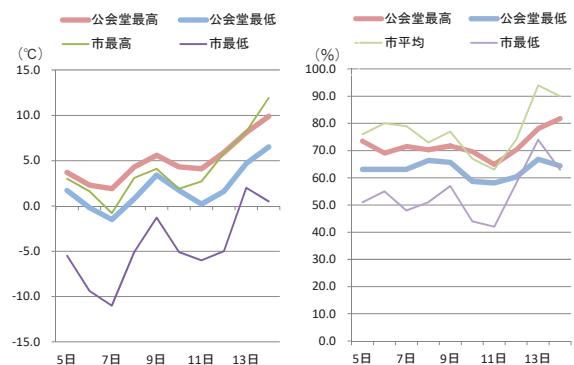


図 5-7. 平成 28 年 2 月上旬の温湿度 (左: 温度、右: 湿度)

注5 平成 27 年度の調査において、寒さの一番厳しい季節である 2 月上旬に公会堂本館の 1 階・2 階の各 1 箇所にデータロガーを設置し、温湿度の変化を記録した。

注6 「函館市観光基本計画 2014-2023」(平成 26 年 4 月。函館市観光部観光振興課) から。

2) バリアフリー

①現状の課題

現在、繁忙期(4月～10月)には、補助が必要な入館者が月に10名程度、そのうち車椅子利用者は月に1名程度である。建物内に館内移動用の車椅子を用意して対応し、便所の利用には補助者が同伴の上、公会堂職員も協力している。その他には特別なバリアフリー対策をしておらず、車椅子利用者はほとんど2階に上がることができない。

建物の特性では、地盤面から1階床レベルまで1,000mm程度の高低差がある。内部では、各室の敷居に30mm程度の段差があるが、車椅子利用者は、後ろ向きであれば一人で乗り越えることが可能である。それ以外では、本館1階は玄関や便所、2階は甲板・突出部以外には段差はないが、附属棟に和室・渡廊下・便所・玄関など各所に段差がある。

②設置の方針

公会堂の持つ公共性を考慮して、できる範囲でのバリアフリー対策を行う。ただし、文化財としての価値を尊重し、貴賓室や大広間など上質な部屋や壁紙など貴重な仕上げ材が残る箇所は変更しない。各室の敷居には段差解消ステップを設置することとするが、その他設備についての実施方法や具体的な採用器具などの詳細は修理時に決定する。

③1階へのアクセス方法

積雪により電動器具の設置は難しいことから、スロープの設置について検討した。勾配を1/15とする場合は、15mの長さが必要となることから、主に動線と意匠の面から検討したが、建物正面側は、最も重要な外観意匠を損なうこと、背面側は動線上不便であるうえ、建物背後に迫る斜面のため必要な経路の確保が難しいこと、附属棟は内部への段差解消が必要であること、などの課題が多い。

一方、本館西側は、車椅子利用者用の乗降場(西門付近)と一体的な整備が可能である。また出入口の間口(建具内々)は1,250mmで内部に段差がないことから、本館西側へのスロープの設置を基本方針とする。

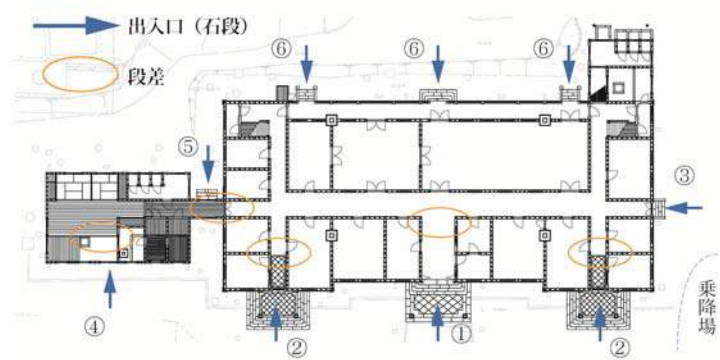
しかし、西面は建物の正面とはならないが、敷地の西側一帯には樹木なども含めて良好な景観が残り、写真の撮影場所としても絶好の場所である。また冬期の路面凍結や建物屋根からの落雪などの課題もある。具体的な設置箇所や意匠、また冬期の対策など、詳細は修理時に検討する。



写真 5-11. 本館東側玄関 (右図②)



写真 5-12. 附属棟渡廊下 (右図⑤)



	①②	③	④	⑤⑥
動線	△ 内部に段差	○	× 内部に段差	×
意匠	×	△	○	○

図 5-8. スロープ設置位置検討図

③ 2階へのアクセス方法

可搬型階段昇降機・エレベーター・椅子式階段昇降機の3案について、下記の通りメリット及びデメリットを検討した結果、今後の活用において見込まれる利用者数及び変更の少なさを踏まえ、可搬型階段昇降機の導入を基本方針とする。**エレベーターは設置による建物の変更が大きいことから採用しないこととする。**ただし、今後の公会堂の利用状況等により必要性が増した場合には、改めて設置を検討する。

【可搬式階段昇降機】

大きな改造が必要なく、3案の中では費用的負担が最も小さい。車椅子ごと乗車できるものもあり、昇降が可能である。最大傾斜角35度まで対応し（公会堂は32度）、踊り場など階段各部の平面寸法もクリアしている。また絨毯を敷いたままでの使用も可能である。一方で、文化財での導入事例がほとんどなく、操作には専門性が必要である。また、クローラーを引っ掛けるための角部を確保するため、階段の段鼻にスリップ止を設置するなど小さな改造が伴う。

【エレベーター】

上下階の移動を最もスムーズに行うことができ、多様なイベントや貸室にも対応可能となるが、現状の車椅子利用者数を考慮した場合には、過剰性能ともなり得る。また設置にあたっては大きな改造が必要になる。内部への設置では天井や床などに改造が必要で、上質な部屋や貴重な仕上げ材を用いた部屋には設置できないこと、また今後の各室の使用方法を踏まえれば大きな困難が生じる。外部への設置では、その設置箇所は背面側や西側の階段附近に限定されるが、壁面に大きな改造が伴い、外観意匠にも影響がある。

【椅子式階段昇降機】

比較的改造が小さく、コスト面でも安価に抑えることができる。階段への設置となり、意匠面での影響も限定的である。一方で、公会堂の建築的特性から、西側階段への設置では、2階で本館突出部の浴室出入口が近接しており、納まりが懸念される。また東側階段では、2階音楽室aの間口が狭く（内々660mm）、車椅子が通行できない。さらに壁面内部への補強が必要になる。



写真 5-13. 可搬式階段昇降機

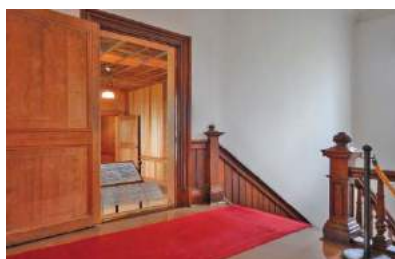


写真 5-14. 本館 2階 突出部附近



写真 5-15. 本館 2階 音楽室 a

表 5-4. 各案のメリット・デメリット

	可搬式昇降機	エレベーター	椅子式昇降機
改造	○	×	△
意匠	○	△	△
動線	△	○	△
設置	○	△	△
メリット	・大きな改造が必要ない。	・上下階の移動がスムーズ	・エレベーターよりも改造箇所が少ない。
デメリット	・操作性 ・重量 ・文化財での使用事例	・大規模な改造が必要 ・現状では必要人数が少ない	・壁面内部に補強が必要か ・2階浴室出入口が近接(西) ・音楽室建具寸法狭い(東)

3) 便所

①現状の課題

昭和修理時に、本館に男子便所と女子便所、また附属棟に共用便所を整備したが、女子便所はブースが狭く、共用便所は利用者が少ない。またバリアフリー対策として多目的便所の設置も必要である。

②設置の方針

【男子便所】（本館突出部）

昭和修理時には、当初の間取りに復元しつつ、床をタイル張りにし、当時の一般的な設備を導入して男子便所とした。動線や利便性などの面で特に大きな課題はなく、設備を更新した上で男子便所として利用する。

【女子便所】（附属棟）

当初湯沸所だった本館突出部の部屋を、昭和修理時に女子便所とした。部材を傷つけないよう東側の部屋にユニット式の便所を入れ込んでいるが、3,636mm×2,727mmの部屋に個室を6室設置しているため内部は狭小である。そこで、貸衣装室やヘアメイクサービス利用者の利便性を考慮し、現在の附属棟の共用便所を女子便所とする。3つの個室はそのまま使用し、現在の壁掛け小便器の位置に個室及び洗面台などを増設して女性利用者の利便性に配慮する。

【多目的便所】（本館突出部）

バリアフリー対策として、現在の女子便所の位置に多目的便所を設置する。オストメイト対応や多目的シートなどの設置器具、また施工方法など、詳細は設備の実施設計の際に検討する。なお、現在の動線は階段側からとしているが、車椅子寸法を考慮して男子便所側を入口とする。



写真 5-16. 男子便所（現状）

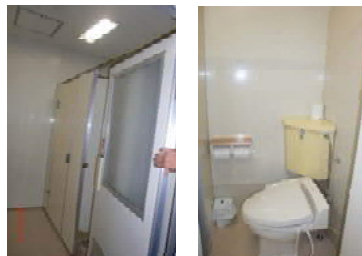


写真 5-17. 女子便所（現状）



写真 5-18. 共用便所（現状）

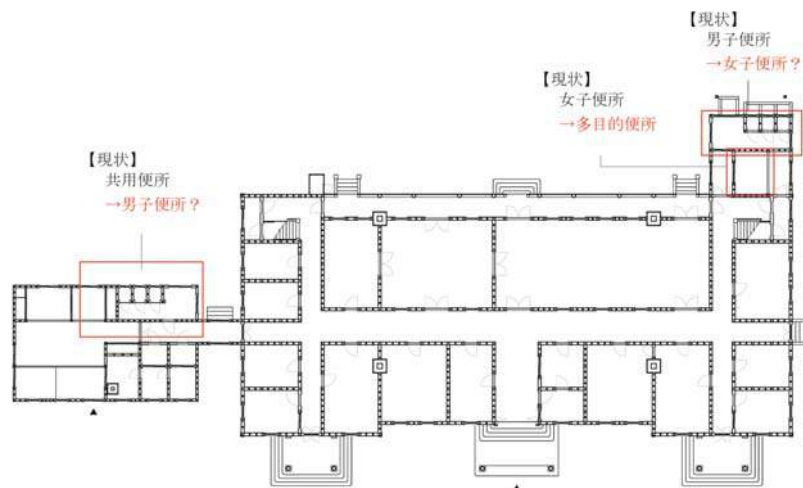


図 5-9. 便所整備検討図

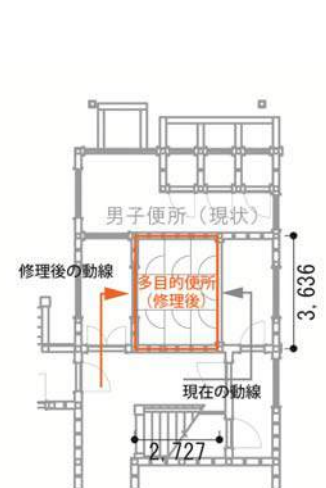


図 5-10. 多目的便所の動線

4) 照明設備

現在の照明器具は昭和修理時に整備されたもので、かつての雰囲気再現するため、器具の形状、材料などだけでなく、建設当初の照明器具の明るさにも配慮した。また明るさが足りない箇所は、補助照明を取り付けることを前提として、コンセントが各箇所設置された。

近年、必要なコンセントなどの配電関係も整備されており、今後もかつての照明器具を活かしつつ、明るさが足りない箇所は、基本的に補助照明により対応する。補助照明を設置する場合は、**取付け位置やデザイン**に配慮する。

5) ネットワーク設備

外国人観光客の受け入れや貸室利用などに対応するため、インターネット環境 (Wi-Fi 等) を整える。

6) 展示器具・解説板

現在の器具は、昭和修理時のものであり更新が必要である。展示器具は可搬型とし、デザインが調和するよう配慮する。なお、多言語対応として、ICT機器の導入や音声ガイド、スマートフォンの活用も検討する。

7) サイン計画

案内板や説明版は、雰囲気を損なわないよう統一感のあるデザインとする。

8) 券売機

券売機は、建物の雰囲気を損なわないよう、大きさやデザインに配慮し、設置場所などを検討する。



写真 5-19. 照明 (左: 当初の照明、右: 補助照明)



写真 5-20. 解説板



写真 5-21. サイン



写真 5-22. 券売機

5-6. 外構及び周辺整備計画

(1) 敷地の公開計画

敷地は基本的に全面的に公開とし、建物外観を望見できるようにする。敷地は一帯を整備する。

(2) 整備方針

1) 庭園

南側は樹木を剪定し、回遊できるよう整備する。また敷地の西側と東側も庭園として整備する。西側は見学者の主要動線からは外れているが、添景となる岩などを現し、旧状を活かしながら景観構成要素として整備する。東側はお茶会などで利用できるよう整備する。これらの庭園は市民向けの一般公開を検討し、回遊できるような動線計画、また建物内部からの眺望を楽しめるような造園計画を行なう。

2) 駐車場

敷地内に駐車場は設置せず、函館公園下にある函館元町観光駐車場(立体式と広場式で乗用車 93 台、大型バス 14 台駐車可)を利用する。西門附近には、バリアフリー及び貸室用の乗降場所を整備する。

3) 自動販売機

現在は本館正面側に 2 台設置され、特に夏季には利用者が多い。今後も設置する場合は、元町公園や伝建地区内など周辺の設置状況を考慮した上で、設置場所、デザイン等に配慮して設置する。また建物内に設置する場合には、建物の雰囲気を損なわないよう、設置場所を検討する。

4) ライトアップ用照明

設置から年数が経過していることから、景観に配慮した器具の小型化や形状の変更を検討する。またプロジェクションマッピングを行うための設備を整備する。

5) 周辺樹木の整備

公会堂は、正面側は函館湾、背面側は函館山に臨む地に建つ。良好な眺望を確保するためにも、関係各所と協議の上、周辺樹木の整備に努める。

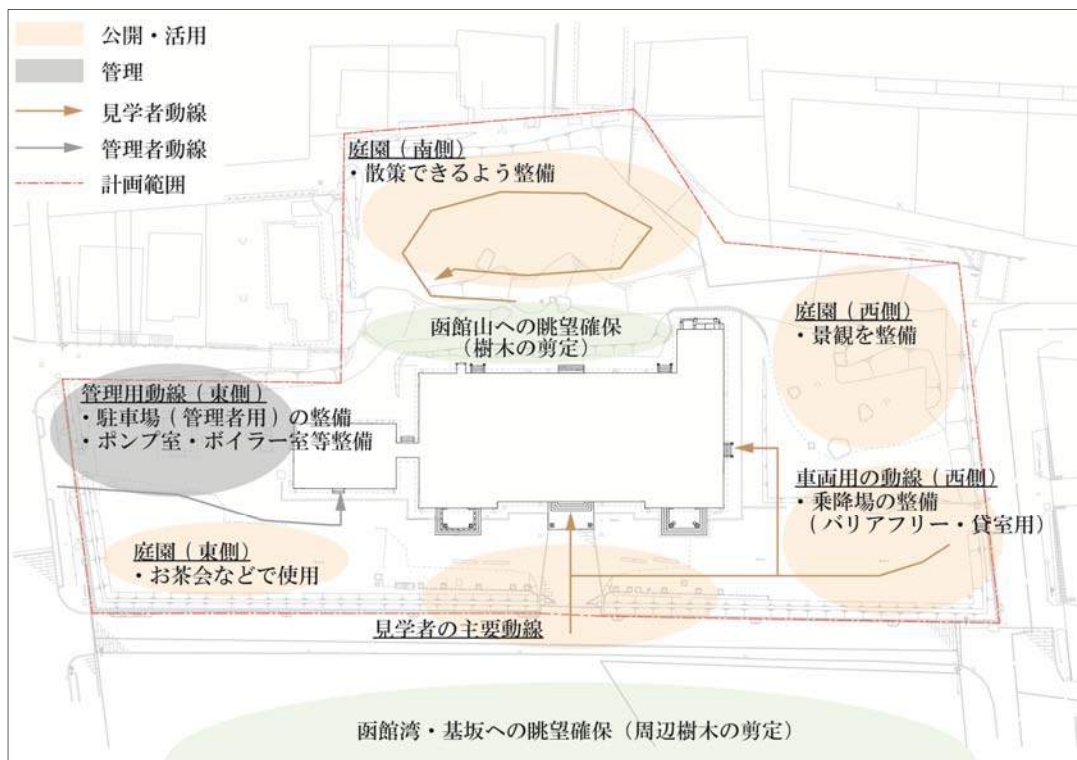


図 5-11. 外構及び周辺整備計画

5-7. 管理・運営計画

(1) 指定管理者制度

1) 指定管理者の選定

保存修理後も現在と同様、指定管理者制度による管理・運営を継続し、その担い手は公募による選定を検討する。

2) 業務内容

現在、指定管理者が行う具体的な業務は「函館市社会教育施設等の管理に関する仮協定書」及び「社会教育施設等管理業務実施要領」に示されているが、必要に応じて内容を改正しながら、今後もこれらの業務を継続して行う。

なお、貸衣装などの自主事業や各種コンサートなどのイベント開催については、公会堂の活用のコンセプトに適した内容であることが求められる。

3) 公開後の評価方法

公開後の評価方法は、市の評価制度や各種計画での目標により対応する。

(2) 協力団体

現在、5月から9月の木曜日～日曜日に、市内のボランティア団体「一會の会」の会員2名が建物の解説を行っている。今後も積極的に市民団体等の協力を依頼する。

(3) 市民への開放

公会堂は市民（当時は函館区民）の寄付により建てられた市民のための建物であった。現在も公会堂コンサートなどのイベントにおいて市民の利用が促進されているが、より市民に開かれた建物となるよう、各種の発表の場、また市民の集会場などとして積極的に活用し、市民と観光客の交流の場とする。庭園などは、市民が楽しめるように開放する。

(4) 周辺施設との連動

元町公園内の旧北海道庁函館支庁庁舎、旧開拓使函館支庁書籍庫、伝建地区内に所在する旧イギリス領事館、旧相馬邸、ペリー広場などと連動して、既存の観光資源やその周辺など、雰囲気、景観、歴史などを生かし、さらなる魅力向上を図るための整備や活用を推進する。また歴史的景観を形成している建築物や、夜景の魅力向上に資するものについては、ライトアップ施設の整備を進めるなど、新たな魅力の創出に努める。

また市立函館博物館などには、都市史や郷土史などの研究成果が蓄積されている。公会堂や函館の歴史解説など、ガイダンス室での各種の展示にあたっては、博物館などと協力して展示計画を立案する。

5-8. 活用における関係法令等の整理

(1) 主な法令

1) 文化財保護法

現状変更や各種の届出など必要な手続きに関しては、第6章を参照。

2) 建築基準法

建築基準法第3条第1項第1号により、本館と附属棟は同法の適用除外となっている。ただし、安全性の確保については十分に考慮する。また、新たに管理棟やボイラー室などを新築する場合には建築基準法が適用される。

【建築基準法】

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

3) 都市計画法

「第一種中高層住居専用地域」及び「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区」に含まれる。

4) 消防法

消防法施行令別表第一の(17)項に規定される防火対象物である。

【消防法施行令】

別表第一(17) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建造物

(2) 公会堂に関する市の条例等

1) 函館市重要文化財旧函館区公会堂条例及び同条例施行規則^{注7}

公会堂の設置および管理について必要な事項を定めている。

2) 函館市都市景観条例

伝建地区の保全等について必要な事項を定めている。

3) 函館市社会教育施設等の管理に関する仮協定書

指定管理者による維持管理や活用等の業務について定めている。

(3) 活用内容により考慮すべき法令等

1) バリアフリー関係

バリアフリー関係の整備に関しては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「障害者差別解消法」、「函館市福祉のまちづくり条例」などに配慮する。

2) 食品衛生法

今後、飲食を伴う活用を行う場合には、「函館市食品衛生法施行条例」及び「函館市食品衛生法施行細則」を遵守する。またイベントなどにより臨時的な営業を行う場合には、「函館市臨時営業等の取扱要綱」を遵守する。

3) 函館市の各種計画（公会堂及び都市景観形成地域の位置付け）

新函館市総合計画（計画期間 2007～2016）

都市の将来像：人が輝きまちが輝く交流都市はこだて
施策の大綱

1. 心豊かな人と文化をはぐくむまち
創造性とふれあいをはぐくむ社会の形成

注7 資料編参照。

文化芸術の振興－文化遺産の保存・活用および継承

・文化遺産の保存活用

〔主要施策〕文化財の指定を促進、歴史的価値のある建造物の復元整備を進める、指定文化財の保存整備や展示施設などの整備など

・伝統文化の継承と郷土愛の育成

〔主要施策〕歴史資料などの保存・活用、郷土への理解を深める学習プログラムの充実、地域の歴史や文化遺産にふれる機会の拡充など

2. 共に支えあい健やかに暮らせるまち

3. 快適で安らぎのある住み良いまち

4. 環境と共生する美しいまち

うるおいのある都市空間の形成

魅力ある景観の形成－景観資源の保全・整備、歴史的景観の保全・整備

〔主要施策〕地域内の建造物の保全を進める、地域内における歴史的景観への配慮の促進など、

5. 活力にあふれにぎわいのあるまち

函館市活性化総合戦略（計画期間 2015～2019）

基本目標

1. 経済を元気にする

・交流人口の拡大や基盤産業の強化等による経済の活性化

・新産業の創出や企業化支援等による雇用の拡大・創出

※観光入込客数 484 万人→目標値 550 万人 (H35)

○MICE、スポーツ大会・合宿等の誘致強化…豊富な観光資源や観光ブランド力といった本市の優位性を活かしMICEを誘致（MICE主催団体等誘致訪問件数 71 件→累計 350 件以上）

2. 子どもたちと若者の未来を拓く

3. 市民の安全・安心を守る

・高齢者をはじめとする市民が安心して暮らすことができるまちづくり

※住みやすさの満足度（市民等アンケート）73.1%→80.0%

○公共施設の耐震化…公共施設は、災害発生時に地域住民の避難場所としての役割も果たすなど、その安全性の確保は極めて重要であることから、対象施設の耐震化を進める

・対象となる公共施設の耐震化を速やかに順次実施

4. まちの魅力をさらに高める

・訪れるたびに新たな発見があるまちづくり

・観光ブランド力等の強化による交流人口の拡大

※函館の印象「とてもよい」の回答 76.2%→80.0% (H35)

※外国人宿泊客 34.6 万人→増加

○観光ブランド力の強化…既存の観光資源の維持・保存に努めるとともに、さらに磨きをかけることで付加価値を高めるなど、賑わいのある集客拠点や新たな交流を生む都市空間、魅力ある生活空間の創出に努めるほか、何度も訪れたいくなる美しいまちづくりに向けた取組を進め、観光ブランド力を強化する。

・重要文化財旧函館区公会堂保存修理事業

・縄文遺跡群世界遺産登録の推進・史跡垣ノ島遺跡整備事業など

※地域ブランド調査魅力度ランキング 1 位の取得

○観光客受入体制の整備

○陸・海・空の交通網のさらなる充実

○公共交通の再編

○移住者・定住者の誘致

○歴史的建造物等の適正維持…歴史的・文化的財産である歴史的建造物は老朽化や所有者の高齢化が進み、維持・保存が困難な状況となっている。これらの建造物がつくり出す歴史的町並みは、重要な観光資源であることから、適正な維持管理に努めるとともに、西部地区の都市景観形成地域における空き家等の利活用を促進し、市民の誇りとなり、観光客がまた訪れたいと思える町並みづくりを進める。

・歴史的建造物継承・活用推進事業・伝統的建造物群保存地区保全事業

・西部地区歴史的町並み保全事業など

※伝統的建造物（75 件）の維持景観形成指定建築物等（48 件）の維持

5. 広域連携を強化する

観光基本計画（計画期間 2014～2023）

基本理念：人・まち・文化の宝石箱 新・国際観光都市函館へ

基本方針：交流・にぎわいの創出、おもてなし・満足度の向上、国際化の促進

基本方針を読み解くキーワード

〔函館ブランド〕 異国情緒あふれる町並みや歴史的建造物の保存活用、函館ならではの「食」や「歴史」の観光資源化などにより、「憧れ」と「身近さ」を兼ね備えた市民が誇れる函館ブランド確立を図る。

〔M I C E〕 M I C Eを推進するため、受け入れ施設などに関する情報提供や誘致宣伝活動、各種支援サービスなどに取り組む。

〔プロモーション〕 北海道新幹線開業による首都圏等国内への、または東南アジア等海外への誘致宣伝活動をはじめ、修学旅行・新規航空路線・クルーズ客船寄港などを対称とした誘致宣伝活動に取り組む。

〔ホスピタリティ〕 国内外からの観光客に感動を与えられるよう、人材の育成などによりホスピタリティの向上を図る。

〔もう一泊したいまち〕 観光資源の見直しや創出のほか、広域連携による観光メニューの充実により、滞在型の観光を促進する。

目標値：観光入込客数 550万人の達成（H35年度）

1. 交流・にぎわいの創出：平均宿泊数の増加を目指す（10%アップ）
2. おもてなし・満足度の向上：函館の印象「とてもよい」の回答率向上を目指す（80%）
3. 国際化の促進：来函外国人宿泊者数の増加を目指す（35万人）

施策

○街並み・歴史的建造物の保全・活用の推進

伝統的建造物の保存・活用など

○新たな観光資源の創出

さらなる観光資源の創出と活用…歴史、文化等埋没している観光資源の掘り起こしと活用

既存観光資源等の再整備の推進…既存観光資源など景観、歴史などを生かし、さらなる魅力向上を図るための再整備の推進など

○M I C E受け入れの強化

新たなM I C E受け入れ施設の整備…イベント、会議等に対応できる新たな施設の整備・活用

割引パスポートの充実…M I C E参加者が受けられる割引対象施設の拡大や割引内容の向上等

ユニークメニューの活用…公会堂等函館ならではの特別な場所を活用したM I C Eの開催促進

など

都市計画マスタープラン（計画期間 2011～2030）

まちづくりの目標

1. 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
2. 快適・安全なまちづくり
3. 市街地と農漁村地域が共生するまちづくり
4. 美しくうまいあふれるまちづくり

市民誰もがまちに誇りを持てるよう、質の高い公共空間の創出や歴史的な建造物の保全に努め、地域特性に応じた魅力ある景観の保全・創出を図る。

5. 経済活動を支えるまちづくり

まちづくりの方針

1. 土地利用の方針
2. 都市施設整備の方針
3. 都市環境の方針

（1）都市防災の方針

（2）景観形成の方針

①都市景観形成の推進

②歴史的景観の保全・整備

・特に重要な地域である西部地区の都市景観形成地域においては本市の誇るべき歴史的景観を後世に伝え残していくため、景観計画に定める方針や行為の制限に関する事項等の見直しにより積極的な景観誘導を図る。

・景観形成指定建築物等については、老朽化や所有者の高齢化等により維持保全が困難となってきたことから、個々の特性に応じ、保全・活用の方法、助成制度の検討や民間組織と連携した保全システムの構築に取り組む。

・歴史的景観を「まもり、そだて、つくり」あげていくために、伝統的建造物、景観形成指定建築物等以外の歴史的な建築物や歴史景観に配慮して建てられた建築物について、登録・誘導建築物制度の導入を検討するとともに、上下和洋折衷、洋風等の函館らしい町家等で構成する歴史的な町並みの保全・形成に向け、建築物等の外観誘導や空き地・空き家の解消を図るため、支援策の拡充や新たな支援方法について検討する。

③自然景観の保全

④夜景の保全・創出

・函館山からの夜景は、本市の魅力として欠かすことのできない景観となっていることから、景観形成指定建築物等、夜景の魅力向上となるものについては、ライトアップ施設の整備を進めるなど、新たな魅力の創出に努める。

景観計画（2008 策定 2012 改訂）

都市景観形成地域における方針

- ①歴史的環境の保全 ②居住環境の質的向上 ③魅力ある環境の創出

都市景観形成地域におけるゾーン別の景観形成方針

（1）住宅地景観ゾーン

- ①個性を活かした住宅地の形成…歴史性と地形上の特色を活かし、より魅力的で個性あふれる住宅地の形成をめざす
②安全で快適な居住環境の実現 ③成熟したコミュニティの維持

（2）住商複合地景観ゾーンの方針

（3）港湾地景観ゾーンの方針

（4）景観形成街路沿道区域の方針

- ①函館らしさを際立たせる景観の形成…函館の歴史性と地形上の特色を活かし、より函館らしさを際立たせる景観の形成をめざす。
②伝統的建造物群保存地区との連続性のある景観の形成…新たな建築行為等では、周辺の伝統的建造物群保存地区との連続性に配慮した景観の形成をめざす。
③各ゾーンの基本方針の尊重

※良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を各ゾーン毎等に規定

環境基本計画（計画期間 2010～2021）

目指すべき環境像：未来に向かい人と自然が共生するまちはこだて

基本目標

地球にやさしいまち安心して暮らせるまち資源を大切にすま

豊かな自然と共生するまちこころと参加でつくるまち

うのおいと安らぎを感じるまち一個性とゆとりある町並みをつくりま

[地域特性を生かした町並みづくり]

歴史的文化的建造物の保全に努める

都市景観形成地域をはじめとして地域特性に配慮した町並みづくりを進める

公共施設整備にあたっては、都市景観形成の先導的な役割を果たすよう努める など

※環境目標 快適な町並みとを感じる人の割合 51.5%→80%

緑の基本計画（計画期間 2001～2015）

歴史的景観形成地域について、緑による総合的な魅力向上を図る旨を記載

今後の公共施設のあり方に関する基本指針（2014 策定）

今後の方向性

旧函館区公会堂 → 管理運営の効率化

国指定の重要文化財であり、市を代表する歴史的建造物であることから、建物自体を維持していく必要がある。施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図る。

第6章 「保護に係る諸手続」

公会堂の保存及び活用に係る改修等を行う場合に、文化財保護法等に基づいて必要となる主な手続きについて示す^{注1}。手続きに要する書類（申請書、届出等）は函館市教育委員会から北海道教育庁を通して文化庁へ提出する。

6-1. 文化庁長官の許可を必要とする場合

下記の3つの行為において文化庁長官の許可が必要となる。手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。なお、旧函館区公会堂では復原を含む根本修理を終えていることから、今後は原則として現状変更は行わない。

(1) 文化財建造物の現状を変更しようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

根本修理などに伴い、文化財建造物を指定時の姿から変更することをいう。

1) 許可を必要とする場合

- ・ 改造する場合（間仕切りの取り付けまたは撤去、窓の取付など）
- ・ 構造、形式、規模を変える場合
- ・ 部材の材種、寸法、工法を変える場合
- ・ 建設当初または改変後のある時期の姿に復原しようとする場合
- ・ 移築または曳家をする場合
- ・ 建物の建つ地盤の高さを変える場合
- ・ 大規模な構造補強

2) 許可を必要としない行為

- ・ 維持のための措置及び影響が軽微な小修理（ただし「修理届」を提出）
- ・ 災害による損傷や被害の拡大防止のための応急処置（ただし処置後に速やかに「き損届」を提出）

(2) 文化財建造物の保存に影響をおよぼす行為をしようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

文化財建造物そのものに対する行為だけではなく、災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいう。

1) 許可を必要とする場合

- ・ 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築する場合
- ・ 文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ・ 文化財建造物の周辺における切土、盛土など、周辺の耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- ・ 文化財建造物の内部に、受付など防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合
- ・ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合
- ・ 文化財建造物から直接型取りを行う場合
- ・ 障壁面など文化財建造物の一部に、強い光線をあてて写真の撮影などを行う場合

注1 本章については『文化財保存・管理ハンドブック[三訂版]-建造物編-』（文化庁文化財部参事官(建造物担当)、2012、全文連）を参照。

2) 許可を必要としない行為

- ・十分な養生をした上での保守点検や設備更新など、影響が軽微な管理のための行為

(3) 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき（文化財保護法第 53 条第 1 項）

1) 許可を必要とする場合

- ・所有者以外の者が主催する展覧会や、催し物の一環として建造物も展示物の一部として公開する場合
- ・建造物の部分など移動可能なものを博物館などに出品する場合

2) 許可を必要としない行為

- ・文化財の公開を所有者あるいは管理団体自体が行う場合

6-2. 文化庁長官への届出を必要とする場合

(1) き損届（文化財保護法第 33 条第 1 項）

重要文化財建造物の所有者等は、所有する重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、き損の拡大を防ぐ応急措置を施し、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。

(2) 修理届（文化財保護法第 43 条の 2）

重要文化財建造物の修理を行う場合、修理に着手する 30 日前までに、工事内容を記した「修理届」を提出する。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行うとき、また現状変更の許可を受けて修理を行う場合などは修理届は不要である。

(3) その他

- ①管理責任者を選任し、解任し、または変更したとき（文化財保護法第 31 条第 3 項、第 32 条 2 項）
- ②所有者が相続や譲渡などにより変更したとき（文化財保護法第 32 条第 1 項）
- ③所有者または管理責任者が氏名、名称又は住所を変更したとき（文化財保護法第 32 条第 3 項）

これらの事項は、20 日以内に文化庁長官に届出なければならない。

6-3. 本保存活用計画の変更

本計画の内容を変更するときには、変更の内容について、文化庁・北海道教育庁・函館市教育委員会と事前に協議し、合意を形成した上で行う。